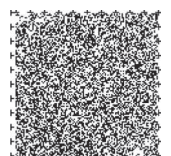


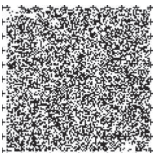
第5期 郡山市障がい者福祉プラン



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

郡山市は「SDGs 未来都市」として
持続可能な開発目標の達成に向けた
取り組みを推進しています。





第5期 郡山市障がい者福祉プラン

目 次

第1章 総 論

第1節 計画の基本事項

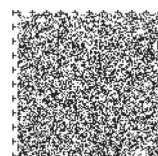
第1	計画策定の趣旨	2
第2	計画の性格	3
第3	計画の期間	4
第4	基本理念	4
第5	基本目標	5
第6	施策の推進に必要な視点	6
第7	計画の構成	8
第8	計画の推進	8

第2節 障がい者の状況

第1	身体障がい者の現状と推移	10
第2	知的障がい者の現状と推移	12
第3	精神障がい者の現状と推移	13

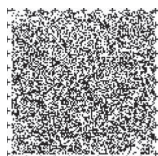
第3節 施策の体系

14



第2章 各 論

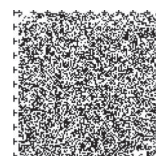
第1節 生活支援	19
第1 地域共生社会の実現	20
第2 地域福祉の推進	21
第3 在宅福祉の充実	22
第4 施設福祉の充実と地域移行の推進	29
第5 福祉サービスの質の向上	30
第2節 雇用・就業	31
第1 雇用の促進と職場定着の支援	32
第2 就業機会の拡大	34
第3 福祉的就労の促進	35
第3節 スポーツ・文化・国際交流	37
第1 スポーツ・レクリエーション活動の充実	38
第2 文化活動の充実	39
第3 国際交流の促進	40
第4節 保健・医療	41
第1 障がいの早期発見と早期治療の推進	42
第2 医療の充実	44
第3 精神保健・難病対策の推進	45
第4 保健・医療・福祉の連携	46
第5節 療育・教育・育成	47
第1 障がい児支援の充実	48
第2 教育施策の充実	50
第3 切れ目ない療育・教育体制の確立	52
第4 生涯学習施策の充実	53
第6節 啓発・広報	55
第1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進	56
第2 理解とふれあいの促進	56
第3 地域における交流の促進	60



第7節 生活環境	6 1
第1 ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進	6 2
第2 安全・安心のまちづくりの推進	6 3
第3 住環境の整備促進	6 4
第4 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策の推進	6 4

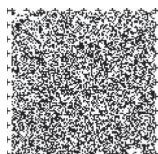
第3章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量について

第1 数値目標	6 7
第2 障害福祉サービス等の見込量	7 1
第3 地域生活支援事業の見込量	7 3



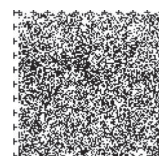
資料編

1	障がい者を取りまく環境の変化	77
第1	法制度関係	77
第2	障がい者計画関係	80
第3	市の組織、事業関係	81
2	障がい者雇用の現状	84
3	教育施策の現状	86
4	2019（令和元）年度実態調査実施概要	87
	実態調査集計結果	88
5	関係要綱・規約	101
第1	郡山市障がい者自立支援協議会規約	101
第2	郡山市障がい者自立支援協議会会員	103
第3	郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会設置要綱	104
6	策定経過	106
7	用語解説	107

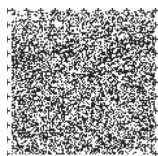


【第5期郡山市障がい者福祉プラン施策一覧】

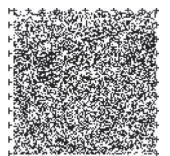
計画の構成		第1節 生活支援										
施策目標		第1 地域共生社会の実現	第2 地域福祉の推進			第3 在宅福祉の充実				第4 施設福祉の充実と 地域移行の推進	第5 福祉サービスの質の向上	
施策の方向		1 関係機関の協働による 包括的な支援体制の構築	1 地域福祉ネットワークの充実	2 ボランティア活動の推進	3 障がい者関係団体の活動の推進	1 相談支援体制の充実	2 情報提供の充実	3 生活支援対策の充実	4 訓練の充実と社会参加のための 施策の充実	1 施設福祉サービスの充実	2 地域移行の推進	1 福祉サービスの質の向上
対 象 者	身体障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	知的障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	精神障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	発達障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	難病の方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	乳幼児	●				●	●	●				●
	児童生徒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年高齢者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
該当ページ		20	21	21	22	22	24	26	28	29	29	30



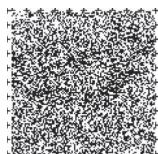
計画の構成		第2節 雇用・就業						第3節 スポーツ・文化・国際交流		
施策目標		第1 雇用の促進と 職場定着の支援		第2 就業機会の拡大	第3 福祉的就労の促進			第1 スポーツ・レクリエーション 活動の充実	第2 文化活動の充実	第3 国際交流の促進
施策の方向		1 相談支援体制の充実	2 雇用の促進と安定	1 多様な就業機会の確保	1 福祉的就労の場の確保	2 農福連携の推進	3 福祉的就労の質の向上	1 スポーツ・レクリエーション 活動の充実	1 文化・芸術活動 (アール・ブリュット等)の充実	1 国際交流の促進
対象者	身体障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	知的障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	精神障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	発達障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	難病の方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	乳幼児							●	●	●
	児童生徒	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年高齢者	●	●	●	●	●	●	●	●	●
該当ページ		32	33	34	35	36	36	38	39	40



計画の構成		第4節 保健・医療				第5節 療育・教育・育成				
施策目標		第1 障がいの早期発見と 早期治療の推進	第2 医療の充実	第3 精神保健・ 難病対策の推進	第4 保健・医療・福祉の連携	第1 障がい児支援の充実		第2 教育施策の充実	第3 切れ目ない 療育・教育体制の確立	第4 生涯学習施策の充実
施策の方向		1 健康管理対策の充実	1 医療の充実	1 精神保健・難病対策の推進	1 保健・医療・福祉の連携強化	1 相談支援体制の充実	2 障がい児支援の充実	1 教育施策の充実	1 切れ目ない療育・教育体制の確立	1 生涯学習施策の充実
対象者	身体障がいの方	●	●		●	●	●	●	●	●
	知的障がいの方	●	●		●	●	●	●	●	●
	精神障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	発達障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	難病の方	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	乳幼児	●	●		●	●	●	●	●	●
	児童生徒	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年高齢者	●	●	●	●	●				●
該当ページ		42	44	45	46	48	49	50	52	53



計画の構成		第6節 啓発・広報								第7節 生活環境			
施策目標		第1 ICT等の活用による 情報の利用しやすさの推進	第2 理解とふれあいの促進				第3 地域における交流の促進			第1 ユニバーサルデザインの考え方に 基づいたまちづくりの推進	第2 安全・安心の まちづくりの推進	第3 住環境の整備促進	第4 東京電力福島第一原子力発電所 の事故に伴う放射線対策の推進
施策の方向		1 ICT等の活用による 情報の利用しやすさの推進	1 啓発・広報活動の推進	2 障がい者理由とする差別の解消 及び権利擁護の推進	3 福祉に関する教育の推進	4 ノーマライゼーションの 意識啓発の推進	1 ボランティア活動の推進	2 開かれた施設の推進	3 障がい者自身の主体的な 地域活動の推進	1 ユニバーサルデザインの考え方に 基づいたまちづくりの推進	1 防災・防犯対策の推進	1 安全で快適な住環境の整備促進	1 放射線対策の推進
対象者	身体障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	知的障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	精神障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	発達障がいの方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	難病の方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	乳幼児	●	●	●		●				●	●	●	●
	児童生徒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	成年高齢者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
該当ページ		56	56	58	58	59	60	60	60	62	63	64	64



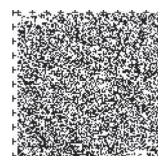
第 1 章

【 総 論 】

第 1 節 計画の基本事項

第 2 節 障がい者の状況

第 3 節 施策の体系



第1節 計画の基本事項

第1 計画策定の趣旨

2002 (平成14) 年、国において「障害者基本計画」が示され、これを受けて本市では、2004 (平成16) 年3月に2004 (平成16) 年度から2013 (平成25) 年度の10か年を計画年度とした「第二次郡山市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を基本理念として、障がい者施策を総合的・計画的に進めてまいりました。

2006 (平成18) 年4月の「障害者自立支援法」の施行により、福祉施策が障がい者の自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう抜本的に改革され、併せて、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的とした市町村障害福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、本市では、2007 (平成19) 年度から2008 (平成20) 年度を第1期として「郡山市障がい福祉計画」を策定しました。

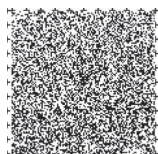
また、2009 (平成21) 年度からは2つの計画を取り込んだ「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、以降3か年ごとに、2012 (平成24) 年度に「第2期郡山市障がい者福祉プラン」を、2015 (平成27) 年度に「第3期郡山市障がい者福祉プラン」を策定してまいりました。

さらに、2016 (平成28) 年度に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び^{*}児童福祉法の一部を改正する法律」により、障害児支援の提供体制の確保等を図るため市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、本市においても、「郡山市障がい者計画」、「郡山市障がい福祉計画」及び「郡山市障がい児福祉計画」を統合し、2018 (平成30) 年度から3か年を計画期間とした「第4期郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、各種施策を実施しております。

その他の国の動向としては、2012 (平成24) 年に「^{*}障害者総合支援法」が制定され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われるとともに、2013 (平成25) 年には「^{*}障害者差別解消法」の制定、また、「^{*}障害者雇用促進法」の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止等が定められました。

さらに、2014 (平成26) 年1月20日に「^{*}障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を締結し、同年2月19日に同条約は我が国においても効力を発生しました。

また、2014 (平成26) 年6月に「^{*}障害者優先調達推進法」の制定、2016 (平成28) 年に「^{*}発達障害者支援法」の改正、2018 (平成30) 年には「^{*}障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」「^{*}ギャンブル等依存症対策基本法」が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。



このような状況を踏まえ、「第5期郡山市障がい者福祉プラン」では、障がい者やその家族のニーズの多様化及び法制度の変化に的確に対応した総合的な障がい者福祉施策の展開を図っていく必要があるものと考えております。

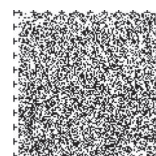
このため、引き続き、第4期計画と同様に「障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とし、国の「障害者基本計画」並びに福島県の次期「福島県障がい者計画」及び「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」との整合性を図りながら「第5期郡山市障がい者福祉プラン」を策定するものです。

第2 計画の性格

- 1 この計画は、「郡山市まちづくり基本指針」に基づき、「郡山市地域福祉計画」をはじめとした関連する計画等との整合性を図りながら、障がい者の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性及び障害福祉サービス等、障害児通所支援等並びに地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保に関する方策を示すものです。
- 2 この計画は、下記の3つの計画を併せて策定するものです。

障がい者福祉プラン

- 市町村障害者計画 ⇒ 障がい者のための施策（障害者基本法 第11条第3項）
- 市町村障害福祉計画（第6期） ⇒ 障害福祉サービス等の提供体制の確保（障害者総合支援法 第88条）
- 市町村障害児福祉計画（第2期） ⇒ 障害児通所支援等の提供体制の確保（児童福祉法 第33条の20）



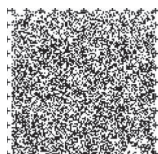
第3 計画の期間

国の基本指針(令和2年厚生労働省告示第213号)において、第6期「市町村障害福祉計画」及び第2期「市町村障害児福祉計画」は2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3か年を計画期間として策定することが示されているため、「第5期郡山市障がい者福祉プラン」も同期間となります。

構 成	名 称	年 度														
		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
障害者計画	郡山市 障がい者 福祉プラン	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		
障害福祉計画																
障害児福祉計画																

第4 基本理念

「障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とします。



第5 基本目標

1

障がい者の自立と社会参加を支えるための生活支援の充実を図り、共に支え合えるまちづくりを推進します。

障がい者自身がライフスタイルに応じて選択し、自立して社会参加しながら生活できるよう、サービス体制の充実などを図りながら、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

2

子どもの健やかな発達の支援と※インクルーシブ教育システムの充実を推進します。

「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に基づく子育て支援施策及び「郡山市教育振興基本計画」に基づく教育施策と連携を図りながら、障がいのある子どもを含む多様な子どもたちが同じ場で共に学び充実した教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システムを充実させ、ライフステージに応じた支援体制づくりに努めます。

3

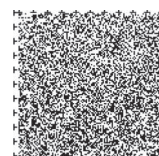
「障害者基本法」に基づき、ソフト・ハードの両面にわたり社会全体における※バリアフリーに取り組み、※ノーマライゼーション社会を推進します。

障がいを理由とする差別を解消し、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限している、事物、制度、意識、文化・情報面等のバリアフリーやユニバーサルデザインの導入を進め、社会全体でのバリアフリー化を推進します。

4

※セーフコミュニティの理念を踏まえ誰もが地域の中で安心して生活できるまちづくりを推進します。

地域の中で安全・安心に生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、住まいの場と日常生活の場の整備を促進し、障がい者に配慮したまちづくりに努めます。



第6 施策の推進に必要な視点

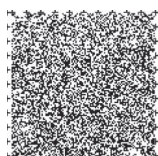
1 ※SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年に国連において採択された国際社会の総合的な目標であり、17のゴール（目標）から構成されています。“誰一人取り残さない”社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していくものです。

本市では、福島県内で初めて、2019（令和元）年7月1日に「SDGs未来都市」に選定されたところであり、17のゴールを目指し各種施策に取り組んでいます。

障がい福祉施策においても、SDGsの視点を取り入れて互いに支え合える持続可能なまちづくりに取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 ＊ICTの活用

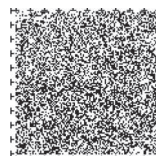
ICTの活用は、私たちの生活や価値観に大きな変化と高い利便性をもたらすものと考えられ、各施策を推進する上でも重要な視点であると考えます。

障がい福祉分野においては、障がい者がICTを活用することにより、円滑に情報を取得・利用し意思表示やコミュニケーションを行うことができることは、＊アクセシビリティの向上になり、＊DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により社会全体のバリアフリー化の推進にも繋がることから、ICTを活用した施策の推進に積極的に取り組みます。

3 ＊こおりやま広域連携中枢都市圏

本市は、近隣市町村と「こおりやま広域連携中枢都市圏」を形成し、連携する市町村が互いの強みをいかした「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進するとともに、将来にわたり持続可能な圏域形成を目指しています。

障がい福祉分野においても、常に「こおりやま広域連携中枢都市圏」の視点を持ち、障がい者が障害福祉サービス等を身近な地域で受けられるよう機能分担や各種サービスの整備を、多様なネットワークにより構築する必要があり、構成市町村の都市機能、サービスの相乗的な向上を図るため、次期「福島県障がい者計画」及び「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」との整合性を図りながら、障がい福祉施策の推進に取り組みます。



第7 計画の構成（各論）

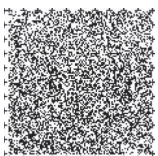
本計画は、次の7つの部門からなり、部門毎に「施策目標」を設け、「現状と課題」を整理するとともに、「施策の基本的方向」と「具体的方策」を示しています。

- 1 生活支援
- 2 雇用・就業
- 3 スポーツ・文化・国際交流
- 4 保健・医療
- 5 療育・教育・育成
- 6 啓発・広報
- 7 生活環境

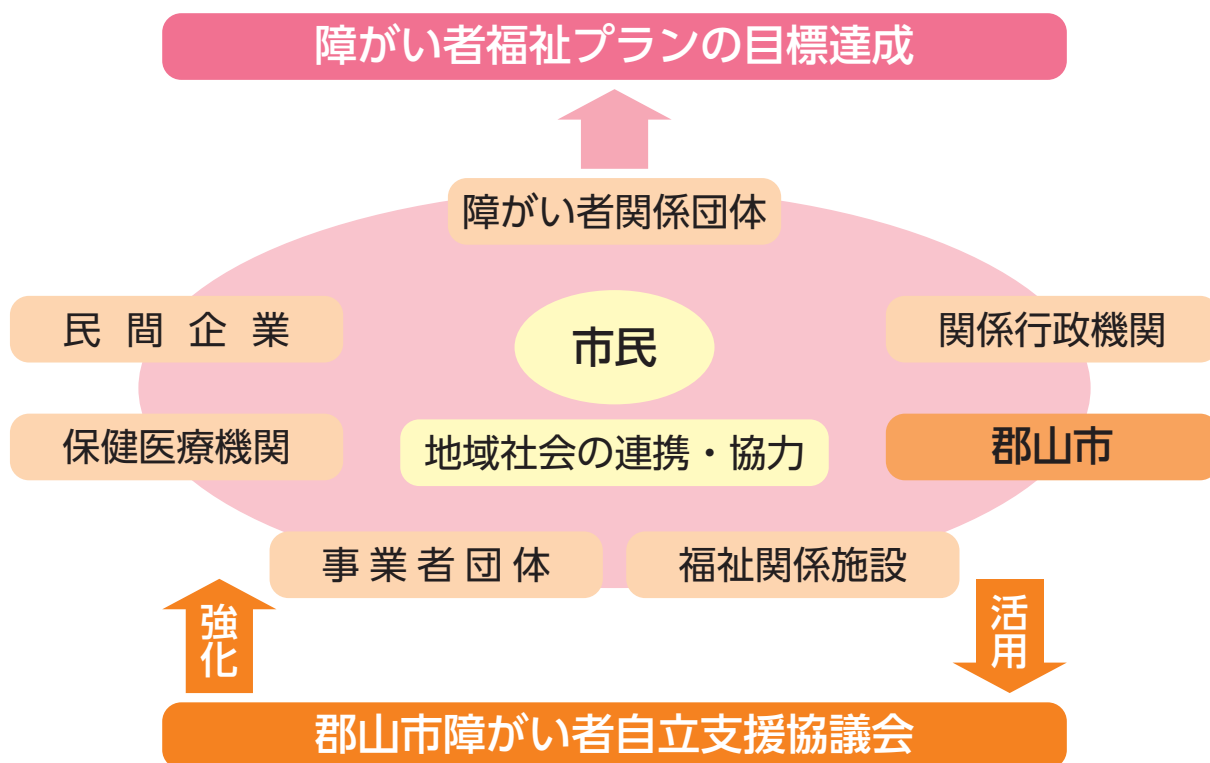
第8 計画の推進

計画の推進については、「郡山市まちづくり基本指針」の実施計画に反映させて、セーフコミュニティの理念を踏まえ、障がい者、その家族、各種団体、福祉関係施設、民間企業及びボランティアを含めた市民の幅広い参加と連携を図ってまいります。

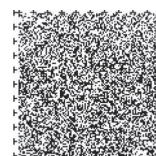
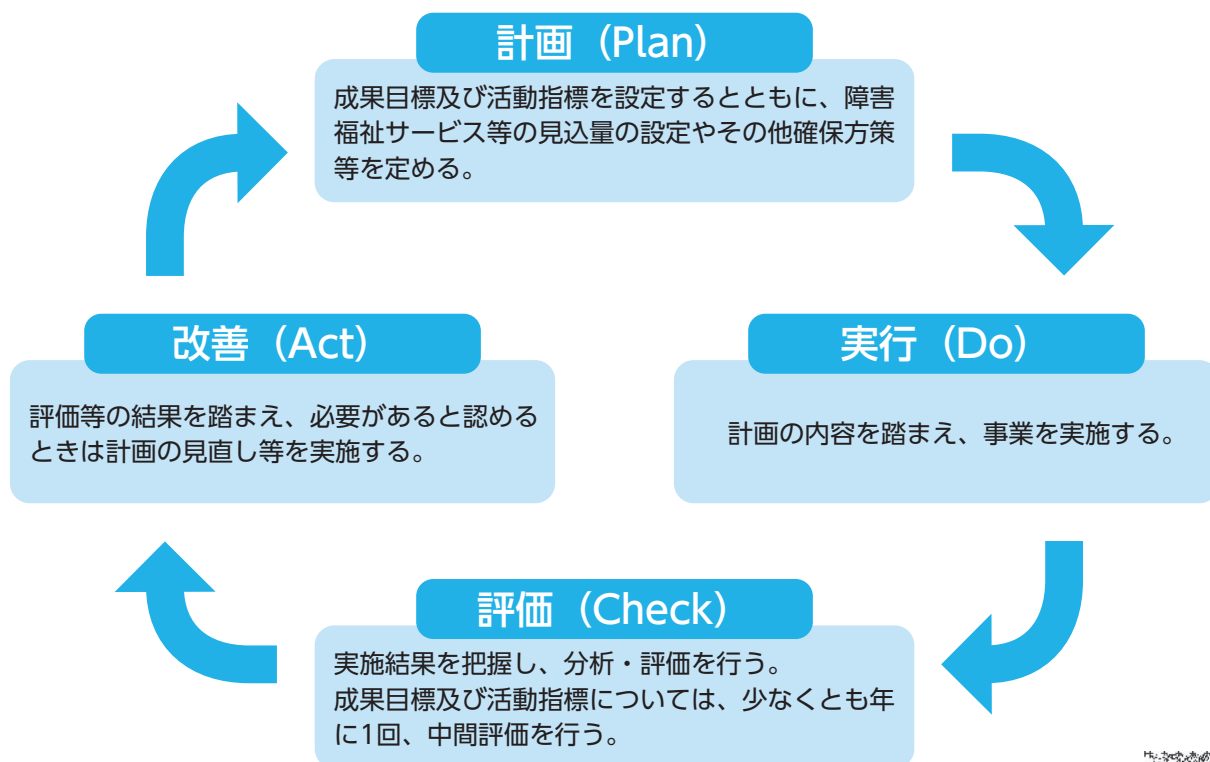
また、本計画の進捗状況については、年1回※PDCAサイクルの考えのもと中間評価を実施して分析・評価を行うことにより、進行管理を図ります。また、中間評価に当たっては、※郡山市障がい者自立支援協議会の意見を聴き、必要があると認めるときは事業の見直し等を行うとともに、次の計画等に反映させていきます。



■「郡山市障がい者福祉プラン」 相関図



■PDCAサイクルイメージ図



第2節 障がい者の状況

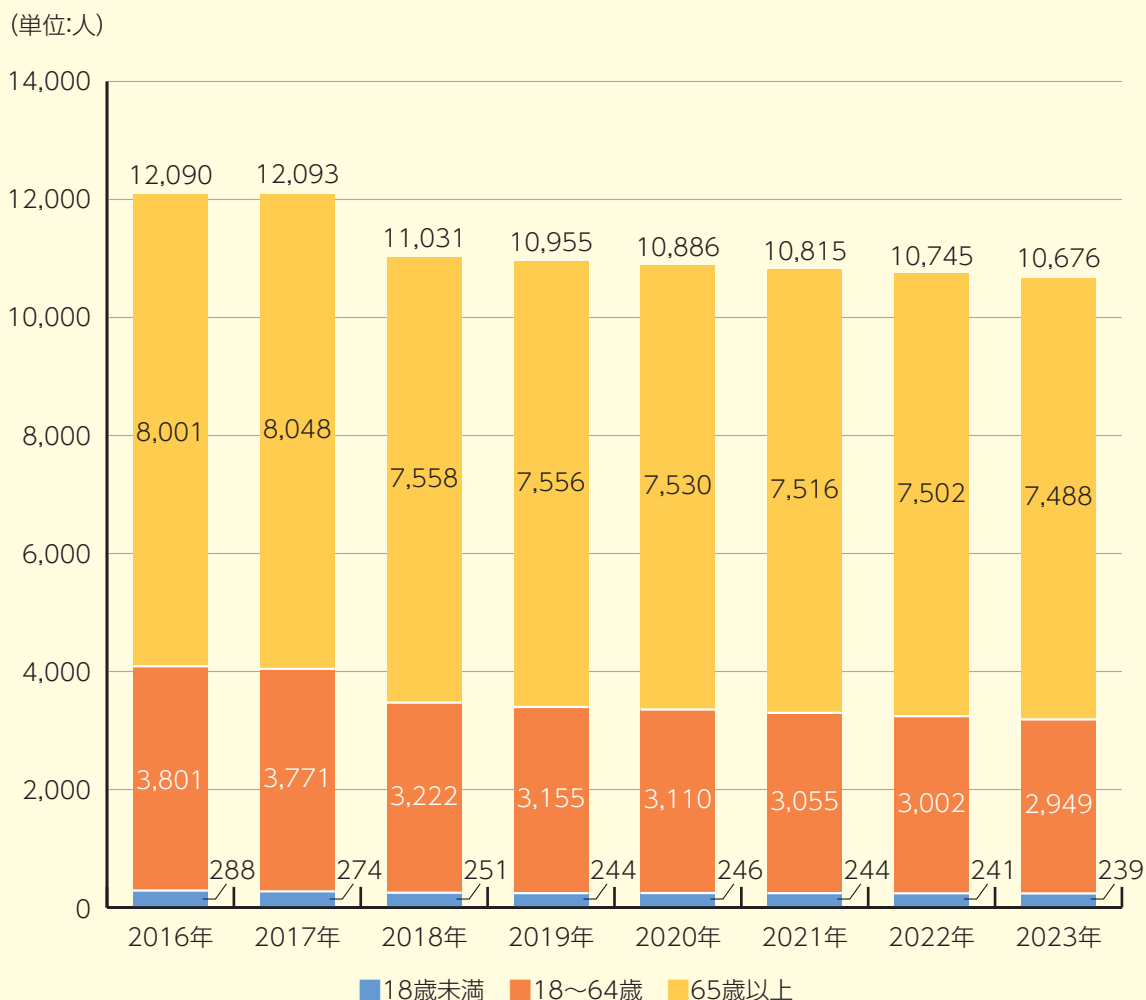
第1 身体障がい者の現状と推移

身体障がい者数は2016（平成28）年4月1日から2020（令和2）年4月1日までの4年間で、12,090人から10,886人へと、1,204人の減少となっており、人口に占める割合も3.70%から3.38%へと0.32ポイント減少しています。

また、年齢別にみても、どの年代も減少傾向にあることがわかります。身体障がい者手帳所持者全体に占める割合は、65歳以上が66.18%から69.17%へと3ポイント上昇しており、高齢化の傾向が見られます。

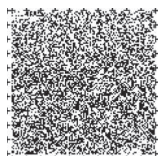
今後の身体障がい者数の推移は、過去2年間の年齢別平均伸び率から、2023（令和5）年には10,676人になるものと推計します。なお、2017（平成29）年から2018（平成30）年にかけての減少は、マイナンバー制度の導入に伴う手帳所持者数（得喪）の整理によるものです。

身体障がい者手帳所持者数の推移（年齢別）



※各年4月1日現在

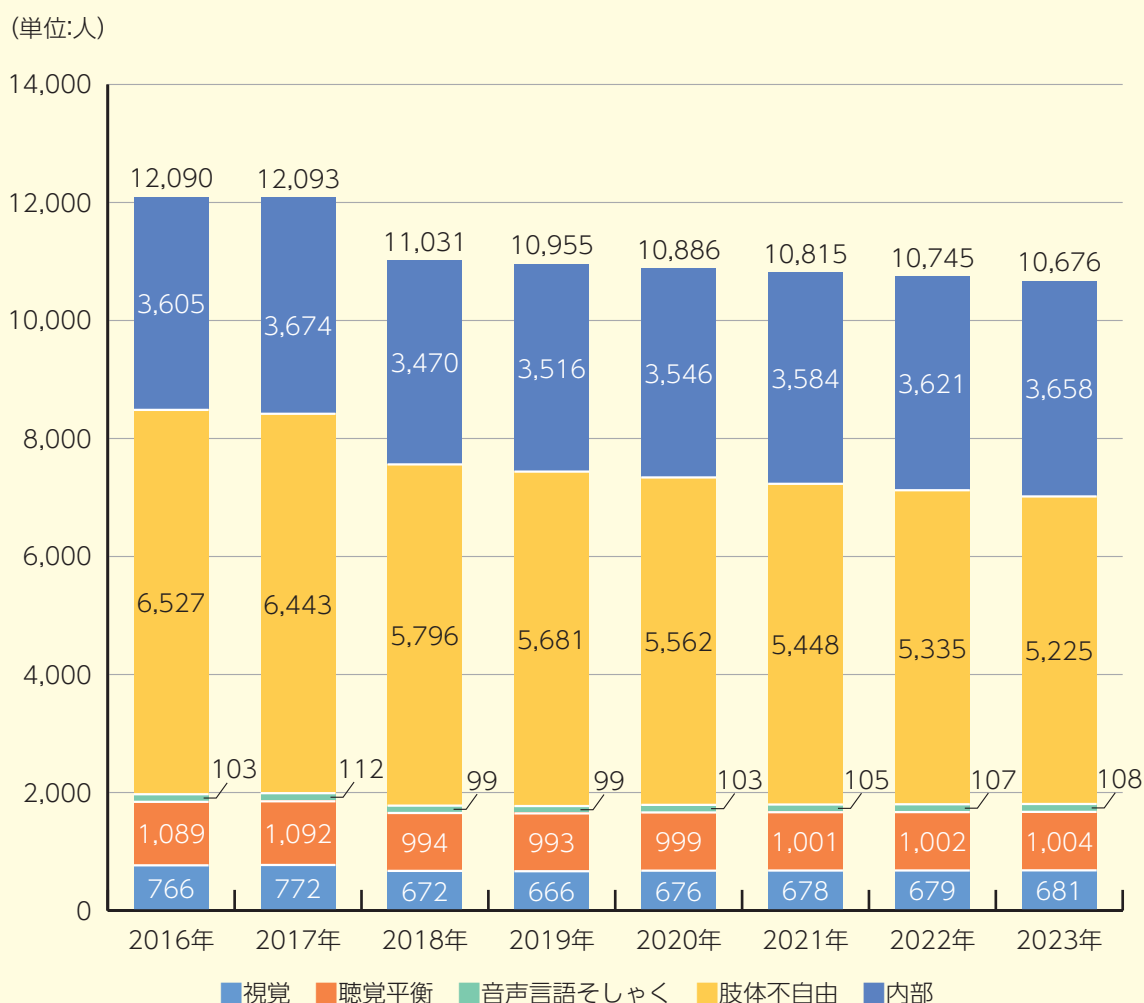
※2020年までは実績。2021年以降は推計。



障がい別にみると、肢体不自由者が6,527人(53.99%)から5,562人(51.09%)へと965人の減少、視覚障がい者が766人(6.34%)から676人(6.21%)へと90人の減少となっており、身体障がい者手帳所持者全体に占める割合もいずれも減少しています。

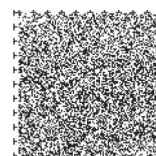
また、聴覚・平衡機能障がい者は1,089人(9.01%)から999人(9.18%)へと90人の減少、内部障がい者は3,605人(29.82%)から3,546人(32.57%)へと59人の減少となっていますが、身体障がい者手帳所持者全体に占める割合はいずれも増加しています。音声・言語・そしゃく機能障がい者はほぼ横ばいの推移となっていますが、身体障がい者手帳所持者全体に占める割合は0.85%から0.95%と0.1ポイント増加しています。

身体障がい者手帳所持者数の推移（障がい別）



※各年4月1日現在

※2020年までは実績。2021年以降は推計。



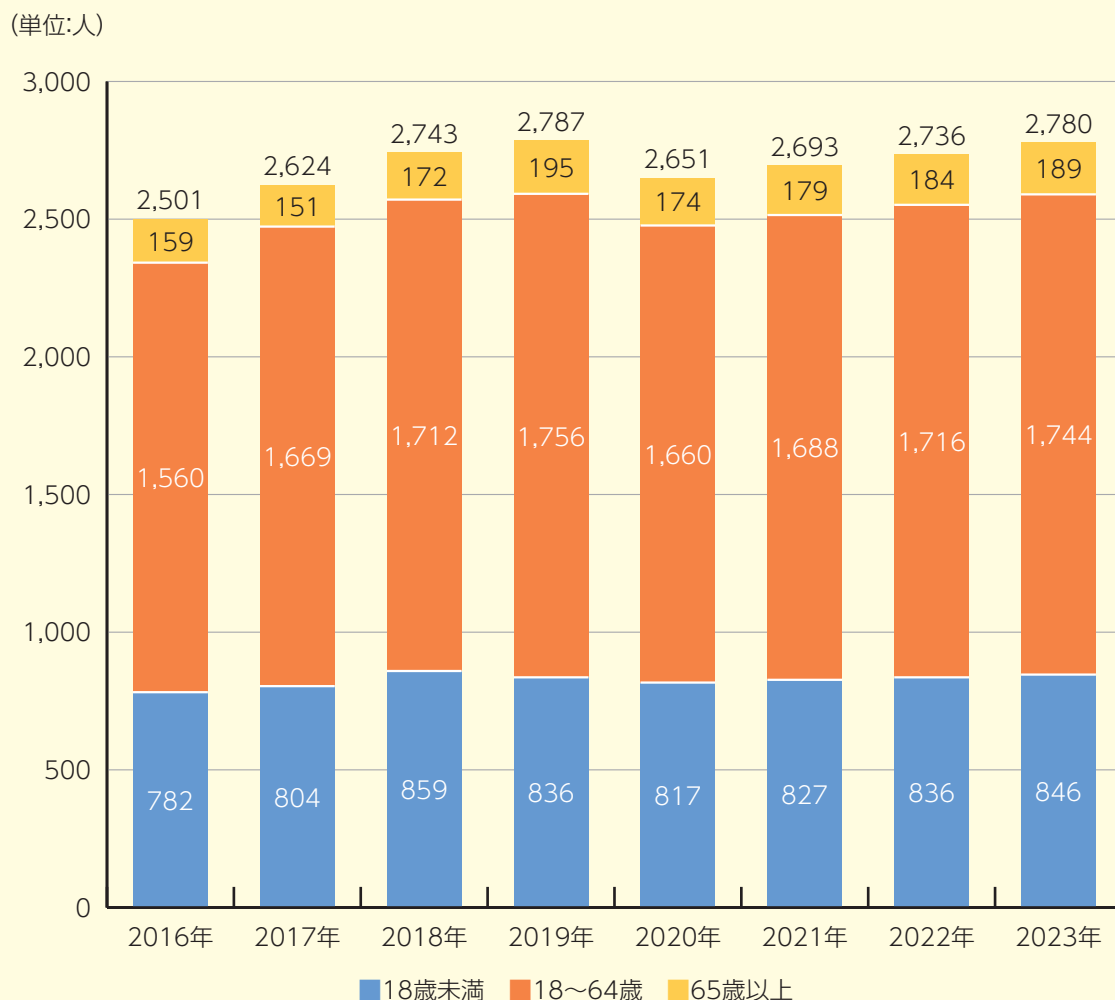
第2 知的障がい者の現状と推移

知的障がい者数は、2016（平成28）年4月1日から2020（令和2）年4月1日までの4年間で、2,501人から2,651人へと150人の増加となっており、人口に占める割合も0.55%から0.82%へと0.27ポイント上昇しています。

年齢別にみても、どの年代も増加傾向にあり、18歳未満が782人（31.27%）から817人（30.82%）へと35人増加していますが、療育手帳所持者全体に占める割合は0.45ポイント減少しています。一方、18歳以上64歳未満は1,560人（62.38%）から1,660人（62.62%）へと100人の増加、65歳以上は159人（6.36%）から174人（6.56%）へと15人の増加となっており、療育手帳所持者全体に占める割合も微増しています。

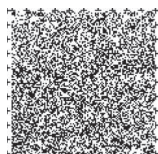
今後の知的障がい者数の推移は過去4年間の年齢別平均伸び率から、2023（令和5）年には2,780人になるものと推計します。

療育手帳所持者数の推移（年齢別）



※各年4月1日現在

※2020年までは実績。2021年以降は推計。



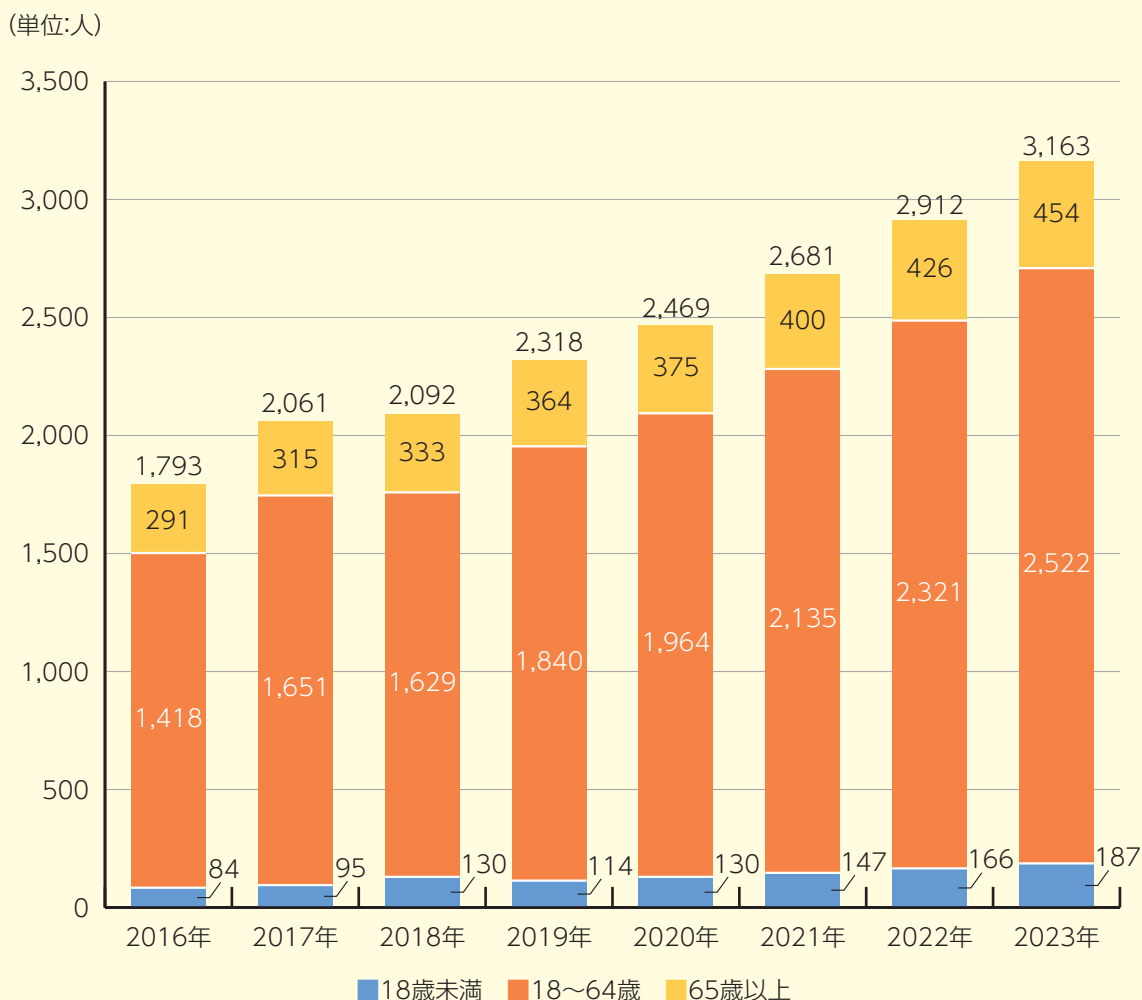
第3 精神障がい者の現状と推移

精神障がい者数は2016（平成28）年4月1日から2020（令和2）年4月1日までの4年間で、1,793人から2,469人へと676人の増加となっており、人口に占める割合も0.55%から0.77%へと0.22ポイント上昇しています。

年齢別にみると、18歳未満は84人（4.68%）から130人（5.27%）へと46人の増加、18歳以上64歳以下は1,418人（79.09%）から1,964人（79.55%）へと546人の増加となっており、全精神障がい者に占める割合も増加しています。一方、65歳以上の高齢者は291人（16.23%）から375人（15.19%）へと84人の増加となっているものの、精神障がい者全体に占める割合は1.04ポイントの減少となっており、64歳以下の精神障がい者数の伸び率が65歳以上の伸び率を上回っていることがわかります。

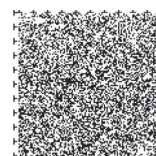
今後の精神障がい者数の推移は過去4年間の年齢別平均伸び率から、2023（令和5）年には3,163人になるものと推計します。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



※各年4月1日現在

※2020年までは実績。2021年以降は推計。



第3節 施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現

基本目標(関連するSDGs)

障がい者の自立と社会参加を支えるための生活支援の充実を図り、共に支え合えるまちづくりを推進します。



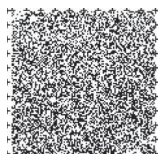
子どもの健やかな発達の支援とインクルーシブ教育システムの充実を推進します。



「障害者基本法」に基づき、ソフト・ハードの両面にわたり社会全体におけるバリアフリーに取り組み、ノーマライゼーション社会を推進します。



セーフコミュニティの理念を踏まえ誰もが地域の中で安心して生活できるまちづくりを推進します。

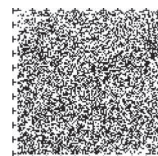


各論(計画の構成)

施策目標

施策の方向

第1節 生活支援 《地域で生活しやすい》 《まちづくり》	第1 地域共生社会の実現	1 関係機関の協働による包括的な支援体制の構築
	第2 地域福祉の推進	1 地域福祉ネットワークの充実 2 ボランティア活動の推進 3 障がい者関係団体の活動の推進
	第3 在宅福祉の充実	1 相談支援体制の充実 2 情報提供の充実 3 生活支援対策の充実 4 訓練の充実と社会参加のための施策の充実
	第4 施設福祉の充実と地域移行の推進	1 施設福祉サービスの充実 2 地域移行の推進
	第5 福祉サービスの質の向上	1 福祉サービスの質の向上
第2節 雇用・就業 《経済的な自立に向けた》 《就労支援の充実》	第1 雇用の促進と職場定着の支援	1 相談支援体制の充実 2 雇用の促進と安定
	第2 就業機会の拡大	1 多様な就業機会の確保
	第3 福祉的就労の促進	1 福祉的就労の場の確保 2 農福連携の推進 3 福祉的就労の質の向上
第3節 スポーツ・文化・国際交流 《社会参加の促進》	第1 スポーツ・レクリエーション活動の充実	1 スポーツ・レクリエーション活動の充実
	第2 文化活動の充実	1 文化・芸術活動(アール・ブリュット等)の充実
	第3 国際交流の促進	1 国際交流の促進
第4節 保健・医療 《予防と健康》	第1 障がいの早期発見と早期治療の推進	1 健康管理対策の充実
	第2 医療の充実	1 医療の充実
	第3 精神保健・難病対策の推進	1 精神保健・難病対策の推進
	第4 保健・医療・福祉の連携	1 保健・医療・福祉の連携強化
第5節 療育・教育・育成 《ライフステージに応じた》 《支援体制の充実》	第1 障がい児支援の充実	1 相談支援体制の充実 2 障がい児支援の充実
	第2 教育施策の充実	1 教育施策の充実
	第3 切れ目ない療育・教育体制の確立	1 切れ目ない療育・教育体制の確立
	第4 生涯学習施策の充実	1 生涯学習施策の充実
第6節 啓発・広報 《こころのバリアフリーと》 《ICT等の活用》	第1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進	1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進
	第2 理解とふれあいの促進	1 啓発・広報活動の推進 2 障がいを理由とする差別の解消及び権利擁護の推進 3 福祉に関する教育の推進 4 ノーマライゼーションの意識啓発の推進
		1 ボランティア活動の推進
		2 開かれた施設の推進
		3 障がい者自身の主体的な地域活動の推進
第7節 生活環境 《セーフコミュニティに基づく》 《安全・安心のまちづくりの推進》	第1 ユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりの推進	1 ユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりの推進
	第2 安全・安心のまちづくりの推進	1 防災・防犯対策の推進
	第3 住環境の整備促進	1 安全で快適な住環境の整備促進
	第4 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策の推進	1 放射線対策の推進





令和2年度郡山市障がい者作品展展示作品

「ロブスター」

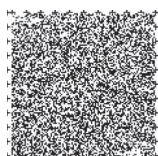
緑豊園 川崎 竜輝 さん



令和2年度郡山市障がい者作品展展示作品

「3かいだてのおうち」

福島県立須賀川支援学校郡山校 渋谷 麻渚 さん



第 2 章

【 各 論 】

第1節 生活支援

第2節 雇用・就業

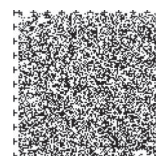
第3節 スポーツ・文化・国際交流

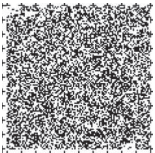
第4節 保健・医療

第5節 療育・教育・育成

第6節 啓発・広報

第7節 生活環境





第1節 生活支援

テーマ 「地域で生活しやすいまちづくり」

- 施策目標
- 第1 地域共生社会の実現
 - 第2 地域福祉の推進
 - 第3 在宅福祉の充実
 - 第4 施設福祉の充実と地域移行の推進
 - 第5 福祉サービスの質の向上

＜ 現状・課題 ＞

本市では、障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、関係機関が連携し相談・支援体制の強化を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関が共通の理解に基づき協働し、包括的かつ総合的な支援の取り組みを進めています。

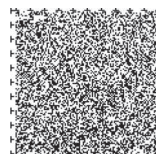
また、障がい者の日常生活及び社会生活を支えるため、障害者総合支援法に基づき居宅介護等や生活介護の介護給付並びに就労移行支援等の訓練等給付などの障害福祉サービス及び更生医療の給付や補装具の交付・修理を実施しています。

しかし、障がい者の生活課題やニーズは複合化・多様化しており、これらへの対応を図るためには、相談支援体制の強化やサービスの量的・質的な充実を計画的に推進することが必要です。

このことから、今後も障がい者の自立と社会参加を進めていくためには、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障がい者が居住する場所を選択できることが重要であり、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障がい者の生活の場を地域生活へと移行していくことが大切です。例えば重度化・高齢化した障がい者が地域生活を希望する場合には、日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、サービス提供体制を充実させる必要があります。このため、地域における相談支援体制の充実を図るとともに、自立生活援助等による移行後の地域生活の支援が課題となっています。

また、障がい者とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択できる基盤整備を促進するとともに、必要なサービス量の確保を図る必要があります。

さらに、将来にわたって安定した障害福祉サービスを提供するためには、提供体制だけではなく、それを担う人材の確保が必要です。障害福祉サービス事業所等に対する指導監査業務等を通して、障がい者一人ひとりに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進めるとともに、他職種間の連携の推進や障がい福祉の魅力に関する積極的な周知・広報等を関係機関と連携して取り組んでいくことが重要となっています。



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

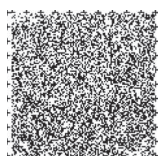
施策目標 第1 地域共生社会の実現

施策の方向 1 関係機関の協働による包括的な支援体制の構築

【施策の基本的方向】

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
包括的かつ総合的な支援体制の充実	重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)の支援体制の充実	重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携支援体制を構築し、その体制の充実・強化を図ります。	障がい福祉課
	地域生活支援拠点等の機能の充実及び連携体制の強化	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、整備した地域生活支援拠点等について、※郡山市障がい者基幹相談支援センターや郡山市障がい者自立支援協議会等と連携し、機能の充実と体制の強化に繋がります。	障がい福祉課 保健・感染症課
	安全に関するネットワーク構築の検討	障がい者が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、関係機関による防犯・安全のネットワークの構築を支援します。	障がい福祉課
	多機関の協働による包括的な支援体制の推進	「※ダブルケア」や「※8050 問題」など、一つの相談支援機関では対応困難な課題を解決するため、市民や世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題を「丸ごと」受け止め、様々な機関をつなぎながら、世帯等に寄り添った支援を行う、「相談支援包括化推進員」を配置した相談窓口（福祉まるごと相談窓口）を設置し、包括的な相談支援体制の推進を図ります。	保健福祉総務課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

施策目標 第2 地域福祉の推進

施策の方向 1 地域福祉ネットワークの充実

【施策の基本的方向】

住み慣れた環境での生活を維持し、その生活を充実したものとするため、地域におけるネットワークの充実を図り、市民一人ひとりが互いに支えあう地域福祉活動を促進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
地域福祉ネットワークの充実	社会福祉協議会の組織強化	地域福祉の中心的役割を担う郡山市社会福祉協議会の活動を支援します。	保健福祉総務課
	保健委員会等の関連団体の活動充実	地域ネットワーク活動の一員として、保健委員会等の関連団体の活動を支援します。	保健所総務課
	地域福祉推進事業の充実	郡山市社会福祉協議会の各地区及び支部社会福祉協議会が実施する、地域における友愛訪問や配食サービスなどの地域福祉推進事業を支援します。	保健福祉総務課
	緊急時の地域ネットワークの充実	緊急時における状況にいち早く対応するため、緊急通報システム事業及びSOS見守りネットワークを充実します。	地域包括ケア推進課

第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

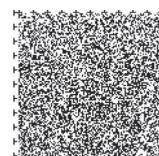
施策目標 第2 地域福祉の推進

施策の方向 2 ボランティア活動の推進

【施策の基本的方向】

ボランティア活動や講座に関する情報提供を行うとともに、各種ボランティア講座や研修等の充実を図り、また、ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能やボランティア同士の交流・連携の充実に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
ボランティア活動の育成と活動の活性化	ボランティア活動の活性化	ボランティア・NPO等の市民公益活動支援の拠点となる郡山市市民活動サポートセンターで、ボランティア・NPO等、市民公益活動の推進に関する事業を行います。	市民・NPO活動推進課
	ボランティアセンターの充実	ボランティア活動の充実が図られるよう、ボランティア活動の拠点となる郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターの活動を支援します。	保健福祉総務課
	精神保健福祉ボランティアの支援	精神保健福祉ボランティアの活動を支援します。	保健・感染症課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

施策目標 第2 地域福祉の推進

施策の方向 3 障がい者関係団体の活動の推進

【施策の基本的方向】

障がい者の主体的な活動を支援するため、障がい者団体の育成を図るとともに、その活動や運営を支援します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
障がい者関係団体の育成と活動の充実強化	障がい者関係団体との連携強化	障がい者団体との意見交換、情報提供を通し連携を密にします。	障がい福祉課 保健・感染症課
		障がい者団体の組織や活動の強化を図るため事業費の一部を助成します。	障がい福祉課 保健・感染症課

第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

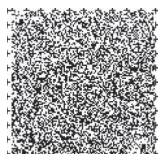
施策目標 第3 在宅福祉の充実

施策の方向 1 相談支援体制の充実

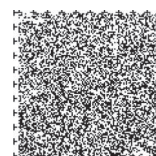
【施策の基本的方向】

障がい者やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や意思決定支援を含む障害福祉サービスの利用支援、虐待防止等や発達障がい者（児）支援のための関係機関との調整等を的確に行える体制の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
相談支援体制の充実	相談支援事業の充実・強化	障がい者の生活を支援するため適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。 併せて、障がい児への相談支援体制の充実を図ります。 また、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの代理申請等を行います。	障がい福祉課 保健・感染症課
		《計画相談支援》 2019（令和元）年度実績（人）1,631 ↓ 2023（令和5）年度見込（人）1,761 《障害児相談支援》 2019（令和元）年度実績（人）798 ↓ 2023（令和5）年度見込（人）846	



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
相談支援体制の充実	基幹相談支援センターの充実・強化	郡山市障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の拠点として総合的な相談業務を行います。 ○相談支援事業所への相談支援に関する専門的指導や助言 ○※権利擁護のために必要な援助 ○地域の相談支援体制強化の取組 ○相談業務の円滑な遂行のための体制作り 等	障がい福祉課 保健・感染症課
	精神保健福祉相談の実施	精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士による定期相談及び保健師による随時相談を行います。	保健・感染症課
	権利擁護事業の普及	権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活できるよう権利擁護事業の普及に努めます。	障がい福祉課 保健・感染症課
	虐待防止への対応	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。また、障がい者虐待防止連絡会議を設置し、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課 保健・感染症課
	意思決定支援の推進	意思決定支援の質の向上を図るため、事業者等に対して「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進します。	障がい福祉課 保健・感染症課
	※成年後見制度の普及	判断能力が十分でない障がい者の財産や権利を保護するための成年後見制度の普及に努めます。 成年後見制度の利用促進を図るため、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市の計画の策定及び中核機関の設置を進めます。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 保健・感染症課
	郡山市障がい者自立支援協議会の充実	障がい者の地域生活支援を推進するため、相談支援事業所及び関係機関と連携し、福祉、就労、保健・医療等の各種サービスを総合的に調整、推進します。 また、以下の役割の強化に努めます。 ○サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ○地域移行のネットワークや資源開発の役割 ○郡山市障がい者計画、郡山市障がい福祉計画及び郡山市障がい児福祉計画の分析・評価の役割	障がい福祉課
発達障がい者(児)支援の充実	専門的な機関との連携	可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられるよう、福島県発達障がい者支援センター等関係機関との連携を図ります。	障がい福祉課 保健・感染症課 こども家庭支援課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

施策目標 第3 在宅福祉の充実

施策の方向 2 情報提供の充実

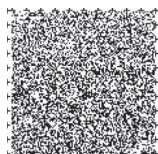
【施策の基本的方向】

障がい者に対する情報提供については、障がいの種別に応じた伝達手段を用いる等の工夫を凝らし一層の充実を図り、手話通訳者等の専門的知識と技術を兼ね備えた人材の養成に努め、意思疎通支援の充実を図ります。

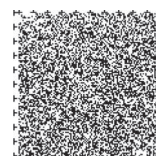
具体的方策		施策の内容	所管課												
項目	小項目														
情報提供の 充実	福祉サービスの 情報提供	障がい者に各種福祉サービスの必要な情報を提供します。	障がい福祉課 保健・感染症課												
	障がい児の療 育等に関する 情報提供	障がい児の健全な発達を支援するため、家族に対し療育方 法等の情報を提供します。	障がい福祉課 こども家庭支援課												
	障がい者団体 との情報交換	ノーマライゼーションを推進し、共生社会の実現を図るた め、障がい者団体との情報交換を行います。	障がい福祉課 保健・感染症課												
	※難病患者等 への対応	難病患者、高次脳機能障がい者等に対し支援についての情 報を提供します。	保健・感染症課												
意思疎通支 援の充実	手話通訳者の 派遣	聴覚障がい者の日常生活のコミュニケーションを支援する ため、手話通訳者派遣の充実を図ります。 《手話通訳者派遣延べ人数》 <table><tr><td>2019（令和元）年度実績（人）</td><td>4,618</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>2023（令和5）年度見込（人）</td><td>4,872</td></tr></table> 《手話通訳者数》 <table><tr><td>2019（令和元）年度実績（人）</td><td>40</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>2023（令和5）年度見込（人）</td><td>41</td></tr></table>	2019（令和元）年度実績（人）	4,618	↓		2023（令和5）年度見込（人）	4,872	2019（令和元）年度実績（人）	40	↓		2023（令和5）年度見込（人）	41	障がい福祉課
	2019（令和元）年度実績（人）	4,618													
	↓														
2023（令和5）年度見込（人）	4,872														
2019（令和元）年度実績（人）	40														
↓															
2023（令和5）年度見込（人）	41														
	手話通訳者の 養成及び研修 の充実	手話通訳者の養成及び研修の充実を図ります。 ○手話奉仕員養成講座 ○手話通訳者養成講座 ○登録手話通訳者研修会	障がい福祉課												
	遠隔手話サー ビスの利用促 進	聴覚障がい者への日常生活や社会生活におけるコミュニ ケーション支援として、ICTを活用した遠隔手話サービスを 実施します。 《遠隔手話サービス利用件数》 <table><tr><td>2019（令和元）年度実績（件）</td><td>588</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>2023（令和5）年度見込（件）</td><td>600</td></tr></table>	2019（令和元）年度実績（件）	588	↓		2023（令和5）年度見込（件）	600	障がい福祉課						
2019（令和元）年度実績（件）	588														
↓															
2023（令和5）年度見込（件）	600														

新規

新規



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
意思疎通支援の充実	※要約筆記者の派遣	中途失聴・難聴者等の日常生活におけるコミュニケーションを支援するため、要約筆記者派遣の充実を図ります。 《要約筆記者派遣延べ人数》 2019（令和元）年度実績（人）75 ↓ 2023（令和5）年度見込（人）121 《要約筆記者数》 2019（令和元）年度実績（人）19 ↓ 2023（令和5）年度見込（人）20	障がい福祉課
	要約筆記者の養成	要約筆記者の養成を図ります。	障がい福祉課
	緊急連絡ファクシミリ事業（あんしんファックス）の設置	聴覚・音声・言語機能障がい者等の外出時の緊急連絡の支援に努めます。	障がい福祉課
	手話講座の開催	市職員研修における手話講座の開催及び企業、医療機関、教育機関等に対して手話講座を開催することにより、聴覚障がい者への理解促進に努めます。	障がい福祉課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

施策目標 第3 在宅福祉の充実

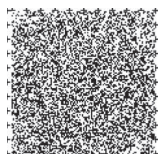
施策の方向 3 生活支援対策の充実

【施策の基本的方向】

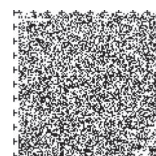
障がい者の経済的自立や生活安定のため、各種制度の充実や必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるように、サービス供給量の確保と質の向上を図ります。

また、介護保険と連携を図り適切な支援に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
生活安定のための各種制度・事業の推進	年金制度・手当等の充実	年金・手当等の周知を図るとともに、制度の充実を国・県に要望します。	障がい福祉課
	経済的負担の軽減	医療費助成等により、在宅重度障がい者の生活支援を図ります。	障がい福祉課 保健・感染症課
在宅福祉サービスの充実	居宅介護サービス等の充実	自宅で入浴、排泄や家事等の援助をします。 また、障がいにより行動上困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援をします。 《居宅介護》 《重度訪問介護》 《同行援護》 《行動援護》 《重度障害者等包括支援》 2019（令和元）年度実績（時間／年） 130,608 ↓ 2023（令和5）年度見込（時間／年） 145,668	障がい福祉課
	生活介護の充実	常時介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 《生活介護》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 134,724 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 165,768	障がい福祉課
	短期入所の充実	自宅で介護する人が病気等で不在のときに、施設で一時的に預かり日常生活の支援をします。 《短期入所》（児童を除く） 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 7,980 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 9,960 《短期入所》（児童分） 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 1,704 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 2,484	障がい福祉課
	訪問入浴サービスの充実	自宅で入浴困難な重度の障がい者等を対象に移動入浴車により訪問し、入浴の介助を行います。 《訪問入浴サービス》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 3,815 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 3,900	障がい福祉課



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
在宅福祉サービスの充実	日中一時支援の充実	障がい者の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的にお預かりし、見守り等の支援をします。 《日中一時支援》 2019（令和元）年度実績（時間分／年） 16,338 ↓ 2023（令和5）年度見込（時間分／年） 17,000	障がい福祉課
	共生型サービスの推進	障がい児（者）と高齢者が同一の事業所で障害福祉と介護保険の両方のサービスを一体的に受けられる「共生型サービス」を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。	障がい福祉課 介護保険課
	関係機関との連携強化	円滑なサービス提供を行えるよう、関係機関等との支援体制の連携を強化します。	障がい福祉課 保健・感染症課
	重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）の支援体制の充実	重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携支援体制を構築し、その体制の充実・強化を図ります。（再掲）	障がい福祉課
	ごみの訪問収集の検討	障がい者及び高齢者世帯で、自力でごみの排出が困難な世帯への訪問収集の実施に向けて検討を進めます。	3R推進課 障がい福祉課
福祉機器・用具サービスの充実	補装具の交付及び修理	身体障がい者の自立更生に必要な補装具の購入又は修理に要する費用について補装具費を支給します。	障がい福祉課
	日常生活用具の給付等	在宅の障がい者に対して日常生活用具の給付及び貸与を行います。	障がい福祉課
	福祉機器の相談の実施	福祉機器についての相談に随時対応するとともに、新機器の情報を提供します。	障がい福祉課
生活の場の確保	グループホームの推進	地域での居住の場であるグループホームの設置を推進します。 《共同生活援助》 2019（令和元）年度実績（人） 327 ↓ 2023（令和5）年度見込（人） 358	障がい福祉課
	賃貸住宅への入居支援の検討	公営・民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、賃貸人等へ障がい者に対する情報の提供など入居支援のあり方を検討するとともに、居住支援協議会との連携に努めます。	障がい福祉課 保健・感染症課 住宅政策課
	地域生活支援拠点等の機能の充実及び連携体制の強化	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、整備した地域生活支援拠点等について、郡山市障がい者基幹相談支援センターや郡山市障がい者自立支援協議会等と連携し、機能の充実と体制の強化に繋がります。（再掲）	障がい福祉課 保健・感染症課
人材の確保	人材の育成・確保の推進	人材育成のため、郡山市障がい者自立支援協議会の各部会での研修を推進します。 また、国・県が実施する研修事業の積極的な情報提供を図るとともに、人材確保のため、郡山公共職業安定所等関係機関と連携して、就職案内のPR等を推進します。	障がい福祉課 保健・感染症課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

施策目標 第3 在宅福祉の充実

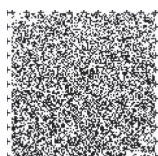
施策の方向 4 訓練の充実と社会参加のための施策の充実

【施策の基本的方向】

地域で生活する障がい者の日常生活を豊かなものとするために必要な訓練の充実を図ります。

また、生活に必要な外出や社会参加を促進するため、障がい者が移動しやすい環境整備、各種事業の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
自立訓練の充実	機能訓練及び生活訓練の充実	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練をします。 《自立訓練（機能訓練）》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 528 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 600 《自立訓練（生活訓練）》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 10,584 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 14,400	障がい福祉課
社会参加促進のための施策の充実	自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成	下肢障がい又は聴覚障がい者に対し、自動車の運転免許取得に要する経費を助成します。 また、重度の肢体不自由障がい者に対し、自動車改造に要する経費を助成します。	障がい福祉課
	移動支援の充実	全身性障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の外出時の移動を支援するためのガイドヘルパーを派遣します。 《移動支援》 2019（令和元）年度実績（時間／年） 15,993 ↓ 2023（令和5）年度見込（時間／年） 16,000	障がい福祉課
	公共施設の使用料等の減免	公共施設の使用料、入観料、観覧料等の減免を実施し、社会参加を促進します。	障がい福祉課
	※地域活動支援センターの充実	障がい者に対して、創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの充実を図ります。	障がい福祉課 保健・感染症課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

施策目標 第4 施設福祉の充実と地域移行の推進

施策の方向 1 施設福祉サービスの充実

【施策の基本的方向】

障がい者支援施設等において、障がい者のニーズに対応した質の高いサービスを提供することができるよう育成・支援を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
施設福祉サービスの充実	施設入所支援の充実	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行います。 《施設入所支援》 2019（令和元）年度実績（人） 222 ↓ 2023（令和5）年度見込（人） 218	障がい福祉課

第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

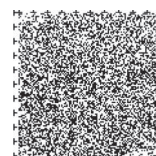
施策目標 第4 施設福祉の充実と地域移行の推進

施策の方向 2 地域移行の推進

【施策の基本的方向】

障がい者の地域で自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、関係機関・地域住民との支援体制を推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
社会参加と自立の促進	地域生活体験事業の検討	施設等に入所している障がい者が、自立生活を営むことができるよう地域生活を体験する事業を検討します。	障がい福祉課
	地域生活への移行の推進	保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促すため、郡山市障がい者自立支援協議会、医療機関及び施設等と連携し、普及啓発に努めます。	障がい福祉課 保健・感染症課
	長期入院精神障がい者の地域移行に向けた調整	郡山市障がい者自立支援協議会、医療機関等と連携し、長期入院精神障がい者の地域移行後の生活準備に向けた支援と地域移行に向けたステップとしての支援等を検討し、退院後の居住の場の確保及び地域生活を支えるサービスの確保に向けた調整を図ります。	保健・感染症課
	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の検討	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進のため、郡山市障がい者自立支援協議会において協議、検討を行います。	保健・感染症課
	自立生活の援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する者について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。 《自立生活援助》 2019（令和元）年度実績（人） 20 ↓ 2023（令和5）年度見込（人） 35	障がい福祉課



第1節 生活支援 ～ 地域で生活しやすいまちづくり ～

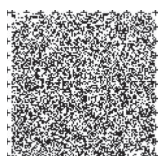
施策目標 第5 福祉サービスの質の向上

施策の方向 1 福祉サービスの質の向上

【施策の基本的方向】

サービスの提供者である事業者への実地指導等の実施や、それぞれに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進めるとともに、障がい者の意思が適切に反映された生活を送れるよう意思決定支援を推進し、サービスの質の向上を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
サービスの質の向上	サービス評価制度の周知	質の高いサービスを確保する観点から、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の周知を図ります。	障がい福祉課
	苦情解決制度の周知	サービスに関する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。	障がい福祉課
	計画的な実地指導の実施	障害福祉サービス等における運営管理体制の確立、適切な利用（入所）者処遇並びに職員処遇の確保及び自立支援給付に係る費用の額の算定の適正化等を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する実地指導を計画的に実施します。	障がい福祉課
	意思決定支援の推進	意思決定支援の質の向上を図るため、事業者等に対して「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進します。（再掲）	障がい福祉課 保健・感染症課



第2節 雇用・就業

テーマ 「経済的な自立に向けた就労支援の充実」

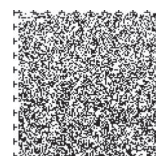
- 施策目標 第1 雇用の促進と職場定着の支援
第2 就業機会の拡大
第3 福祉的就労の促進

＜ 現状・課題 ＞

2018(平成30)年4月からの法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用の義務化により、障がい者の就業促進が必要となってきた中、相談支援体制をはじめとした雇用促進のための環境整備や、働く意欲のある障がい者がその適正に応じた能力を十分に発揮できるよう、*一般就労を希望する者には一般就労ができるよう支援するとともに、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での訓練・支援により工賃の水準が向上するよう、総合的な支援に取り組んでいます。

障がい者が地域で経済的に自立した生活を送るためには就労が重要であり、一般就労の拡大に向け、就労支援事業所や関係機関等によるネットワークを活用し、障がい者の職業能力開発の支援等や、企業等に対し障がい者雇用に関する各種制度の広報・啓発活動を行うとともに、障がい特性に応じた就労機会の創出について働きかけを行うなどの総合的な就労支援体制づくりの推進が必要です。また、就労後の障がい者に対しては、就労定着支援等により相談やサポートなどを行い、就労に伴う生活上の支援の充実や障がい者が安心して働き続けることができる環境づくりを推進していくことが課題となっています。

また、*福祉的就労の充実のためには、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設における安定的な作業の確保及び共同受注体制の構築・推進を図るなど、工賃向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。



第2節 雇用・就業 ～ 経済的な自立に向けた就労支援の充実 ～

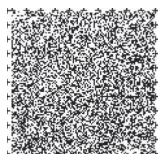
施策目標 第1 雇用の促進と職場定着の支援

施策の方向 1 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

障がい者やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や就労に向けた職業訓練の充実、就職に向けた相談体制の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
相談支援体制の充実	相談支援事業の充実・強化	障がい者の生活を支援するため適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。 併せて、障がい児への相談支援体制の充実を図ります。 また、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの代理申請等を行います。(再掲) 《計画相談支援》 2019 (令和元) 年度実績 (人) 1,631 ↓ 2023 (令和5) 年度見込 (人) 1,761 《障害児相談支援》 2019 (令和元) 年度実績 (人) 798 ↓ 2023 (令和5) 年度見込 (人) 846	障がい福祉課 保健・感染症課
	基幹相談支援センターの充実・強化	郡山市障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の拠点として総合的な相談業務を行います。 ○相談支援事業所への相談支援に関する専門的指導や助言 ○権利擁護のために必要な援助 ○地域の相談支援体制強化の取組 ○相談業務の円滑な遂行のための体制作り 等 (再掲)	障がい福祉課 保健・感染症課
	郡山市障がい者自立支援協議会の充実	障がい者の地域生活支援を推進するため、相談支援事業所及び関係機関と連携し、福祉、就労、保健・医療等の各種サービスを総合的に調整、推進します。 また、以下の役割の強化に努めます。 ○サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ○地域移行のネットワークや資源開発の役割 ○郡山市障がい者計画、郡山市障がい福祉計画及び郡山市障がい児福祉計画の分析・評価の役割 (再掲)	障がい福祉課



第2節 雇用・就業 ～ 経済的な自立に向けた就労支援の充実 ～

施策目標 第1 雇用の促進と職場定着の支援

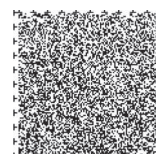
施策の方向 2 雇用の促進と安定

【施策の基本的方向】

障がい者が自らの個性と能力を発揮して働くことができるよう、関係機関と連携して雇用の促進と安定を図ります。

また、就労の場となる企業等に対し啓発活動を行うとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
雇用の促進	雇用促進体制の確立	企業に対する障がい者への理解と地域における障がい者の就労促進を図るため、関係機関と連携して障がい者雇用のための啓発活動の充実を推進します。	雇用政策課 障がい福祉課
	雇用促進のための制度の利用促進	事業主に対する各種助成制度及び優遇措置について活用を図るよう関係機関と連携を図りながら周知に努めます。	雇用政策課
	市職員等への雇用の促進	「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、障がい者の雇用の場を確保するため法定雇用率を踏まえた積極的な雇用の拡大に取り組みます。また、令和2年4月に策定した「郡山市障害者活躍推進計画」に基づき、働きやすい職場づくりに取り組みます。	人事課
雇用の安定	障がい者の職業的自立の促進	郡山公共職業安定所等関係機関との連携を密にし、働く障がい者のための相談、指導、援助等に努めます。 (県中地域障害者就業・生活支援センター（雇用安定等事業）運営連絡調整会の活用)	雇用政策課 障がい福祉課 保健・感染症課
		障がい者の自立を促進するため、グループホーム等の整備、促進を図ります。	障がい福祉課
	就労の定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所及び家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。 《就労定着支援》 2019（令和元）年度実績（人）8 ↓ 2023（令和5）年度見込（人）40	障がい福祉課



第2節 雇用・就業 ～ 経済的な自立に向けた就労支援の充実 ～

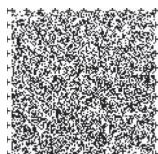
施策目標 第2 就業機会の拡大

施策の方向 1 多様な就業機会の確保

【施策の基本的方向】

障がい者の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、就業の機会の拡充に努めるとともに、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、趣旨の普及に向けての広報・啓発活動を推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
多様な就業機会の確保・充実	就労へ向けた支援	働く意欲のある者の就労を支援するため、就労移行支援サービス体制の充実を図ります。 また、障がい者の一般就労を図るため、市が、知的障がい者の職場体験の場を提供し、就労移行支援事業所と連携して職場体験学習を実施します。 さらに今後は、身体障がい者や精神障がい者の方への事業の実施についても検討します。 《就労移行支援》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 8,616 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 11,412	障がい福祉課 保健・感染症課
	柔軟な働き方の推進	関係機関と連携し、それぞれの障がい特性に応じ、短時間労働やＩＣＴを活用したテレワーク・在宅就業など、障がい者がその能力や時間・場所を有効に活用できる柔軟な働き方を推進します。	障がい福祉課 雇用政策課
	障がい者の就業相談、訓練情報等の広報推進	福島障害者職業センターで行われる障がい者の就業相談、ジョブコーチ支援事業、職業準備訓練、事業主の雇用管理等について、広報の推進に努めます。	雇用政策課
	障がい者雇用事業主への助成事業の広報推進	郡山公共職業安定所との連携により、障がい者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、障害者雇用納付金制度及び各種助成制度の広報を推進します。	雇用政策課
	障がい者職業能力開発施設の情報提供の推進	障がい者の職業能力開発を支援するため、公共職業能力開発施設等の訓練内容、施設等についての情報の提供を推進します。	雇用政策課 障がい福祉課
	自動車運転免許の取得促進	障がい者自らが自動車を運転することにより、就業機会の拡大が図られることから、障がい者の自動車運転免許の取得を促進します。	障がい福祉課



第2節 雇用・就業 ～ 経済的な自立に向けた就労支援の充実 ～

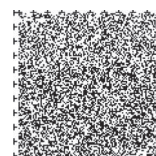
施策目標 第3 福祉的就労の促進

施策の方向 1 福祉的就労の場の確保

【施策の基本的方向】

一般就労が困難な障がい者に福祉的就労の場・機会の整備・拡充を図るとともに、福祉施設等での受注業務等の拡大に向けた施策の支援に取り組みます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
福祉的就労の場の確保	障がい者授産支援事業の充実	授産事業の振興及び販路拡大等支援の充実を図ります。 ○関係機関への働きかけによる製品等の販売斡旋、販路拡大 ○製品受注及び市の業務委託等の条件整備の促進	障がい福祉課
	就労機会の提供	一般企業の雇用に結びつかない者等に対し、就労機会を提供し、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ります。 《就労継続支援（A型）》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 16,596 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 18,852 《就労継続支援（B型）》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 120,120 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 127,464	障がい福祉課
	障害者優先調達推進法による障がい者施設の支援	障がい者の工賃の向上、障がい者施設の経営基盤安定のため、「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を策定し、障がい者施設への調達実績の向上を図ります。	障がい福祉課



第2節 雇用・就業 ～ 経済的な自立に向けた就労支援の充実 ～

施策目標 第3 福祉的就労の促進

施策の方向 2 農福連携の推進

【施策の基本的方向】

障がい者の就業機会の確保や工賃の向上を図るため、農業分野での障がい者の就労を支援し、農業と福祉の連携を推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
農福連携の推進	農作業請負のマッチングの支援	農福連携による障がい者の農業分野の就労を促進するため、農家と就労系事業所間での農作業請負のマッチングを支援します。	障がい福祉課 園芸畜産振興課
	事業所に対する技術指導及び助言	農業を行っている事業所、または、新たに農業、あるいは農業に関わる仕事を始める事業所に対し、農業技術に係る指導及び助言を行います。	園芸畜産振興課

第2節 雇用・就業 ～ 経済的な自立に向けた就労支援の充実 ～

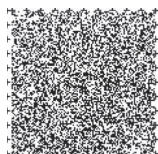
施策目標 第3 福祉的就労の促進

施策の方向 3 福祉的就労の質の向上

【施策の基本的方向】

福祉施設等の経営改善に向けた支援や、共同受注化の推進を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
福祉的就労の質の向上	工賃向上のための取組の推進 新規	県が策定する工賃向上計画に基づく施策の推進や障がい者授産支援事業による専門技術に関する指導及び助言、工賃向上の実践例の紹介などを通じ、福祉的就労の質の向上を図ります。 また、郡山市障がい者自立支援協議会等と連携し、共同受注体制の構築、推進を図ります。	障がい福祉課



第3節 スポーツ・文化・国際交流

テーマ 「社会参加の促進」

- 施策目標 第1 スポーツ・レクリエーション活動の充実
第2 文化活動の充実
第3 国際交流の促進

《 現状・課題 》

多くの人にとってスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要であり、自立と社会参加を促進させる上で有効な手段となっています。

本市においては、障がい者スポーツ教室やふれあいピック等のスポーツ・レクリエーション活動を始め、障害者福祉センターにおける文化活動の実施等により、障がい者の自立意欲の向上と社会参加の促進を図っています。

また、海外の文化に触れ、国際感覚を身につけることは重要であります。一部の方々に限られているのが現状です。

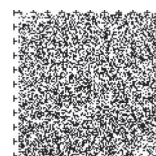
障がい者にとって、これらのスポーツや文化活動に参加する機会を確保することは、様々な人との幅広いふれあいや交流、そして仲間づくり等により生活を豊かにするものであり、こうした活動を通じて障がい者に対する理解が深まり、ノーマライゼーションの理念が浸透しつつあります。

スポーツ・レクリエーション活動は、機能訓練、健康の保持増進・＊リハビリテーションという視点からも有意義であり、日常生活の中で障がい者が気軽に親しむことができるよう活動の場を広く提供するとともに、指導者やボランティア等の人材育成を図り、関連施設のユニバーサルデザインの推進やバリアフリー化などの整備・改善に努めていくことが必要となっています。

文化活動については、広く障がい者が芸術・文化行事に参加する機会を拡充するとともに、芸術を鑑賞したり、自分にあった趣味活動や創作活動等を楽しむ機会を提供し、作品の発表の場の提供等、支援施策の充実が求められています。

国際交流については、障がい者が各種国際交流事業へ積極的に参加できる環境づくりや、東京オリンピック・＊パラリンピックをはじめ、＊スペシャルオリンピックスが開催する世界大会等への選手派遣等の体制づくりの促進を図ることが必要となっています。

また、障がい者がこのような各種の活動へ主体的、自主的に参加できるようにするために、条件整備や情報提供による支援、協力を努めていくことが必要です。



第3節 スポーツ・文化・国際交流 ～ 社会参加の促進 ～

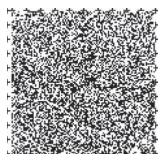
施策目標 第1 スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策の方向 1 スポーツ・レクリエーション活動の充実

【施策の基本的方向】

障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を通じて、体力増強や交流等を図ることができるようスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
スポーツ・レクリエーション活動の推進	イベントへの参加の促進	障がい者の社会参加を図るため、事業の充実を図り、イベントへの参加を促進します。 ○障がい者と健常者が共に楽しめる事業 ○障がい者向けの事業	障がい福祉課
	スポーツ・レクリエーション交流の促進	障がい者の相互理解と、市民と障がい者の交流を図るため、障がい者スポーツ・レクリエーション交流を推進し、障がい者が参加しやすい環境づくりと社会参加の機会の獲得に努めます。 ○郡山市民スポーツ・レクリエーション祭、郡山シティーマラソン大会等への参加案内 ○ふれあいピック、保健福祉フェスティバルの充実	スポーツ振興課 障がい福祉課
	障がい者の行事、スポーツ等への参加の促進	各種行事、スポーツ等への参加を促進するため、手話通訳者等の派遣を行ないます。	障がい福祉課
	スポーツ大会への参加の支援	国や県で開催される障がい者のスポーツ大会への参加を支援します。	障がい福祉課
	スポーツ・レクリエーション指導者の養成	県障害者スポーツ協会を通じて、障がい者のスポーツ・レクリエーション等を適切に指導できるように人材養成に努めます。	障がい福祉課
	障がい者スポーツ教室の開催	障がい者のスポーツ教室を開催し、社会参加と余暇支援に努めます。	障がい福祉課
	ニュースポーツの振興	障がい者に適したニュースポーツの振興を図ります。	障がい福祉課
	スポーツ団体等の育成支援	障がい者がスポーツ等に親しむ機会を提供するスポーツ・レクリエーション団体の育成、支援に努めます。	障がい福祉課
	レクリエーション活動への支援	民間団体等が行う各種のスポーツ・レクリエーション関連活動を支援します。	障がい福祉課



第3節 スポーツ・文化・国際交流 ～ 社会参加の促進 ～

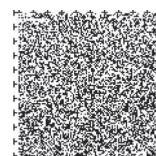
施策目標 第2 文化活動の充実

施策の方向 1 文化・芸術活動（※アール・ブリュット等）の充実

【施策の基本的方向】

障がい者の文化・芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
文化活動参加の支援	イベントへの参加の促進	障がい者の社会参加を図るため、事業の充実を図り、イベントへの参加を促進します。 ○障がい者と健常者が共に楽しめる事業 ○障がい者向けの事業	障がい福祉課
	芸術文化施設の整備充実	各施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるほか、障がい者が参加しやすい事業を実施します。	障がい福祉課
	作品展の開催	障がい者による絵画、手工芸などの作品を展示し、障がい者の社会参加と市民の障がい者に対する理解を深めます。	障がい福祉課
	イベント参加への環境整備	障がい者の社会参加を図るため、障がい者が参加しやすい環境づくりと各種イベントへの参加の促進を図ります。 ○市のコンクール、コンサート、作品展等における障がい者の参加の促進	障がい福祉課
	青少年の文化活動参加促進	小・中・義務教育学校の児童、生徒から作文を募集し障がい者に対する理解と関心を深めます。また、障がい者との交流を図ります。 ○福祉の心育成事業の推進 ○障がい者とのふれあい事業の拡充	障がい福祉課 学校教育推進課
	文化・芸術活動の支援	障がい者主体の文化・芸術活動（アール・ブリュット等）への支援を行います。	障がい福祉課



第3節 スポーツ・文化・国際交流 ～ 社会参加の促進 ～

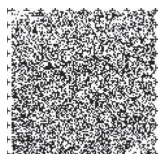
施策目標 第3 国際交流の促進

施策の方向 1 国際交流の促進

【施策の基本的方向】

国際化社会の中で、パラリンピックやスペシャルオリンピックスが開催する世界大会等に参加する選手への支援や、障がい者自身が主体的、自主的に参加できる国際交流の促進を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
国際交流の促進	国際交流事業への障がい者の参加の促進	障がい者を含めた、より多くの市民による国際交流活動を促進するため、郡山市国際交流協会等が実施する事業を広く周知し、各種国際交流機会の充実を図ります。	国際政策課
	パラリンピック等への障がい者の参加の促進	障がい者が国際的なスポーツ大会等へ参加する体制づくりを促進します。 ○パラリンピックに参加する選手への支援 ○スペシャルオリンピックスが開催する世界大会等に参加する選手への支援	スポーツ振興課 障がい福祉課



第4節 保健・医療

テーマ 「予防と健康」

- 施策目標 第1 障がいの早期発見と早期治療の推進
第2 医療の充実
第3 精神保健・難病対策の推進
第4 保健・医療・福祉の連携

＜ 現状・課題 ＞

生涯を通じて健やかで心豊かに生き生きと暮らすため、心身の健康づくりが重要です。

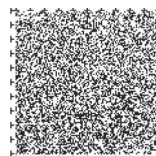
疾病の早期発見のためには健康診断の定期的な受診とともに、適正な疾病治療による重症化の予防、さらに介護予防や介護サービスの充実により健康寿命の延伸を図ることや、リハビリテーション等の利用で社会生活を営むための必要な機能の維持向上を図る必要があります。併せて、安心して医療が受けられるような体制づくりや医療費負担軽減、安心して療養生活ができる環境調整などの支援が重要です。

東日本大震災から10年が経過し、精神保健上の課題も震災直後とは異なり、災害や新型感染症等さまざまな問題が関連し、ますます心のケアの必要性が増してきています。日常の精神的な悩みの他、精神疾患、ひきこもり、発達障がい、依存症（アルコール依存、ギャンブルや薬物依存等の嗜癖）、うつ、自死に関すること等、多様化する心の健康問題に関する相談体制を充実させるとともに、より専門的な対応を図るため、関係機関との連携を強化し、精神疾患や障がいを抱える方の早期発見・早期治療、さらに、精神疾患を抱えていても自分らしく生活できるよう支援体制を整備していく必要があります。

難病患者にかかわる保健福祉については、2019（令和元）年7月に指定難病の対象疾病が333疾病に拡大されました。地域生活を送る難病患者・家族の日常生活や社会生活への不安を軽減するための相談支援体制の充実や、入院や療養中の難病患者の社会復帰や地域交流活動等の促進のため医療・保健・福祉が一体となったサービス提供が不可欠です。

また、高齢社会により、特に高齢者が、障がいがある子どもや、ひきこもり状態の子どもを支える8050問題、介護と子育てを同時に担わなければならないダブルケア等新たな課題も発生しており、包括的な支援が必要とされるようになってきております。その中で障がいを抱える方の高齢化も進んでおり、保健福祉サービスの提供体制の充実はもとより、介護保険等のサービスも含めた保健・医療・福祉の連携した支援体制の整備が一層必要となってきております。

併せて、新型コロナウイルス感染症等の対策として、＊新しい生活様式に沿った対応や周知啓発に努める必要もあります。



第4節 保健・医療 ～ 予防と健康 ～

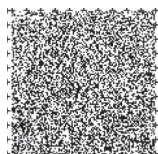
施策目標 第1 障がいの早期発見と早期治療の推進

施策の方向 1 健康管理対策の充実

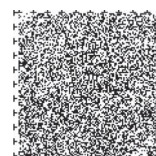
【施策の基本的方向】

ライフステージに応じた保健・医療サービスを提供することで、自らの健康を知り、健康づくりや介護予防に取り組む環境づくりを図り、障がいの原因疾病の早期発見・早期対応につなげます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
母子健康管理対策の充実	母子健康手帳の交付	母体の健康管理のため、早期の届出を勧めます。	こども家庭支援課
	妊産婦健康診査の実施	妊婦及び胎児の疾病又は異常の早期発見並びに予防に努めます。	こども家庭支援課
	周産期医療関係機関との連携及び情報提供	妊婦の健康管理や出産時の異常など疾病予防対策を図るため、関係機関と情報提供及び連携を図ります。	こども家庭支援課
	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、適切な指導を行います。 ○ 4 か月児健康診査 ○ 10 か月児健康診査 ○ 1 歳 6 か月児健康診査 ○ 3 歳児健康診査	こども家庭支援課
	母子保健情報システムの活用	妊娠から出産、乳幼児までの健康診査情報により、支援を必要とする人に適時適切な保健指導を実施します。	こども家庭支援課
健康づくりの推進	健康診査・がん検診の実施	生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査・がん検診等を実施します。	健康づくり課
	健康づくりに関する正しい知識の普及啓発と情報提供	疾病の発症予防や健康づくりに重点をおいた保健指導を推進するため保健サービスを拡充し、市民の健康増進を目指した事業及び健康づくりに関する情報提供を行います。	健康づくり課
感染症対策	感染症対策の推進 新規	新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策について、関係機関と連携し感染の予防・拡大防止への取組みを進めます。	障がい福祉課 保健・感染症課



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
健康教育・相談・指導の充実	妊産婦乳幼児保健指導・訪問指導の実施	妊産婦及び乳幼児の保護者に対して、妊娠高血圧症候群、低出生体重児や障がいの予防を図るため、妊娠、出産又は育児についての必要な保健指導を行います。	こども家庭支援課
	心身障害児療育相談の実施	心身の機能に障がいのある児童又はそのおそれのある児童を早期に発見して、早期に適切な対応・治療・療育につなげるための情報提供や相談等を行い、早期療育を推進します。	こども家庭支援課 障がい福祉課
	母子健康教育の実施	乳幼児健康診査後の経過観察児に対して、個別指導及び遊戯療法等の集団指導を実施します。	こども家庭支援課
	健康教育・健康相談の実施	生活習慣病予防や介護予防の教室等を実施し、生活習慣病予防・介護予防に関する正しい知識の普及や個別の助言、指導を行います。	地域包括ケア推進課 健康づくり課
	訪問指導の実施	家庭訪問により、対象者の生活指導や健康問題の解決にあたります。さらに、関係職種と連携し保健・福祉サービスの活用方法に関する相談・調整等を行います。	健康づくり課
	精神保健福祉相談の実施	精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士による定期相談及び保健師による随時相談を行います。(再掲)	保健・感染症課
東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策に係る取組の推進	内部被ばく検査の実施	ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を実施するとともに相談体制を継続し、市民の不安解消に努めます。	保健所総務課



第4節 保健・医療 ～ 予防と健康 ～

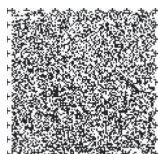
施策目標 第2 医療の充実

施策の方向 1 医療の充実

【施策の基本的方向】

医療費の公費負担制度や難病対策、在宅ケア対策などの充実を図るほか、障がい者に対する医療を適切に受けられるように情報提供に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
障がい者に対する医療サービスの充実	更生医療の給付	身体障がい者に対する日常生活能力又は職業能力の回復・獲得等更生に必要な医療を給付します。	障がい福祉課
	重度障がい者の医療費の助成	重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を助成します。	障がい福祉課 保健・感染症課
	療養介護医療費の給付等	医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理及び日常生活の支援を行います。 《療養介護》 2019（令和元）年度実績（人） 37 ↓ 2023（令和5）年度見込（人） 39	障がい福祉課
母子医療対策の充実	母子医療対策事業の実施	心身ともに健康な子供の育成を図るため、必要な医療の給付をします。 ○自立支援医療（育成医療給付事業） ○小児結核患者療育給付事業 ○未熟児養育医療給付事業	こども家庭支援課 保健・感染症課
	小児慢性特定疾病対策事業の実施	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対して治療の普及促進を図るとともに、患者家族の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭支援課
在宅ケア対策の充実	在宅ケアサービスの実施	障がい者等に対して、総合的な在宅ケアを促進するため、相談支援体制を強化するとともに、関係機関と密接に連携してサービスを提供します。	保健・感染症課
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施	小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行います。	こども家庭支援課



第4節 保健・医療 ～ 予防と健康 ～

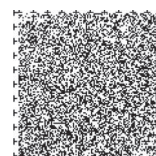
施策目標 第3 精神保健・難病対策の推進

施策の方向 1 精神保健・難病対策の推進

【施策の基本的方向】

精神疾患の患者や精神障がい者、さらに難病患者等が増加している現状を踏まえ、これらの患者及び家族の方が抱える不安を解消するため、保健・医療・福祉のさらなる充実・強化を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
心の健康づくり対策の実施	心の健康づくり対策の実施	精神保健に関する知識の普及・啓発を図るとともに、相談指導体制の整備をします。	保健・感染症課
	家族教室の実施	精神障がい者を抱える家族を支援するための家族教室を実施します。	保健・感染症課
	依存症対策の推進 新規	依存症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、福島県精神保健福祉センターとの連携を強化するとともに、医療機関や自主グループ等回復団体との連携も図り依存症対策を推進します。特に、ギャンブル依存症については、多重債務、生活困窮等の問題等も含め、消費生活センター等関係機関との連携を図り、対応します。	保健・感染症課
在宅ケア（保健医療）対策の推進	精神障がい者に対するサービスの提供	精神障がい者の適切な医療の確保と社会復帰の促進を図るため、保健所を地域ネットワーク及び情報の拠点として、保健、医療、福祉サービスの供給体制を整備します。	保健・感染症課
難病対策の充実	在宅患者家庭訪問、相談指導の実施	患者及び家庭の不安感を軽減するため、保健師を中心とした家庭訪問、相談の充実に努め、保健・医療・福祉の連携を強化した一体的サービスを提供します。	保健・感染症課
	難病患者の生活支援	日常生活及び社会生活に支障を来している難病患者に対し、障害福祉サービス利用に向けた情報提供と支援を実施します。	保健・感染症課
	難病医療相談会の実施	患者及びその家族が安心して療養生活を送れるよう、疾患・療養生活の理解と患者家族同士が互いに情報交換できる相談会を実施します。	保健・感染症課



第4節 保健・医療 ～ 予防と健康 ～

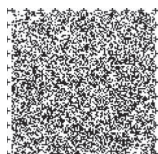
施策目標 第4 保健・医療・福祉の連携

施策の方向 1 保健・医療・福祉の連携強化

【施策の基本的方向】

難病患者等を含め、保健・医療・福祉のサポートを要する方が安心して生活が送れるよう関係機関の連携強化を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
保健・医療・福祉の連携強化	難病・精神疾患等ケース会議の実施	在宅サービスを担う保健・医療・福祉等の関係者の連携強化を図り、在宅療養者のニーズに対応した適切なサービスの提供をするためのケース会議等を開催します。	保健・感染症課
	健康増進に関する連絡会の運営	健康増進事業等の効果的な実施方法等について、検討及び関係諸施策との調整、連携を図るための連絡会を開催します。	健康づくり課
	医学的リハビリテーションの支援の強化	医療、障がいの程度及びライフステージに応じた適切なリハビリテーションが提供できるよう保健・医療・福祉などの関係機関との連携強化を図ります。	障がい福祉課 保健・感染症課



第5節 療育・教育・育成

テーマ 「ライフステージに応じた支援体制の充実」

- 施策目標
- 第1 障がい児支援の充実
 - 第2 教育施策の充実
 - 第3 切れ目ない療育・教育体制の確立
 - 第4 生涯学習施策の充実

＜ 現状・課題 ＞

障がい児の発達段階、障がいの状態は多種多様であるため、療育と教育、保育等の関係機関が連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じて、一貫して効果的な支援を身近な場所で提供できる体制を図ることが重要です。

障がい児が、地域社会の一員としてさまざまな人々と交流し、主体的に社会参加しながら、その適性に応じて自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばせるようにするため、医療・福祉・教育・雇用等各分野相互の連携のもと、一人ひとりのニーズや障がい種別・特性に応じた早期からの相談支援体制の強化が求められております。

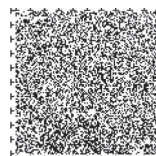
また、子どもの障がいが重度重複化する中、家庭の生活様式も多様化している現状を踏まえ、それぞれの障がい児の実情に応じた支援とともに、放課後等デイサービス事業等の充実により、放課後や長期休みにおける居場所の確保を行うことなど、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切になります。

インクルーシブ教育システムについては、障がいのある子どもを含む多様な子どもたちが同じ場で学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導と支援を充実させる必要があります。

全国的に特別な支援を要する児童生徒の割合が増えてきており、本市においても同様の傾向が見られる中、障がいのある子どもたち一人ひとりへの合理的配慮を教職員間、学校間での情報共有・引継ぎを行い、早期からの一貫した支援を実施することにより、自立につなげていくことが重要です。

さらに、卒業後についても、就労をはじめとする多様な進路が確保されるよう、適切な教育相談及び職業指導に努めるとともに、関係機関との連携を促進し、目標や生きがいを持たせる進路指導の充実に努める必要があります。

また、障がい児の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、市内小・中・義務教育学校において1人1台のタブレット端末環境を整備したところであり、今後もICT等を活用した学習環境の整備を推進していく必要があります。



第5節 療育・教育・育成 ～ ライフステージに応じた支援体制の充実 ～

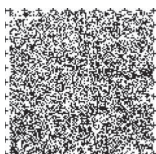
施策目標 第1 障がい児支援の充実

施策の方向 1 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

障がい児への教育は、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期からの一貫した支援体制が必要であることから、その整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談支援体制の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課												
項目	小項目														
相談支援体制の充実	障がい児の療育等に関する情報提供	障がい児の健全な発達を支援するため、家族に対し療育方法等の情報を提供します。(再掲)	障がい福祉課 こども家庭支援課												
	相談支援事業の充実・強化	障がい者の生活を支援するため適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、障がい者のニーズに応えた支援を強化します。 併せて、障がい児への相談支援体制の充実を図ります。 また、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの代理申請等を行います。(再掲) 《計画相談支援》 <table><tr><td>2019 (令和元) 年度実績 (人)</td><td>1,631</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>2023 (令和5) 年度見込 (人)</td><td>1,761</td></tr></table> 《障害児相談支援》 <table><tr><td>2019 (令和元) 年度実績 (人)</td><td>798</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>2023 (令和5) 年度見込 (人)</td><td>846</td></tr></table>	2019 (令和元) 年度実績 (人)	1,631	↓		2023 (令和5) 年度見込 (人)	1,761	2019 (令和元) 年度実績 (人)	798	↓		2023 (令和5) 年度見込 (人)	846	障がい福祉課 保健・感染症課
	2019 (令和元) 年度実績 (人)	1,631													
	↓														
	2023 (令和5) 年度見込 (人)	1,761													
2019 (令和元) 年度実績 (人)	798														
↓															
2023 (令和5) 年度見込 (人)	846														
基幹相談支援センターの充実・強化	郡山市障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の拠点として総合的な相談業務を行います。 ○相談支援事業所への相談支援に関する専門的指導や助言 ○権利擁護のために必要な援助 ○地域の相談支援体制強化の取組 ○相談業務の円滑な遂行のための体制作り 等 (再掲)	障がい福祉課 保健・感染症課													
関係機関との相談支援体制の連携強化	福祉、就労、保健・医療等の関係機関と相談支援事業所との相談支援体制の連携を強化します。	障がい福祉課													
郡山市障がい者自立支援協議会の充実	障がい者の地域生活支援を推進するため、相談支援事業所及び関係機関と連携し、福祉、就労、保健・医療等の各種サービスを総合的に調整、推進します。 また、以下の役割の強化に努めます。 ○サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ○地域移行のネットワークや資源開発の役割 ○郡山市障がい者計画、郡山市障がい福祉計画及び郡山市障がい児福祉計画の分析・評価の役割 (再掲)	障がい福祉課													
発達障がい者 (児) 支援の充実	専門的な機関との連携	可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられるよう福島県発達障がい者支援センター等関係機関との連携を図ります。(再掲)	障がい福祉課 保健・感染症課 こども家庭支援課												



第5節 療育・教育・育成 ～ ライフステージに応じた支援体制の充実 ～

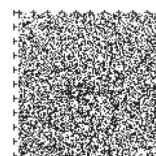
施策目標 第1 障がい児支援の充実

施策の方向 2 障がい児支援の充実

【施策の基本的方向】

障がい児に対する支援について、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を提供するため、教育・療育環境の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
障がい児支援の充実	障がい児保育の実施	認可保育施設において、集団保育が可能な障がい児の受け入れを行い、心身の発達を促進する障がい児保育を実施します。	保育課
		障がいのある児童が在籍する保育所等に、専門的な知識を有する相談員を派遣し、保護者及び保育士の支援を行います。	保育課
		障がい児保育に必要な保育士の配置に努めるとともに、保育所の改修・修繕の際には、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい保育環境の整備に努めます。	保育課
	児童発達支援の充実	就学前の児童の日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活に適應するための訓練その他必要な支援をします。 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の充実を図ります。 《児童発達支援》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 24,768 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 30,192 《居宅訪問型児童発達支援》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 0 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 828	障がい福祉課
	保育所等訪問支援の充実	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況やその置かれている環境に応じて適切な支援を行う保育所等訪問支援の充実を図ります。 《保育所等訪問支援》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 588 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 1,320	障がい福祉課
	放課後等デイサービスの充実	就学児童の授業終了又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う放課後等デイサービスの充実を図ります。 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの充実を図ります。 《放課後等デイサービス》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 65,352 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 84,720	障がい福祉課



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
障がい児支援の充実	日中一時支援の充実	障がい児者の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的にお預かりし、見守り等の支援をします。(再掲) 《日中一時支援》 2019（令和元）年度実績（時間分／年） 16,338 ↓ 2023（令和5）年度見込（時間分／年） 17,000	障がい福祉課
	重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）の支援体制の充実	重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携支援体制を構築し、その体制の充実・強化を図ります。(再掲)	障がい福祉課
	放課後児童クラブの充実	放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を行うことを目的とする放課後児童クラブの運営・整備の充実を図ります。	こども政策課

第5節 療育・教育・育成 ～ ライフステージに応じた支援体制の充実 ～

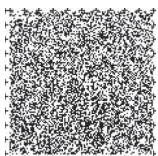
施策目標 第2 教育施策の充実

施策の方向 1 教育施策の充実

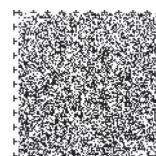
【施策の基本的方向】

乳幼児期から就労期にわたる一貫した支援ができるよう、医療・保健・福祉・教育関係機関の連携を強化し、個々の障がい等の状況に応じて、多様な学びの場の提供や適応支援に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
一貫した相談支援体制の整備	就学前障がい児の早期療育機能の整備	保健・医療・福祉・教育関係機関等による支援ネットワーク・システムの構築に努め、障がい児の早期発見、早期療育のための連携を密にし、適切な相談体制を整えます。	障がい福祉課 こども家庭支援課 総合教育支援センター
学校教育の充実	インクルーシブ教育システムの推進	障がいのある子どもとない子どもとが可能な限り共に教育を受けられるように配慮するインクルーシブ教育システムを推進します。	総合教育支援センター 教育総務部総務課
	就学・教育相談体制の充実	障がい及び発達の状況に応じて、早期から適切な教育措置を行うための相談体制の充実を図ります。 総合教育支援センターが、就学に関する発達障がいのワンストップ相談機能としての充実を図ります。	総合教育支援センター



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
学校教育の充実	郡山市教育支援委員会の開催	障がい児の適切な就学を進めるため、教育・医療・福祉等の各関係機関の専門家等で構成された郡山市教育支援委員会において十分に調査・審議を行うとともに、その後の一貫した教育的支援について適切な助言を行います。	総合教育支援センター
	進路相談体制の充実	特別支援学校や福祉関係機関等との連携を図り、将来について、目標や生きがいを持たせる進路指導の充実を図ります。	総合教育支援センター
	教職員研修の充実	障がいの有無に関わらず、全ての子どものニーズに合わせた教育の支援を行うため、全教職員に対して特別支援教育の研修の充実や、教職員の資質の向上を図ります。	教育研修センター
	障がいに応じた教育のための諸条件の整備	障がいの状態や発達段階に応じて、公立小・中・義務教育学校において適切な教育を行うため諸条件の整備を図ります。	総合教育支援センター
	交流及び共同学習の推進	通常学級の児童生徒と特別支援学級、特別支援学校等の児童・生徒が、相互理解を深め、好ましい人間関係を育てるための交流及び共同学習を推進します。	総合教育支援センター
	パンフレット等の活用	児童生徒が、障がい者への理解、認識を深められるよう、福祉関係パンフレット等の資料の活用に努めます。	総合教育支援センター
	福祉の心育成事業の充実	障がい者への意識と関心を高めるための作文を公募し、市民への理解を深めます。	障がい福祉課 学校教育推進課
	ボランティア等の体験の場の提供	児童生徒が障がいの有無などに関わらず多様な他者と協働することの重要性を実感しながら理解することができるよう、家庭や地域社会と連携・協働し、各教科の特質に応じた体験活動の場を確保できるよう努めます。	学校教育推進課
	福祉に関する教育の充実	小・中・義務教育学校が、各校の特色を生かし、特別活動や総合的学習の時間などを中心に、福祉に関する現代的な課題を各学校の実態に応じて取り上げ、福祉についての理解を深めます。	学校教育推進課
	情報機器等の学習支援	児童・生徒一人ひとりの学習を支援するため、小・中・義務教育学校の特別支援学級に、情報機器や設備等を整備します。	教育研修センター
	卒業後の進路指導の充実	卒業後の生活として、就労をはじめとする多様な進路が確保されるよう、職業指導の充実、一般企業の理解や雇用促進とともに、労働、福祉の関係機関との連携の促進を図ります。	障がい福祉課



第5節 療育・教育・育成 ～ ライフステージに応じた支援体制の充実 ～

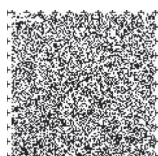
施策目標 第3 切れ目ない療育・教育体制の確立

施策の方向 1 切れ目ない療育・教育体制の確立

【施策の基本的方向】

障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係る相談体制の整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所等訪問支援等の充実に図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
切れ目ない療育・教育体制の確立	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、適切な指導を行います。 ○4か月児健康診査 ○10か月児健康診査 ○1歳6か月児健康診査 ○3歳児健康診査（再掲）	こども家庭支援課
	母子健康教室（おやこふれあい教室）の充実	おやこふれあい教室を実施し、発達障がいなどの傾向がみられる子の療育に結びつけます。	こども家庭支援課
	保育所等訪問支援の充実	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況やその置かれている環境に応じて適切な支援を行う保育所等訪問支援の充実に図ります。（再掲） 《保育所等訪問支援事業》 2019（令和元）年度実績（人日分／年） 588 ↓ 2023（令和5）年度見込（人日分／年） 1,320	障がい福祉課
	療育と教育の連携体制の確立	障がい及び発達障がい等の早期発見のための体制や相談体制の構築に努め、早期認知を促し、早期療育・早期教育の支援の充実に図ります。 また、郡山市子育てサポートブックの活用を推進し、幼児から就労までの支援がにつながるシステムの構築を図ります。	障がい福祉課 こども家庭支援課 総合教育支援センター



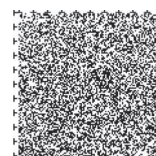
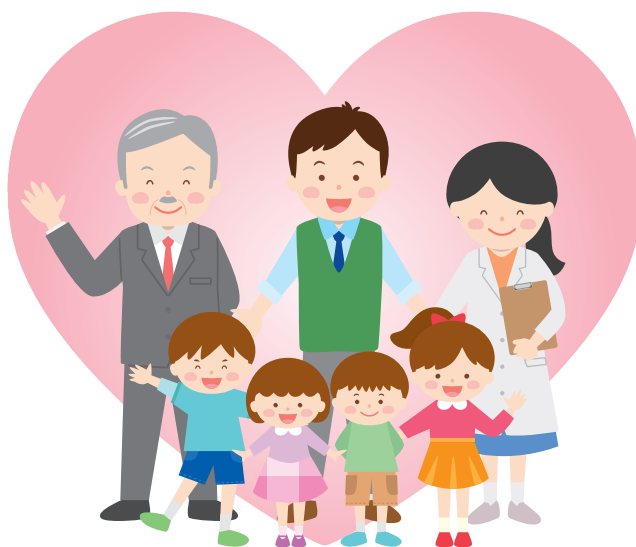
施策目標 第4 生涯学習施策の充実

施策の方向 1 生涯学習施策の充実

【施策の基本的方向】

障がい者の生涯学習活動への参加を支援するため、誰もが安全に利用できるようバリアフリー化を進めるとともに、公共施設利用の無料化を図るなど学習活動の場の充実に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
生涯学習施策の充実	公共施設の整備充実	障がい者の学習の場を確保するため、公民館、図書館、福祉施設等公共施設を利用できるように、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努めます。	障がい福祉課 生涯学習課 中央図書館 中央公民館
	生涯学習機会の確保	障がいに関する理解と関心を深めるため、障がい者の施設利用の無料化を図るなど学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
	読書環境の整備	障がい者の図書館利用を促進し、読書環境の整備を図ります。 ○本の宅配サービス（身体障がい者） ○児童書の点字本の配置 ○大活字本の配置 ○CD貸出枚数の優遇（視覚障がい者） ○電子書籍の貸出 ○ナクソス・ミュージック・ライブラリー（インターネット上での音楽配信事業）の導入 等	中央図書館

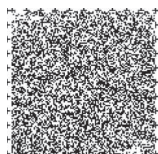




令和2年度郡山市障がい者作品展展示作品
福島県立あぶくま支援学校 高等部 佐藤 巧美 さん



令和2年度郡山市障がい者作品展展示作品
「いろんな国の魚」
郡山市立西田学園義務教育学校 伊藤 光汰 さん



第6節 啓発・広報

テーマ 「こころのバリアフリーとICT等の活用」

- 施策目標 第1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進
第2 理解とふれあいの促進
第3 地域における交流の促進

＜ 現状・課題 ＞

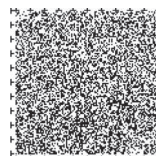
障がいに対する正しい知識を普及するため、これまで国の障害者基本計画、福島県障がい者計画、郡山市障がい者福祉プラン等に基づく障がい者施策によって啓発・広報を行ってきておりますが、依然として障がいや障がい者に対する誤解や偏見、差別といった心のバリアが存在しております。

障がい者の自立した地域生活の実現に当たっては、このような心のバリアと、物理、制度、意識に加え文化・情報面などに潜むバリアを取り除いていくことが不可欠であり、ICTを活用して情報のバリアフリー化を図るなど、必要な支援を提供することが必要です。

また、障がい者が地域で安心して日常生活を営むため、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえた差別の解消、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めることが大変重要であり、障がい者に対する差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとし、「障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を図るためには、障がいや障がい者への理解を促進するよう、企業、民間団体、メディア等の多様な主体での幅広い広報・啓発活動の推進が必要です。

さらに、障がいに対する正しい認識を深めるためには、幼少期からの啓発が不可欠であり、家庭、地域はもとより学校教育における福祉に関する教育を継続的に推進する必要があります。

これらの取り組みなどにより、地域や学校での交流、ボランティア活動の充実を図り、障がいのある人とない人とが日常的にふれあうことで、相互理解が深まり、共に助け合い支えあう社会を実現することができるものと考えます。



第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

施策目標 第1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進

施策の方向 1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進

【施策の基本的方向】

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
情報の利用しやすさの推進	アクセシビリティに配慮した行政情報の提供	障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。 また、＊ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。	広聴広報課 障がい福祉課
	障がい者に対する情報提供	視覚障がい者のための点字並びに音声等による情報提供方法の充実を図ります。 ○点字による広報こおりやま・議会だよりの発行 ○録音による広報こおりやま・議会だよりの発行 ○音声コードを貼付した文書・封筒等の作製 ○その他の情報について点字化、音声化を検討します。	障がい福祉課
		聴覚障がい者のための情報提供方法の充実を図ります。 ○ウェブサイト、YouTube等による「手話動画」の配信 ○「週間トピックス」「こおりやま市政なう！」等の手話によるテレビ放映 ○「ふれあいネットワーク事業」による災害、緊急情報の提供	障がい福祉課
		障がいにより情報の取得や伝達に困難を生じる方に、ICT等を活用し情報提供方法の充実を図ります。	障がい福祉課

第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

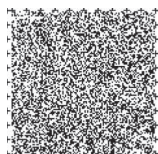
施策目標 第2 理解とふれあいの促進

施策の方向 1 啓発・広報活動の推進

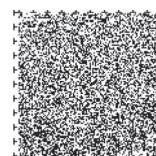
【施策の基本的方向】

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がい者への理解を促進するため、計画的かつ集中的に啓発・広報活動を推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
計画的な啓発広報活動の実施	公共サービス従事者に対する障がい理解の促進	市職員等をはじめとする公共サービス従事者を対象に、障がい及び障がい者の福祉についての関心と理解を深めるための研修及び啓発を図ります。	障がい福祉課
	広聴活動の実施	市民提案制度（みなさんの声）などのPRと充実を図り、広く市民の声を聴取します。	広聴広報課



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
計画的な啓発広報活動の実施	効果的な啓発	障がい者等へ、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮された施設等の紹介パンフレットを作成・配付します。 ○公共施設紹介パンフレット ○バリアフリー化された民間住宅紹介パンフレット ○生活用具の紹介パンフレット	障がい福祉課 住宅政策課
	定期的な広報活動の内容充実	定期的な広報活動の内容の充実を図ります。 ○広報紙（点字広報・声の広報を含む。） ○放送番組（テレビ・ラジオなど。特にテレビには、手話や字幕テロップなどを挿入する。） ○ウェブサイトや電子メール、SNS等を活用 ○ボランティア団体や障がい者団体などが行う事業等の啓発・広報	広聴広報課 障がい福祉課
	啓発・広報活動の充実	障がい及び障がい者に対する正しい理解を深め共生社会の理念の普及・浸透の機会を拡充します。 ○「市政きらめき出前講座」等の講習会等を実施し、学校や職場、地域での障がい者に対する取り組みを支援します。 ○障がい者自らの会合、集会、講演会等を広く周知します。	障がい福祉課 保健・感染症課
		男女共同参画社会の推進や障がい及び障がい者に対する人権等に関する理解と関心を深めるための学習機会の充実に努め、学校や職場、地域等での障がい者の人権等に対する理解の促進を図ります。	男女共同参画課
	各種イベントの開催	市民各層の人々が参加できる交流事業を開催し、障がい者団体及びボランティア団体等の活動を紹介するとともに、一般市民の参加を推進します。	保健福祉総務課 障がい福祉課
	心の健康づくりの普及	地域住民の心の健康保持、増進のために、継続した実施計画を立て、講演会、講習会等を開催します。	保健・感染症課
「障害者の日」等を中心とした集中的な啓発・交流事業の実施	「障害者の日」「障害者週間」に重点的な啓発広報活動の実施	12月9日の「障害者の日」及び「障害者週間」（12月3日～9日）を周知徹底するため、啓発活動を実施します。 ○広報紙などへの記事掲載 ○国、県と歩調を合わせた啓発協力 ○集会、大会等の開催 ○障がい者作品展の開催 ○障がい者交流事業の実施	障がい福祉課
	「知的障害者福祉月間」（9月）に重点的な啓発活動の実施	知的障がい児者に対する理解が得られるように、関係機関と歩調を合わせながら、当事者と施設や団体を主体とした各種啓発活動を支援します。	障がい福祉課
	「障害者雇用促進月間」（9月）に重点的な啓発活動の実施	障がい者の雇用促進について事業主や市民の意識高揚を図るため、関係機関と連携を図りながら啓発活動を支援します。	雇用政策課
	「全国一斉運動期間」（10月下旬の1週間）に重点的な啓発広報活動の実施	精神保健に関する知識の普及や精神障がいの正しい理解を促進するために、関係機関と協力しながら「全国一斉運動期間」（10月下旬の1週間）に行われる各種啓発活動を支援します。 ○各種精神保健施設や団体での講演会、交流会等の啓発協力を実施します。	保健・感染症課



第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

施策目標 第2 理解とふれあいの促進

施策の方向 2 障がい理由とする差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の基本的方向】

障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止及び権利擁護のための支援の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
障がいを理由とする差別の解消及び権利擁護の推進	障害者差別解消法に関する研修及び啓発	「障害者差別解消法」を普及するため、研修及び効果的な広報・啓発活動等の推進に取り組みます。	障がい福祉課
	障がいを理由とする差別に関する相談対応	障がい者及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため相談体制の整備を図り、相談者からの相談等には関係機関と連携して迅速かつ的確に対応します。また、相談案件については、事例の集積、共有化を図るとともに、郡山市障がい者自立支援協議会におけるネットワークにより、障がいを理由とする差別の解消の取り組みを進めます。	障がい福祉課
	選挙等における配慮	選挙等における配慮として、投票所のバリアフリー化等投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会事務局
	権利擁護事業の普及	権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活できるよう権利擁護事業の普及に努めます。（再掲）	障がい福祉課 保健・感染症課
	虐待防止への対応	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。また、障がい者虐待防止連絡会議を設置し、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。（再掲）	障がい福祉課 保健・感染症課
	成年後見制度の普及	判断能力が十分でない障がい者の財産や権利を保護するための成年後見制度の普及に努めます。 成年後見制度の利用促進を図るため、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市の計画の策定及び中核機関の設置を進めます。（再掲）	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 保健・感染症課

第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

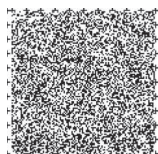
施策目標 第2 理解とふれあいの促進

施策の方向 3 福祉に関する教育の推進

【施策の基本的方向】

障がいのある子どもと障がいのない子ども、そして地域の人々が活動を共にし、お互いの理解を深めるための取り組みを一層推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
学校教育における福祉に関する教育の推進	小・中・義務教育学校における福祉に関する教育の実施	道徳科や総合的な学習の時間、特別活動などを中心に、福祉に関する現代的な課題を各学校の実態に応じて取り上げ、児童生徒が、障がいの有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てます。	学校教育推進課



具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
学校教育における福祉に関する教育の推進	パンフレット等の活用	小・中・義務教育学校を対象にした、国や県、市等関係機関が作成した福祉関係パンフレット等を活用し、福祉に関する現代的な課題への理解を深めます。	学校教育推進課
	社会奉仕体験活動等の充実	障がいのある人々との交流や共同学習、体験活動を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実させ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度の育成を図ります。	学校教育推進課
	障がい児理解の促進	交流及び共同学習等の実践により障がい児の理解が一層深められるよう、学校全体での意識の向上を呼びかけます。	総合教育支援センター
社会教育における障がい者理解の促進	社会参加のための環境整備の推進	地域社会の福祉の向上や連帯意識を醸成するため、明るいまちづくり推進委員会協議会に負担金を交付し、障がい者施設を含めた花いっぱい運動を推進するとともに、成人式イベントにおいて、障がい者がともに参加できる環境づくりに努めます。	生涯学習課
生涯学習における障がい者理解の促進	生涯学習の情報の提供	障がい者に対する正しい理解とノーマライゼーション意識啓発のため、市政きらめき出前講座及び生涯学習きらめきバンクを軸とした情報の提供に努めます。	生涯学習課

第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

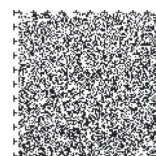
施策目標 第2 理解とふれあいの促進

施策の方向 4 ノーマライゼーションの意識啓発の推進

【施策の基本的方向】

障がい者のみならず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを実現するため、ノーマライゼーションの意識啓発普及を推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
すべての人が暮らしやすいまちづくりの実現	市民や事業者への周知	「第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、障がいの有無や年齢、国籍、言語、性別等の違いにかかわらず、「誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまち」の実現に向け、地域や学校等において、ユニバーサルデザインを正しく理解できる機会の充実を図ります。 ○広報紙、啓発パンフレット、ウェブサイト等を活用した分かりやすい、効果的・継続的なユニバーサルデザインの啓発 ○講習会・セミナー、出前講座等の実施	市民・NPO活動推進課
		全ての市民の人権が尊重され、生き生きと生活できる社会づくりのため、男女共同参画サポート事業「さんかく教室」や人権啓発キャンペーンなどによる啓発活動に努め、人権意識の高揚を図ります。	男女共同参画課
	※ヘルプマークの推進	援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークを配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。	障がい福祉課



第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

施策目標 第3 地域における交流の促進

施策の方向 1 ボランティア活動の推進

【施策の基本的方向】

生涯学習の一環として、市民にボランティア活動を広く紹介するとともに、障がい者の多様なニーズに対応できる活動を推進し、活動の充実を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
ボランティア活動への理解と参加の促進	ボランティア活動への理解と参加の促進	ボランティア活動の拠点となる郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターの活動を支援します。	保健福祉総務課
		ボランティア・NPO等の市民公益活動支援の拠点となる郡山市市民活動サポートセンターで、ボランティア・NPO等、市民公益活動への意識啓発及び情報提供を行います。	市民・NPO活動推進課

第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

施策目標 第3 地域における交流の促進

施策の方向 2 開かれた施設の推進

【施策の基本的方向】

障がい及び障がい者への理解を深め、コミュニケーションを推進するため、施設を地域へ開放し交流を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
施設の地域への開放の促進	施設の地域への開放	社会福祉施設の運動場や体育館等の施設機能を在宅の障がい者や地域住民に開放するとともに、運動会や文化祭を開催して、地域との交流を促進します。	障がい福祉課

第6節 啓発・広報 ～ こころのバリアフリーとICT等の活用 ～

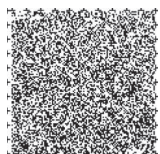
施策目標 第3 地域における交流の促進

施策の方向 3 障がい者自身の主体的な地域活動の推進

【施策の基本的方向】

障がい者の主体性を尊重し、自らが積極的に地域活動へ参加するための情報を提供するとともに、地域住民との交流を促進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
障がい者自身の主体的な活動と地域活動への積極的な参加の支援	地域活動への主体的取組と積極的な参加	障がい者、障がい者団体及び各障がい者施設が行う地域活動をはじめ、各種事業の充実を図り、参加を支援します。 ○シンポジウムや講演会といった障がい者団体が主催する行事及び事業 ○ボランティア団体が主催する事業 ○施設等で開催するイベント ○地域で行われるスポーツ、文化、祭り及び交流事業等	障がい福祉課



第7節 生活環境

テーマ 「セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくりの推進」

- 施策目標
- 第1 ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進
 - 第2 安全・安心のまちづくりの推進
 - 第3 住環境の整備促進
 - 第4 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策の推進

《 現状・課題 》

障がい者の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者のための暮らしの場を確保し、建築物等のバリアフリー化を推進するなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、これまでの災害の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、災害発生時の支援体制、*福祉避難所の充実及び避難支援については、地域が主体となって実施する仕組みづくりを図る必要があります。

さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれる事例が増加しており、地域における防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組む啓発等を図る必要があります。

身近な地域で、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日常生活の場の整備を促進するとともに、外出・移動支援については、歩行空間の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの敷設等、障がい特性に応じた多様なニーズに対応しながら、公共交通機関等の移動手段の充実を図り、障がい者が安全・安心に地域生活を送ることができる環境の整備に努めていく必要があります。



第7節 生活環境 ～ セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくりの推進 ～

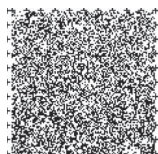
施策目標 第1 ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進

施策の方向 1 ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進

【施策の基本的方向】

障がい者のニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたやさしいまちづくりを推進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
福祉・建設・交通相互の連携ネットワーク化の推進	福祉・建設・交通相互の連携の推進	障がい者向け市営住宅の建設や市営住宅の改善等について、福祉部門と建設部門とが連携を図り、障がい者等に住みよい住環境の整備を図ります。	障がい福祉課 建築課 住宅政策課
		障がい者等が安全で、安心して利用できる交通体系を確立するため、道路網の整備及び公共交通機関（鉄道、バス、タクシー）との連携を図ります。	障がい福祉課 道路建設課 総合交通政策課
総合的な福祉のまちづくりの推進	公共施設等における施設設備の先導的整備の推進	市民の利用する公共施設、市道等について、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、先導的に施設・設備の整備を図ります。 ○スロープ（段差解消） ○手すり ○視覚障がい者用誘導ブロック ○多目的トイレ（車いす対応・＊オストメイト対応）等	障がい福祉課 道路維持課 建築課 公園緑地課
	民間事業者（民間施設、交通機関等）における施設・設備整備との連携	「交通政策基本法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、民間の施設や交通機関について、障がい者等の利用に対応した施設・設備の整備の推進を図ります。	総合交通政策課
	おもいやり駐車場利用制度の適正利用の促進	おもいやり駐車場利用制度の適正な利用について普及・啓発を図ります。	障がい福祉課
移動交通対策の推進	歩道環境に対する整備の促進	道路改修・整備に当たっては、歩行者や自転車の走行環境にも配慮し、段差解消や歩道の幅員確保などを進め、快適な道路空間の創出を図ります。また、国道や県道についても各道路管理者へ整備の要望を行います。	道路建設課 道路維持課 区画整理課
	障がい者、高齢者等の移動における利便性の向上	「交通政策基本法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、利便性、快適性の高い公共交通サービスが提供されるよう、施設、車両の改善についてバリアフリー対応等、バス、鉄道関係事業者、関係機関等への周知・普及を図り、利便性の向上に努めます。	総合交通政策課
	移動環境に関する情報の提供	障がい者等が安全に、安心して快適に外出できるよう、移動環境に関する情報を的確に提供していくための方策を検討します。	障がい福祉課



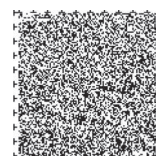
施策目標 第2 安全・安心のまちづくりの推進

施策の方向 1 防災・防犯対策の推進

【施策の基本的方向】

災害時における適切な情報伝達や避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築や、防犯灯設置などの防犯対策の推進を図ります。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
防災・防犯対策の推進	防災対策の推進	緊急時における状況をいち早く周知するため、防災行政無線、防災ウェブサイト、緊急速報メール、メールマガジン、フェイスブック、ツイッターなどのICTを活用し、コミュニティFM、電話ガイダンスなど多様な情報伝達手段により迅速かつ的確な情報の配信に努めます。	防災危機管理課 広聴広報課 障がい福祉課
		防災意識の高揚を図るため、自主防災組織間の連携などを含めた体制強化、障がい者や高齢者等を含めた総合防災訓練の実施、防災講演会の実施などにより、防災知識の普及等に努めます。	防災危機管理課
	障がい特性に配慮した災害時の情報伝達体制の整備	障がい特性に配慮した適切な災害情報が伝達できるよう、関係機関と連携し情報伝達体制の整備を進めます。	障がい福祉課
	福祉避難所の充実	避難場所に指定されている小・中・義務教育学校、公民館など、施設の新築・改修に併せて、バリアフリー化を進めるとともに、パーテーションや車いす、簡易ベッド等の配備や福祉避難所の指定について、関係課と連携を図り整備を進めます。	防災危機管理課 建築課 教育総務部総務課 生涯学習課
		高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難行動要支援者避難支援制度の実効性を高めるとともに、生活に支障を来す障がい者などの災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所の避難支援体制を整備します。	保健福祉総務課 障がい福祉課
	防犯対策の推進	夜間において、安心して外出できるように、防犯灯の設置等に努めます。 また、障がい者の消費者トラブル発見のための啓発を推進します。	セーフコミュニティ課
	司法機関等との連携	市の担当部署や専門職の関係機関と連携して、支援が必要な人に対して適切な支援を行える体制の充実を図ります。	障がい福祉課
事業所利用者の安全確保	防犯対策の推進	事業所に対して、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを推進します。	障がい福祉課
生活安定のため各種制度・事業の推進	安全に関するネットワーク構築の検討	障がい者が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、関係機関による防犯・安全のネットワークの構築を支援します。(再掲)	障がい福祉課



第7節 生活環境 ～ セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくりの推進 ～

施策目標 第3 住環境の整備促進

施策の方向 1 安全で快適な住環境の整備促進

【施策の基本的方向】

障がい者が安全に安心して生活できるよう、地域における暮らしの場の確保や障がい者に配慮した住宅の整備を促進します。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
人にやさしい住宅・住環境の実現	市営住宅における障がい者向け住宅の供給	障がい者の安全確保のため、市営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の徹底を図ります。	住宅政策課
	民間住宅における耐震化の促進	誰もが安全に生活できるよう、住宅の耐震化などを進めます。	開発建築指導課
自立生活に対する支援	市営住宅の利用促進	社会福祉法人等からの使用申請に応じて、グループホームとして市営住宅の使用を検討します。	障がい福祉課 住宅政策課

第7節 生活環境 ～ セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくり ～

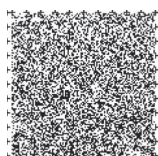
施策目標 第4 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策の推進

施策の方向 1 放射線対策の推進

【施策の基本的方向】

障がい児（者）施設の放射線量を公表し、児童や保護者の不安解消に努めます。

具体的方策		施策の内容	所管課
項目	小項目		
東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策に係る取り組みの推進	障がい児（者）施設における放射線量測定の実施	障がい児（者）施設の屋外と屋内の空間線量及び給食用食料の放射性物質を測定し、それぞれの結果を公表します。	障がい福祉課



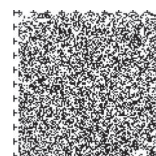
第 3 章

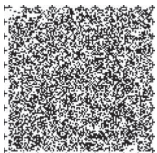
【障害福祉サービス等の成果目標及び見込量について】

第 1 数値目標

第 2 障害福祉サービス等の見込量

第 3 地域生活支援事業の見込量





第3章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量について

第1 数値目標

障がい者等の自立支援の観点から、施設等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」に即するとともに、本市における実績等を踏まえて数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する者の数値目標を、これまでの本市の状況を踏まえて設定します。

2023（令和5）年度末までに、2020（令和2）年3月31日時点の施設入所者数222人の6％に当たる14人の地域生活移行を目指します。

また、2023（令和5）年度末時点の施設入所者数を2020（令和2）年3月31日時点と比べて4人（222人の1.6％）少ない218人を目指します。

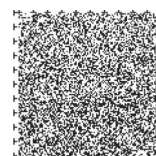
【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】

項 目	2020年 3月31日時点の 全施設入所者数	考え方	数値目標 2023年度
地域生活移行者数	222人	2020年3月31日時点の入所者数の6％	14人
削減見込	222人	2020年3月31日時点の入所者数の1.6％	4人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、以下の活動指標を設定します。

項 目 (保健、医療及び福祉関係者による協議の場に関する活動指標)	実 績 2019年度	2023年度 見込
協議の場の開催回数	0回	4回
協議の場への関係者の参加者数	0人	延べ40人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回



項 目 (活動指標)	実 績 2019年度	2021年度 見込	2022年度 見込	2023年度 見込
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	2人	3人	4人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	180人	181人	183人	185人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	13人	16人	19人	22人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により入所等からの地域生活への移行を進めるため、それらの機能を集約し、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した拠点を2023（令和5）年度末までに1つ以上確保します。また、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項 目	考え方	数値目標 2023年度末
整備数	2023年度末までに1か所以上確保	1か所
検証・検討回数	年1回以上検証及び検討	年1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

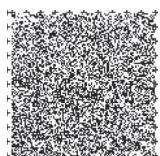
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の目標値を併せて設定します。

さらに、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

項 目	実 績 2019年度	考え方	数値目標 2023年度
一般就労移行者数	39人	2019年度に一般就労した者の1.3倍	51人



【事業ごとの一般就労への移行者数】

項 目	実 績 2019年度	考え方	数値目標 2023年度
就労移行支援事業移行者数	24人	2019年度に一般就労した者の1.3倍	31人
就労継続支援A型事業移行者数	5人	2019年度に一般就労した者の1.4倍	7人
就労継続支援B型事業移行者数	10人	2019年度に一般就労した者の1.3倍	13人

【一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数】

項 目	一般就労移行者数 2023年度目標値	考え方	数値目標 2023年度
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業利用者数	51人	2023年度中に一般就労し、就労を継続する期間が6ヶ月を経過した者の7割	29人

【就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数】

項 目	就労定着支援事業所数 2023年度見込	考え方	数値目標 2023年度
就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	3か所	就労定着支援事業所数(2023年度見込) 3か所の7割	3か所

5 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように主に重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。

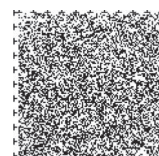
また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023(令和5)年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保】

(参考)

項 目	実 績 2019年度	数値目標 2023年度見込
児童発達支援事業所	0か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	0か所	4か所

医療的ケア児対応事業所数 (2019年度末)
3か所
4か所



6 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援体制を強化するため、以下の見込みを設定します。

項 目	実 績 2019年度	2021年度 見込	2022年度 見込	2023年度 見込
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	411回	420回	430回	440回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	78回	80回	90回	100回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2,163回	2,200回	2,300回	2,400回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

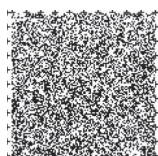
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、以下の取組を実施する体制を構築します。

項 目		実 績 2019年度	2023年度 見込
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数		1人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有
	共有実施回数	1回	1回

8 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、以下の活動指標を設定します。

項 目(活動指標)	実 績 2019年度	2021年度 見込	2022年度 見込	2023年度 見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	56人	69人	76人	85人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	2人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	2人	3人

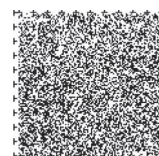


第2 障害福祉サービス等の見込量

※1月あたりの見込量

(相談支援及び障害児相談支援については年間の見込量とする)

区 分	単位	2019年度 (実績)	2020年度 (実績見込)	2021年度	2022年度	2023年度
(1)訪問系						
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	10,884	10,137	11,589	11,864	12,139
	人分	493	430	504	516	528
(2)日中活動系						
①生活介護	人日分	11,227	11,506	12,773	13,283	13,814
	人分	680	671	700	721	742
②自立訓練（機能訓練）	人日分	44	34	50	50	50
	人分	6	4	7	7	7
③自立訓練（生活訓練）	人日分	882	867	1,014	1,111	1,200
	人分	89	91	104	114	125
④就労移行支援	人日分	718	782	789	870	951
	人分	99	98	106	117	128
⑤就労継続支援（A型）	人日分	1,383	1,291	1,571	1,571	1,571
	人分	86	73	102	102	102
⑥就労継続支援（B型）	人日分	10,010	9,966	10,210	10,414	10,622
	人分	703	689	730	759	789
⑦就労定着支援	人分	8	11	20	30	40
⑧療養介護	人分	37	39	39	39	39
⑨短期入所（医療型） ※児童除く	人日分	5	2	10	10	10
	人分	4	2	3	3	3
⑩短期入所（福祉型） ※児童除く	人日分	660	441	679	746	820
	人分	182	112	207	228	251
(3)居住系						
①自立生活援助	人分	20	20	25	30	35
②共同生活援助（GH）	人分	327	324	338	348	358
③施設入所支援	人分	222	221	220	219	218
(4)相談支援						
①計画相談支援	人分	1,631	1,671	1,711	1,751	1,761
②地域移行支援	人分	1	1	2	3	4
③地域定着支援	人分	3	5	5	5	5



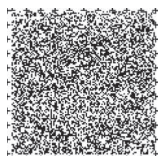
区 分	単位	2019年度 (実績)	2020年度 (実績見込)	2021年度	2022年度	2023年度
(5)障害児支援						
①児童発達支援	人日分	2,064	2,237	2,330	2,423	2,516
	人分	227	238	248	258	268
②医療型児童発達支援	人日分	22	27	33	33	33
	人分	5	5	7	7	7
③放課後等デイサービス	人日分	5,446	5,720	6,164	6,598	7,060
	人分	622	618	666	713	763
④保育所等訪問支援	人日分	49	33	64	84	110
	人分	108	98	112	116	120
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	69	69	69
	人分	0	0	3	3	3
⑥障害児相談支援	人分	798	816	826	836	846
⑦医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	人	0	1	1	1	1
⑧保育所の利用を必要とする障がい児数	人日分	547	596	645	694	743
	人分	65	89	113	137	161
⑨認定こども園の利用を必要とする障がい児数	人日分	47	50	53	56	59
	人分	5	6	7	8	9
⑩放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人日分	363	442	486	533	586
	人分	76	118	129	142	156
⑪短期入所 (医療型) ※児童のみ	人日分	11	1	19	19	19
	人分	8	2	8	8	8
⑫短期入所 (福祉型) ※児童のみ	人日分	131	57	140	167	188
	人分	60	23	75	94	118

※これまでの実績による平均伸び率を基に、障がい者数(手帳所持者数)の推計及び令和元年度郡山市障がい者実態調査における障がい者のニーズの傾向を加味し、見込量を算出しています。

◎障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策等

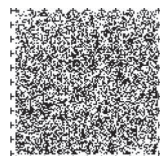
訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスについては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、生活介護、就労系、障害児支援など需要の増加が見込まれるサービスについては、事業者に対して適切な情報提供などを行いながら、サービスの量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

障害福祉サービス等を適切に利用することができるような利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行支援の充実を図っていくため、新たな相談支援事業所の開設に向けた情報提供の促進や相談支援専門員の人員の確保を図り、基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所等と連携を図りながら、見込量の確保に向けた相談支援機能の強化に努めます。



第3 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位等	2019年度 (実績)	2020年度 (実績見込)	2021年度	2022年度	2023年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業						
①基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	人分	25	27	20	23	26
(5)意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人分	4,693	4,356	4,993	4,993	4,993
②手話通訳者設置事業	人	40	39	41	41	41
(6)日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	件	33	34	51	51	51
②自立生活支援用具	件	79	114	68	68	68
③在宅療養等支援用具	件	101	162	105	105	105
④情報・意思疎通支援用具	件	658	660	587	587	587
⑤排泄管理支援用具	件	1,185	1,144	1,161	1,161	1,161
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	13	12	12	12	12
(7)手話奉仕員養成研修事業	人	60	60	60	60	60
(8)移動支援事業	人分	195	147	200	200	200
	時間分	15,993	11,865	16,000	16,000	16,000
(9)地域活動支援センター	か所	8	8	8	8	8
(10)専門性の高い意思疎通支援 を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人	24	25	25	25	25
(11)専門性の高い意思疎通支援 を行う者の派遣事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	51	50	50	50	50
(上記の他実施する事業)						
(12)訪問入浴	人日分	3,815	4,082	3,900	3,900	3,900
(13)日中一時支援	人分	344	243	350	350	350
	時間分	16,338	14,670	17,000	17,000	17,000

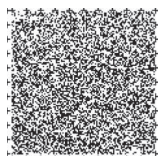


◎地域生活支援事業提供体制を確保するための方策等

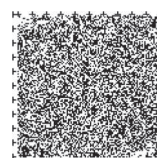
地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業であり、次の事業を展開しております。

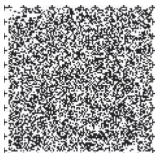
相談支援事業については、相談支援体制の強化に取り組むとともに、各種相談に応じ、障がい者一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業、手話通訳や要約筆記等の意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話通訳者養成研修事業及び移動支援事業については、現在の体制を基本に提供体制を確保し、地域活動支援センター機能強化事業については、障がい特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図っていきます。



資 料 編

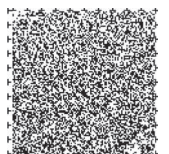




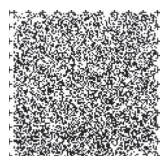
1 障がい者を取りまく環境の変化

第1 法制度関係

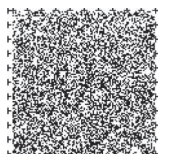
	国際的動向	国 の 動 向
1947年		12月 「児童福祉法」公布 (18歳未満の障がい児に対する規定)
1949年		12月 「身体障害者福祉法」公布 (18歳以上の障がい者に対する福祉制度)
1951年		3月 「社会福祉事業法」公布
1960年		3月 「精神薄弱者福祉法」公布 7月 「身体障害者雇用促進法」公布 (最低雇用率の義務付け)
1961年		「身体障害者雇用促進月間」設定(以後毎年)
1967年		8月 「身体障害者福祉法」改正(障がいの範囲 拡大〔心臓、呼吸器機能障害〕身体障害者 相談員の設置、身体障害者家庭奉仕員の派 遣等) 8月 「児童福祉法」改正 (重症心身障害児施設の創設等) 8月 「精神薄弱者福祉法」の改正 (授産施設の新設)
1972年		8月 「身体障害者福祉法」改正(障がいの範囲 拡大〔腎臓機能障害〕、身体障害者療護施 設の設置運営を規定)
1975年	12月 第30回国連総会「障害者の 権利に関する宣言」採択	
1981年	「国際障害者年」 障がい者の社会への「完全参 加と平等」	
1982年		3月 「障害者対策に関する長期計画」決定
1983年	「国連・障害者の十年」 (1983年～1992年) ※各国において障がい者に関 する行動計画を策定し障が い者の福祉を増進するよう 提唱	「公共交通ターミナルにおける身体障害者 用施設整備ガイドライン」策定(運輸省)
1984年		8月 「身体障害者福祉法」改正(障がいの範囲拡 大、更生施設の整備促進、理念規定の整備)
1992年	4月 国連アジア太平洋経済社会委 員会において決議採択	



	国際的動向	国の動向
1993年	「アジア太平洋障害者の十年」 (1993年～2002年) ※各国において障害者に関する行動計画を策定し、障害者の福祉を増進するよう提唱	3月 障害者対策に関する新長期計画「全員参加の社会づくりをめざして」策定 ※内閣総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部において策定 「国連・障害者の十年」終了後も障害者施策をなお一層推進する 12月 障害者基本法への改正（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」へ） ○障がい者を「身体障害、精神薄弱又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と規定 ○障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画「障害者基本計画」の策定を政府に義務づけ、市町村に対し「市町村障害者計画」を策定するよう努めるものとした
1995年		5月 市町村障害者計画策定指針 7月 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 12月 「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を策定（1996年～2002年） ※「障害者対策に関する新長期計画」（1993年度～2002年度）の具体化を図るための重点施策実施計画が示された
1999年		「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改正
2000年		11月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行（建設省）
2001年		8月 「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」策定（国土交通省）
2002年		12月 「障害者基本計画」策定（2003年度～2012年度） 12月 「重点施策実施5か年計画」を策定
2003年	「アジア太平洋障害者の十年」 (第2期) (2003年～2012年) ※「アジア太平洋障害者の十年」 (第1期)の終了を受け、日本の提唱により、さらに10年延期されることとなった。	4月 「支援費制度」施行 4月 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（ハートビル法）」施行
2005年		4月 「発達障害者支援法」施行
2006年	12月 第61回国連総会本会議において障害者権利条約を採択	4月 「障害者自立支援法」一部施行 10月 「障害者自立支援法」完全施行 12月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行

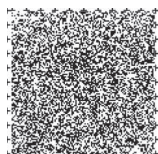


	国際的動向	国 の 動 向
2007年	9月 日本が障害者権利条約に署名	
2008年	5月 障害者権利条約の効力発生 (批准国が20か国に達したため)	
2010年		12月 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」公布
2012年		4月 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行 4月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」施行 10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2013年		4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」一部施行 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行
2014年	1月 「障害者権利条約」の批准	4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」完全施行
2016年		4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 4月 「障害者の雇用等に関する法律の一部を改正する法律」施行 6月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」一部施行 8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行
2018年		4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 12月 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行



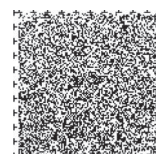
第2 障がい者計画関係

	国の動向	県の動向	市の動向
1993年	障害者対策に関する新長期計画 「全員参加の社会づくりをめざして」		
1994年	市町村障害者計画策定指針 「障害者プラン (ノーマライゼーション7カ年戦略)」 (1996年度～2002年度) ※「障害者対策に関する新長期計画」 (1993年度～2002年度)の 具体化を図るための重点施策実施計画	福島県障害者計画 (障害者自立・共生 ふくしまプラン) (1994年度～2003年度)	郡山市障害者計画 (1997年度～2003年度)
1995年			
1997年			
1999年			
2000年			
2001年			
2002年			
2003年	「障害者基本計画」 (2003年度～2012年度) 「重点施策実施5か年計画」	第2次 福島県障害者計画 (2004年度～2009年度)	第二次 郡山市障がい者計画 (前期) (2004年度～2008年度)
2004年			
2005年			
2006年			
2007年		福島県 障がい福祉計画 (2007年度～ 2008年度)	郡山市 障がい福祉計画 (2007年度～ 2008年度)
2008年		福島県 障がい福祉計画 (第2期) (2009年度～ 2011年度)	郡山市障がい者福祉プラン (2009年度～2011年度)
2009年			
2010年		第3次 福島県 障がい者計画 (2010年度～ 2014年度)	第2期 郡山市障がい者福祉プラン (2012年度～2014年度)
2011年			
2012年			
2013年	「障害者基本計画」(第3次) (2013年度～2017年度)	第4次 福島県 障がい者計画 (2015年度～ 2020年度)	第3期 郡山市障がい者福祉プラン (2015年度～2017年度)
2014年			
2015年			
2016年			
2017年	「障害者基本計画」(第4次) (2018年度～2022年度)	第5期福島県 障がい福祉計画・ 第1期福島県 障がい児福祉計画 (2018年度～ 2020年度)	第4期 郡山市障がい者福祉プラン (2018年度～2020年度)
2018年			
2019年		第6期福島県 障がい福祉計画・ 第2期福島県 障がい児福祉計画 (2021年度～ 2023年度)	第5期 郡山市障がい者福祉プラン (2021年度～2023年度)
2020年			
2021年			
2022年			
2023年			

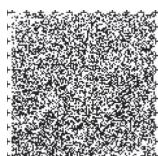


第3 市の組織、事業関係

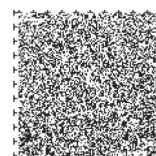
年度	組 織	事 業 関 係
1959年		障がい児通園施設「郡山市立希望ヶ丘学園」開所
1967年		「身体障害者家庭奉仕員派遣事業」開始 「郡山市特別児童介護手当事業」開始
1970年		知的障害者通所更生施設「郡山市更生園」開所 「点字広報（広報こおりやま）」発刊
1971年		「心身障害児（者）家庭奉仕員派遣事業」開始
1972年		「身体障害者福祉会館（現 労働福祉会館）」開所 「心身障害者扶養共済制度掛金助成事業」開始
1973年	福祉事務所 福祉課	「郡山市重度心身障害者医療費助成事業」開始
1974年		福祉事務所に「手話通訳者」配置 「声の広報（広報こおりやま）」発行
1975年		「郡山市特定疾患患者福祉手当支給」開始 「身体障害者用市営住宅」建設（小山田団地 4戸）
1978年		「点字ブロック敷設」開始 「聴覚障害者用屋内信号装置」交付開始
1979年		「盲人ガイドヘルパー派遣制度」制定 「身体障害者住宅整備資金融資幹旋及び利子補給事業」開始
1980年		「障害者福祉都市」指定 「身体障害者福祉団体、知的障害者福祉団体育成事業」開始 「心身障害児小規模通園事業」開始
1981年	福祉事務所 社会福祉課	「障害者福祉展」 「福祉のひろば体育大会」 「障害者の福祉を考えるつどい」 「障害者福祉大会」 「福祉フェスティバル」 「重度心身障害者タクシー料金等助成事業」開始 「聴力障害者相談員」設置 「在宅重度障害者対策事業」開始
1982年		「人工透析患者通院交通費助成事業」開始
1983年		「身体障害者福祉センター（現 障害者福祉センター）」開所 「在宅障害者デイサービス」開始
1984年		「重度心身障害者医療費一部負担金貸付幹旋事業」開始
1985年		「小規模作業所運営事業補助金」開始 「身体障害者ガイドヘルパー派遣事業」開始
1986年		第1回「福祉フェスティバル」開催 「福祉電話等貸与」開始
1987年		知的障害者通所授産施設「授産センター緑豊園」開所
1988年		「身体障害者日常生活用具給付事業」開始 「身体障害者短期入所事業」開始



年度	組 織	事 業 関 係
1989年	福祉部 (福祉事務所) 社会福祉課	
1990年		
1991年		知的障害者更生施設「郡山市花かつみ豊心園」開所 「ホームヘルプサービス事業」開始
1992年		「点字図書給付事業」開始
1993年	保健福祉部 (福祉事務所) 障害福祉課	「登録手話通訳者派遣事業」開始 「ひとり暮らし重度身体障害者等緊急通報システム事業」開始 「診断書料金助成事業」開始 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業」開始 「更生訓練費支給事業」開始 「施設入所者就職支度金支給事業」開始 「身体障害者等在宅福祉サービス利用者診断書等料助成事業」開始
1994年		「日常生活用具及び補装具の給付等に係る自己負担金助成事業」開始
1995年		「障害者や高齢者にやさしい街づくり推進事業」開始
1996年		「公衆福祉ファクシミリ設置事業」開始 「身体障害者用自動車改造費助成事業」開始 「身体障害者運転免許取得費助成事業」開始
1997年		「中核市」移行 「身体障害者手帳認定事務」開始 「更生医療機関指定」開始 「在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業」開始 「知的障害者地域生活援助事業」開始 「重度障害児・者日常生活用具給付等事業」開始
1998年		「ふれあいピック」開始・福祉のひろば体育大会及び施設運動会の合体 「障害者在宅生活支援事業」開始 「身体障害者等車いす対応自動車購入費等助成事業」開始 「重度身体障害者日常生活用具給付等事業」開始
1999年		「障害者の利用に係る公共施設使用料の免除」開始 「障害者生活支援事業」開始 「在宅重度身体障害者短期入所事業」開始 「ショートステイ利用者移送サービス事業」開始 「身体障害者デイサービス委託事業」開始
2000年		「重度身体障害者住宅改修費給付事業」開始 「訪問入浴サービス事業」開始 「障害者授産支援事業」開始 「在宅福祉サービス利用者診断書料助成事業」開始 「障害者緊急連絡ファクシミリ事業」開始 「在宅知的障害者等短期入所事業」開始 「はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業」開始
2001年		「身体障害者手帳交付申請者再診断」開始 「要約筆記奉仕員派遣事業」開始 「小規模通所授産施設運営事業補助金交付」開始
2002年		「知的障害者グループホーム設置運営事業費補助」開始 「障害者生活支援相談員制度」開始 「障害者スポーツ推進事業」開始



年度	組 織	事 業 関 係
2003年	保健福祉部 (福祉事務所) 障害福祉課	
2004年		「オストメイト対応トイレ設置事業」 開始
2005年		「郡山市発達障害児等療育支援事業」 開始
2006年		「郡山市地域生活支援事業」 開始 「ふれあいハイキング事業」 開始 「豊心園、緑豊園、更生園、障害者福祉センター」 指定管理者制度導入
2007年		「郡山市障がい者自立支援協議会」 設置
2008年	保健福祉部 (福祉事務所) 障がい福祉課	「郡山市車いす使用者用駐車施設利用啓発事業」 開始
2009年		「おもいやり駐車場利用制度事業」 開始 「みんなで奏でるハーモニー事業」 開始
2010年		
2011年		「同行援護事業」 開始 「グループホーム・ケアホーム等助成事業」 開始
2012年		「障害福祉サービス事業所等の指定及び実地指導事業」 開始 「障がい者就労支援事業」 開始 「障がい者虐待防止センター」 設置
2013年		
2014年		「郡山市重度障がい者入院時意思疎通支援事業」 開始 「郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業」 開始
2015年		「郡山市手話言語条例」 施行 児童発達支援センター「郡山市立希望ヶ丘学園」 開所 「障がい福祉施設の庁舎内販売」 開始 「郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」 開始
2016年		「障がいを正しく理解し、適切に対応するための対応サポートブック」作成 「重度心身障害者医療費助成に係る自動償還払い」 開始 「音声コード実証実験」 実施
2017年		「郡山市障がい者基幹相談支援センター」 開所 「ヘルプマーク推進事業」 開始
2018年		「音声コード付窓あき封筒」 作成・使用開始 「水道料金等検針票音声コード貼付」 開始
2019年		「障害児通所支援事業所の指定及び実地指導事業」 開始 「みんなにやさしい郡山認定事業」 開始 「希望ヶ丘学園」 指定管理者制度導入 「遠隔手話サービス」 開始
2020年		「郡山市障害者差別解消支援地域協議会」 設置 「郡山市における聴覚障がい者への施策に係る意見交換会」 設置 「郡山市障がい者地域生活支援拠点事業」 開始 「医療的ケア児等コーディネーター」 配置



2 障がい者雇用の状況

(1) 一般の企業における障がい者の雇用状況

各年度 6月1日現在

年度	企業数	雇用状況			雇用率達成企業の割合
		常用労働者数	障がい者数	実雇用率	
2018	325社	78,246人	1,588人	2.03%	41.8%
2019	341社	79,745人	1,664人	2.09%	47.2%
2020	335社	78,680人	1,755人	2.23%	47.8%

各年度 6月1日現在

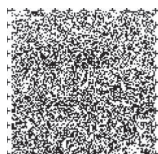
年度	規模別状況（実雇用率）				
	45.5～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上
2018	1.13%	1.83%	1.46%	2.01%	2.49%
2019	1.24%	1.95%	1.82%	1.95%	2.50%
2020	1.41%	2.04%	2.20%	1.92%	2.72%

各年度 6月1日現在

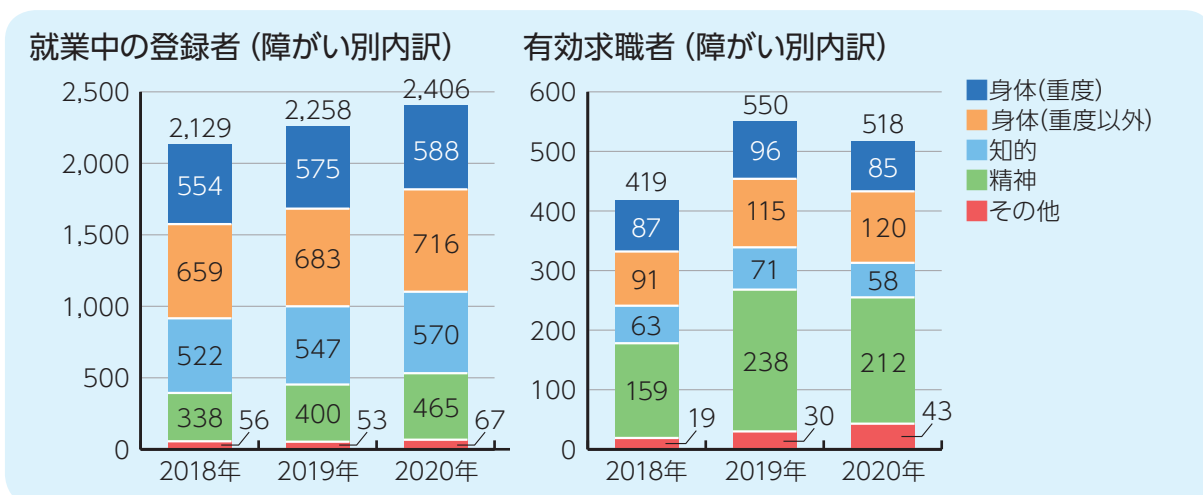
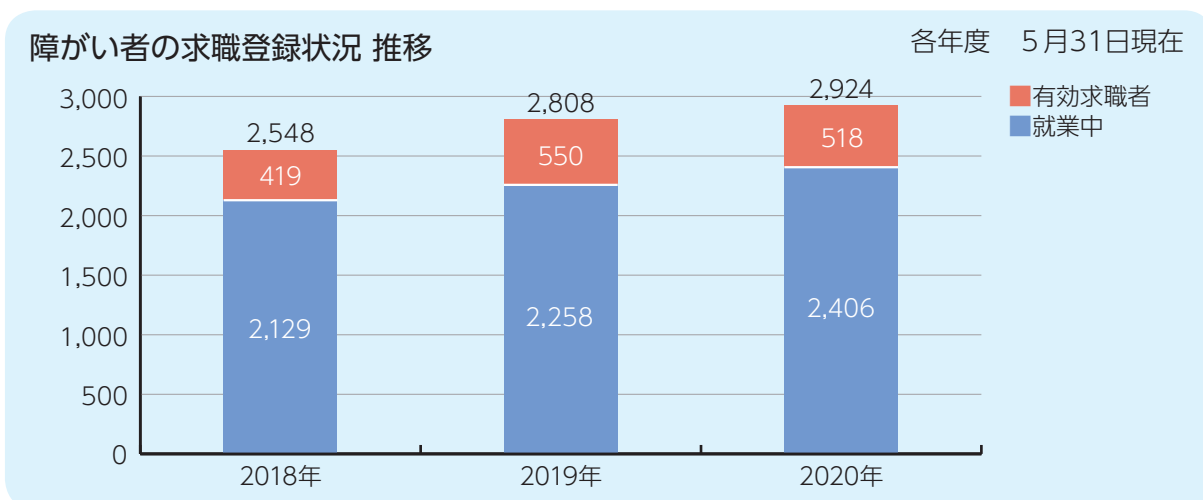
年度	産業別状況（実雇用率）							
	鉱業 採掘業 砂利採取業	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業
2018	3.45%	1.96%	1.96%	1.19%	1.84%	2.21%	1.44%	0%
2019	3.57%	1.47%	1.85%	1.22%	2.13%	2.38%	1.48%	0.70%
2020	3.57%	1.05%	1.94%	1.43%	2.54%	2.56%	1.52%	0.67%

年度	産業別状況（実雇用率）						
	学術研究 専門・技術 サービス業	宿泊業 飲食 サービス業	生活関連 サービス業 娯楽業	教育・学習 支援業	医療福祉	複合 サービス 事業	サービス業
2018	1.36	1.78	2.46	0.95	2.11	1.70	1.90
2019	1.54	2.16	2.63	1.12	2.16	1.48	1.45
2020	0.88	2.28	2.47	1.00	2.46	1.78	1.50

※「企業数」は、郡山公共職業安定所管内（郡山市及び田村郡）に本社機能がある企業であり、常用労働者数はその企業全体の数である。



(2) 公共職業安定所における障がい者の求職登録の状況 (2018(平成30)年度以降)

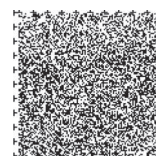


各年5月31日現在

	総数	身体障がい者		身体障がい者以外		
			重度		知的	精神
2018年 登録者数(人)	2,548	1,391	641	1,157	585	497
就業者	2,129	1,213	554	916	522	338
有効求職者	419	178	87	241	63	159
2019年 登録者数(人)	2,808	1,469	671	1,339	618	638
就業者	2,258	1,258	575	1,000	547	400
有効求職者	550	211	96	339	71	238
2020年 登録者数(人)	2,924	1,509	673	1,415	628	677
就業者	2,406	1,304	588	1,102	570	465
有効求職者	518	205	85	313	58	212

※「身体障がい者以外」＝「知的障がい者」＋「精神障がい者」＋「その他」

※安定所に登録されていない者もいることから、「有効求職者」をもって、失業している障がい者の全体数及び「就業者」をもって、就労している障がい者の全体数ではないこと。



3 教育施策の現状

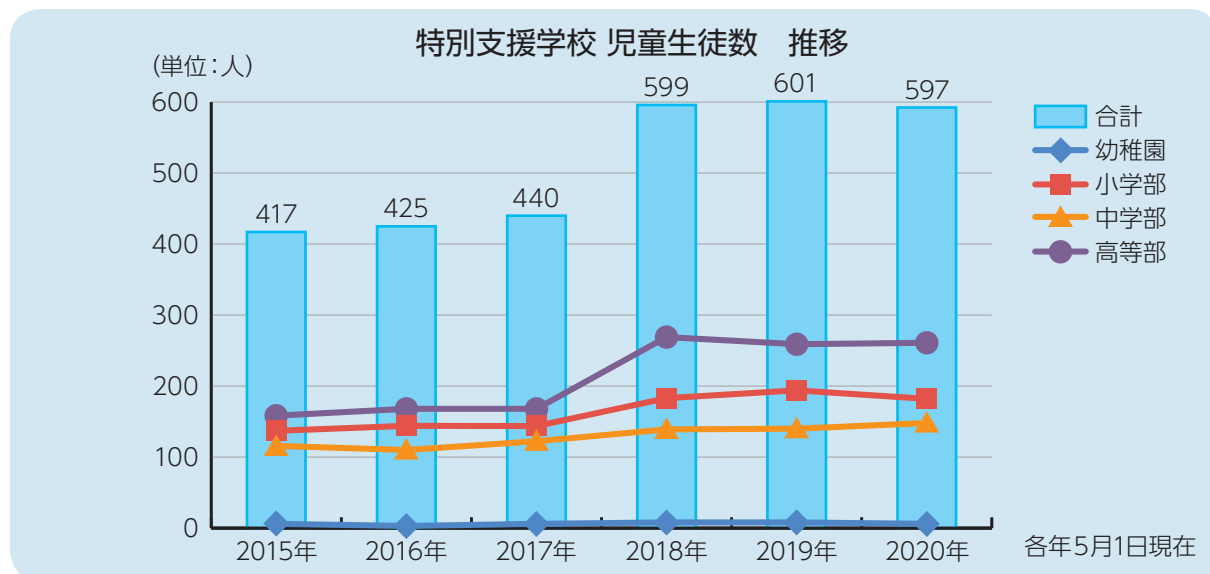
1 特別支援学校

(1) 現状 (2020 (令和2) 年5月1日現在)

(単位：人)

	学 校 名	幼稚園	小学部	中学部	高等部	合 計
1	県立聴覚支援学校	6	14	26	28	74
2	県立郡山支援学校		72	55	50	177
3	県立須賀川支援学校郡山校		3	5		8
4	県立あぶくま支援学校		93	62	183	338
	小 計	6	182	148	261	597

(2) これまでの推移



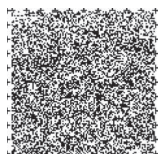
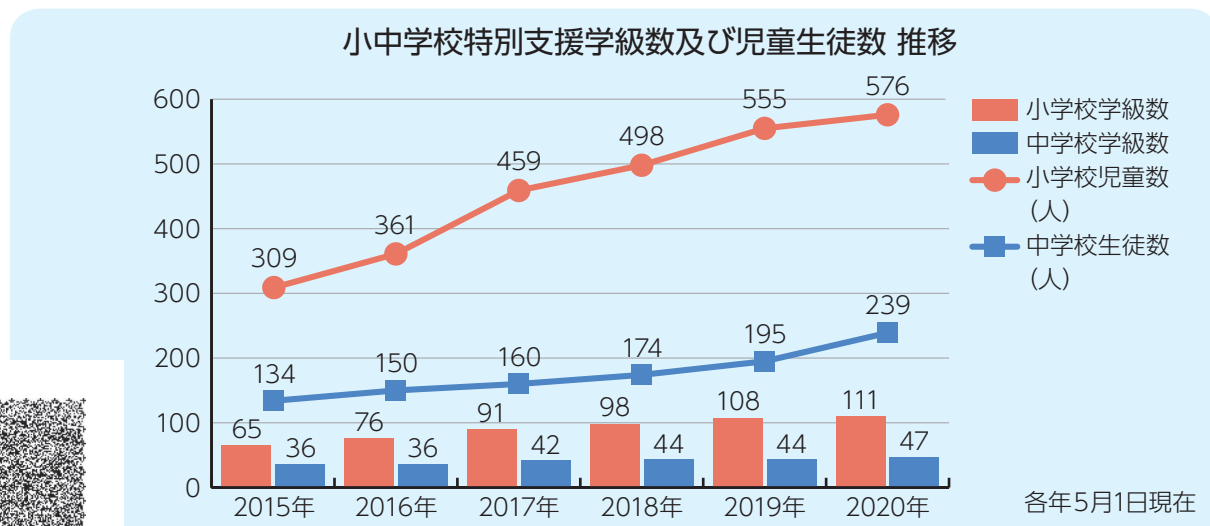
2 特別支援学級

(1) 現状 (2020 (令和2) 年5月1日現在)

(単位：人)

学 校	特別支援 学級数	人数 (学年別)						小 計
		1	2	3	4	5	6	
郡山市立小学校	111	64	94	104	131	101	82	576
郡山市立中学校	47	97	75	67				239

(2) これまでの推移



4 2019（令和元）年度実態調査実施概要

郡山市障がい者福祉プランの策定に当たっては、障がい者を取り巻く社会情勢が変化している現状と、障がい者自身のニーズを的確に把握するため、2019（令和元）年7月にアンケート調査を実施しました。

1 調査の目的

本調査は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障害児通所支援受給者証交付者及び難病患者等の実態や意向を把握し、障がい者福祉のより一層の推進と充実を図るための基礎資料とする。

2 調査の方法

(1) 調査対象者

2019（平成31）年4月1日現在で、心身障がい者台帳に登録されている方等の中から下記の抽出率により無作為に対象者を抽出する。

障がい手帳	等級	抽出率	調査対象者数
身体障害者手帳	1級～6級	25%	2,739人
療育手帳	A・B	25%	697人
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	25%	580人
障害児通所支援受給者証		25%	210人
難病患者等		25%	555人
合計			4,781人

(2) 調査方法

郵送による調査票の配布及び回収（回答は無記名）

(3) 調査期間

2019（令和元）年7月24日～2019（令和元）年9月30日

(4) 調査内容

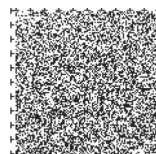
「令和元年度郡山市障がい者（児）実態調査票」による

3 回収状況

回収数 2,415人（回収率 50.5%）

【内訳】

障がい手帳	回答者数	回答率
身体障害者手帳	1,453人	53.0%
療育手帳	326人	46.8%
精神障害者保健福祉手帳	261人	45.0%
障害児通所支援受給者証	94人	44.8%
難病患者等	281人	50.6%



2019（令和元）年度実態調査集計結果

集計結果の見方

- ・各結果の比率は、アンケート回答者数を基数として算出している。
- ・基本的に、各障がい別の基数は下記のとおり。これと異なる場合は、別途設問ごとに記載する。

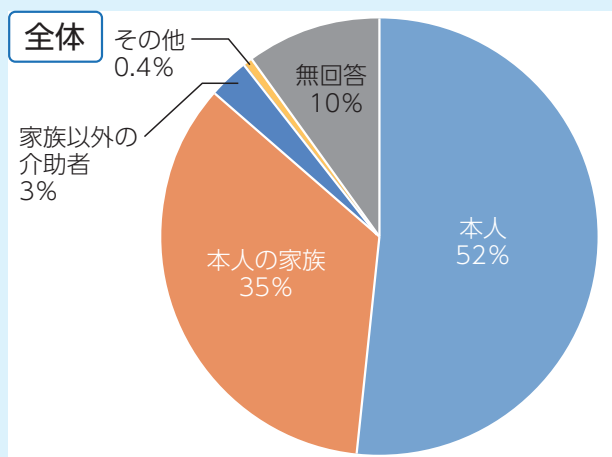
	身体	療育	精神	発達	難病	合計
回答者数（基数）	1,453	326	261	94	281	2,415

（集計結果においては、障害児通所支援受給者証交付者を「発達」と表記する）

- ・複数回答の設問については、各障がい別の比率の合計は100%を超える。

回答者基本データ

問1. 回答した方

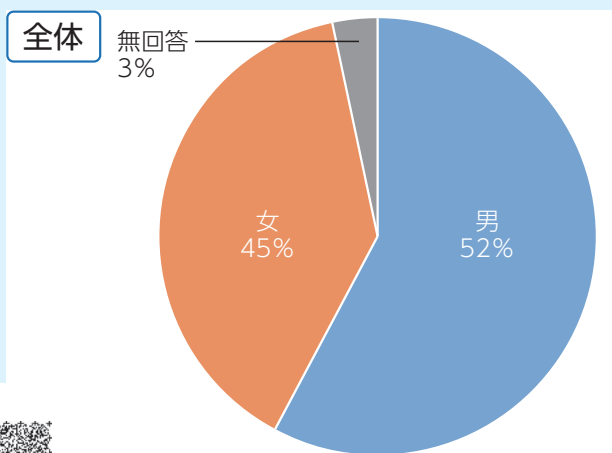


	本人	本人の家族	家族以外の介助者	その他	無回答
身体	55%	29%	3%	1%	13%
療育	16%	70%	8%	1%	6%
精神	69%	18%	5%		8%
発達	2%	97%			1%
難病	79%	15%	1%		5%
全体	52%	35%	3%	0.4%	10%

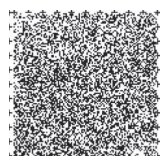
問2. 本人の年齢

	0-9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	無回答
身体	1%	1%	2%	2%	5%	7%	21%	27%	24%	8%	3%
療育	14%	21%	19%	13%	12%	6%	7%	5%	1%	0%	2%
精神	1%	4%	10%	11%	26%	18%	16%	8%	1%	0%	4%
発達	62%	36%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%
難病	0%	0%	4%	9%	14%	14%	24%	23%	11%	1%	0%
全体	5%	5%	5%	5%	9%	9%	18%	20%	16%	5%	3%

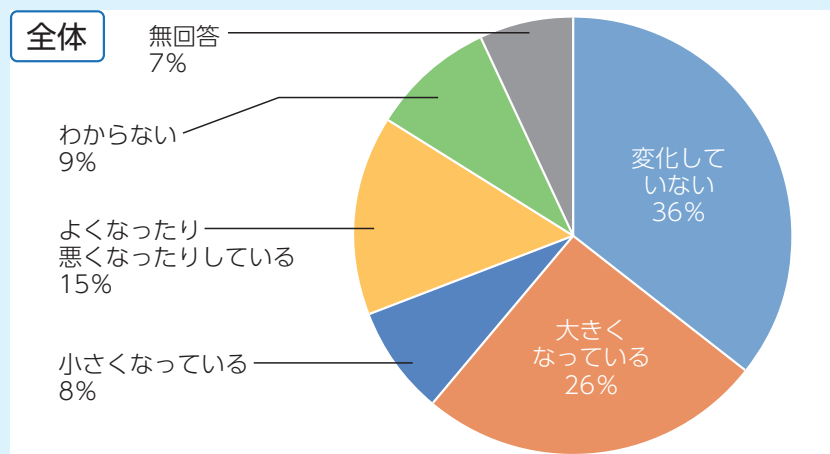
問3. 本人の性別



	男	女	無回答
身体	51%	46%	3%
療育	60%	38%	2%
精神	54%	44%	1%
発達	71%	26%	3%
難病	40%	58%	2%
全体	52%	45%	3%



問4. あなたが障がいの認定もしくは診断等を受けてから現在まで、
生活のしづらさに変化はありましたか



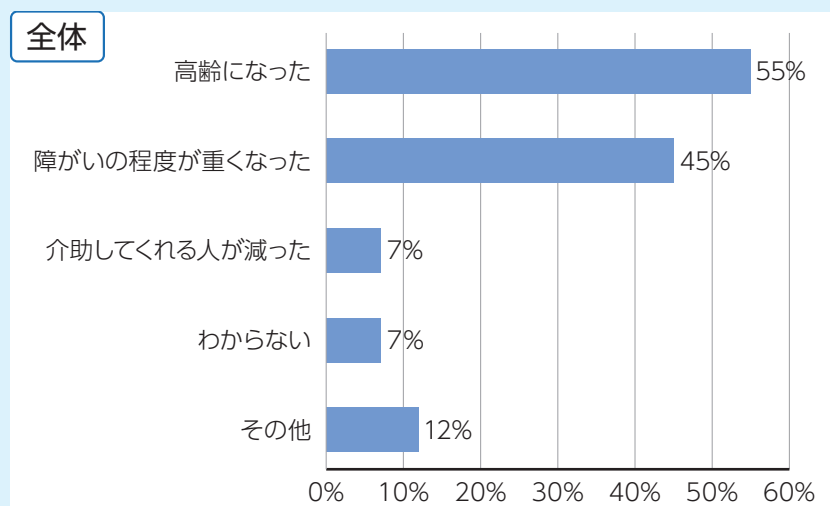
	変化して いない	大きく なっている	小さく なっている	よくなったり悪く なったりしている	わからない	無回答
身体	37%	32%	5%	12%	7%	7%
療育	40%	13%	12%	13%	18%	5%
精神	31%	12%	13%	28%	12%	5%
発達	30%	3%	28%	22%	15%	2%
難病	32%	28%	5%	19%	8%	8%
全体	36%	26%	8%	15%	9%	7%

問5. どのようなことが原因で、生活のしづらさが
大きくなりましたか（複数回答）

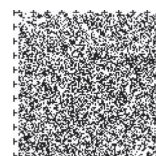
基数（生活しづらくなると回答した方）

	身体	療育	精神	発達	難病	合計
人数	469	41	31	3	78	622

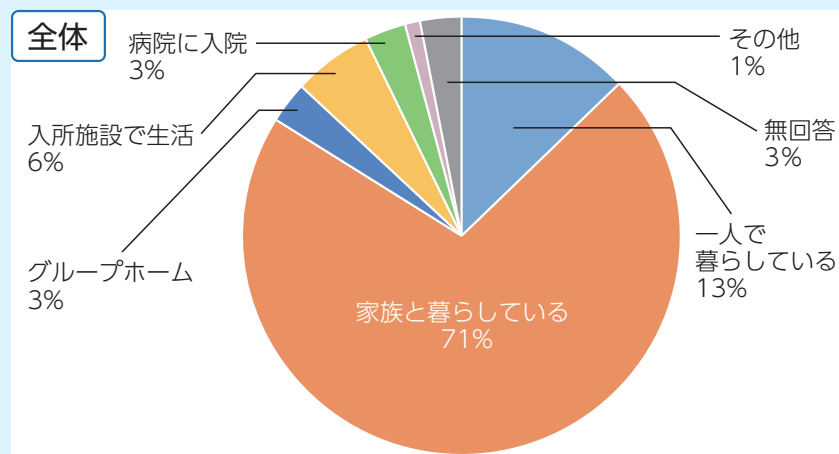
※問4で「生活のしづらさが小さくなっている」と答えた方



	障がいの程度が 重くなった	高齢になった	介助してくれる 人が減った	わからない	その他
身体	45%	63%	6%	4%	9%
療育	36%	24%	17%	23%	12%
精神	32%	36%	10%	20%	20%
発達	50%	0%	0%	25%	50%
難病	57%	38%	4%	7%	23%
全体	45%	55%	7%	7%	12%



問6. あなたは現在どのように暮らしていますか



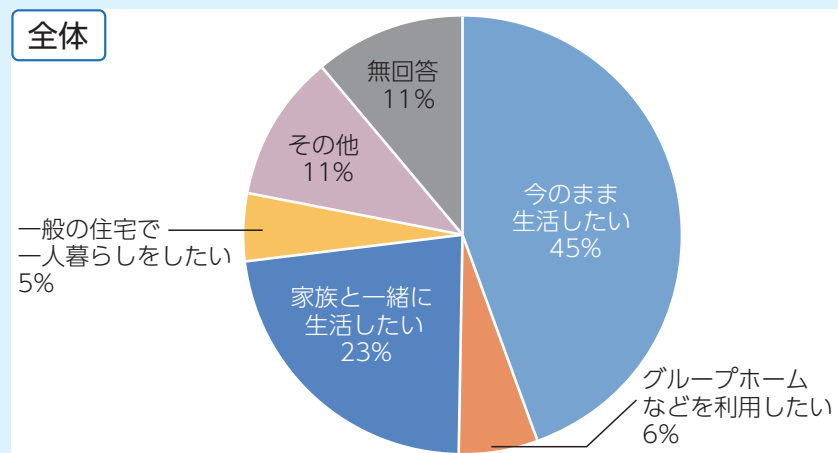
	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホーム	入所施設で生活	病院に入院	その他	無回答
身体	14%	70%	2%	7%	3%	1%	3%
療育	3%	77%	6%	9%	2%	1%	2%
精神	21%	55%	10%	7%	3%	0%	4%
発達	0%	95%	0%	0%	0%	0%	5%
難病	16%	77%	0%	1%	3%	0%	2%
全体	13%	71%	3%	6%	3%	1%	3%

問7. あなたは将来、地域で生活したいと思いますか

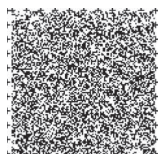
※問6で「入所施設で暮らしている」「病院に入院している」と答えた方

基数 (入所施設で生活、入院中と回答した方)

	身体	療育	精神	発達	難病	合計
人数	155	37	25	0	11	228

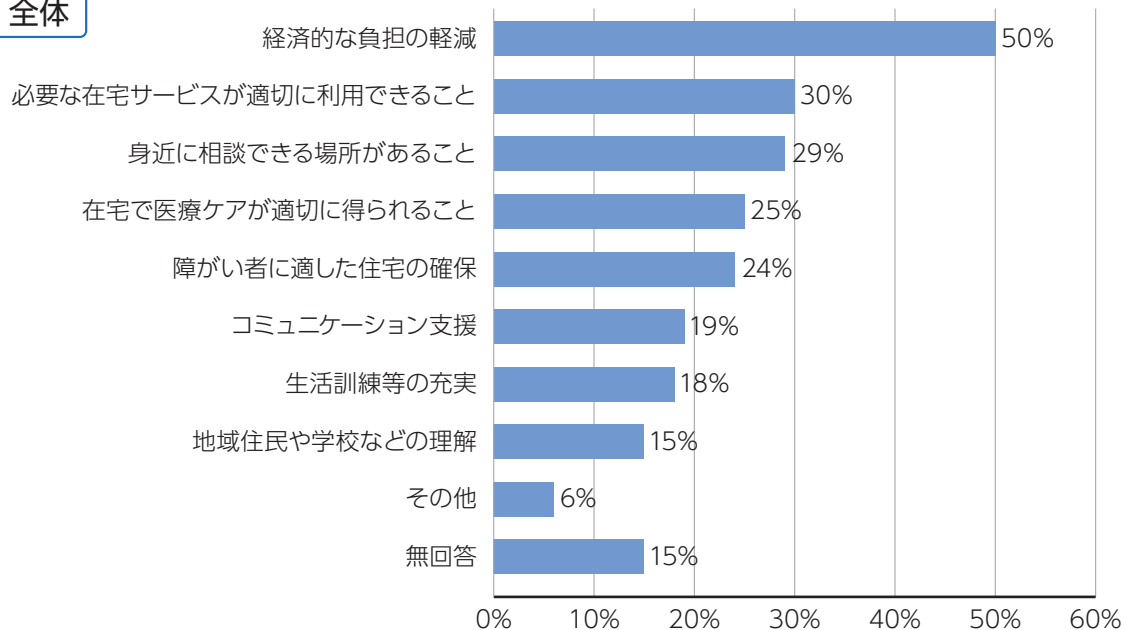


	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
身体	46%	3%	26%	3%	10%	11%
療育	49%	16%	16%	5%	3%	11%
精神	44%	8%	16%	4%	20%	8%
難病	9%	0%	18%	27%	27%	18%
全体	45%	6%	23%	5%	11%	11%

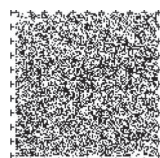


問8. 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか(複数回答)

全体

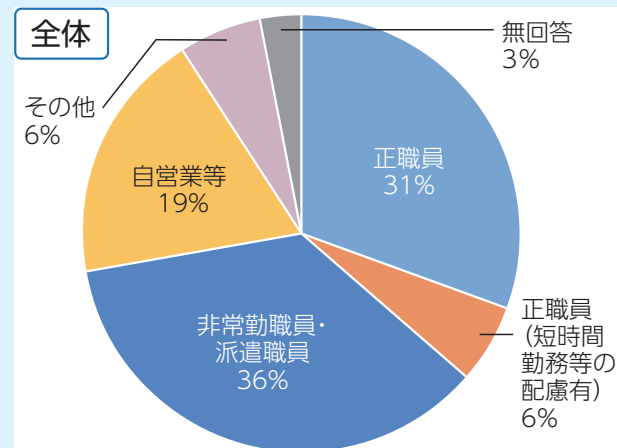


	在宅で医療ケアが適切に得られること	障がい者に適した住宅の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	身近に相談できる場所があること	地域住民や学校などの理解	コミュニケーション支援	その他	無回答
身体	29%	21%	30%	12%	45%	20%	7%	13%	5%	18%
療育	10%	31%	37%	36%	46%	40%	33%	33%	8%	10%
精神	21%	36%	28%	21%	69%	51%	25%	34%	8%	8%
発達	9%	27%	23%	55%	65%	62%	71%	54%	11%	2%
難病	28%	20%	27%	8%	61%	32%	9%	12%	4%	11%
全体	25%	24%	30%	18%	50%	29%	15%	19%	6%	15%



就労について

問 9. どのような勤務形態で働いていますか ※「収入を得て仕事をしている」方



基数 (収入を得て仕事をしている方)

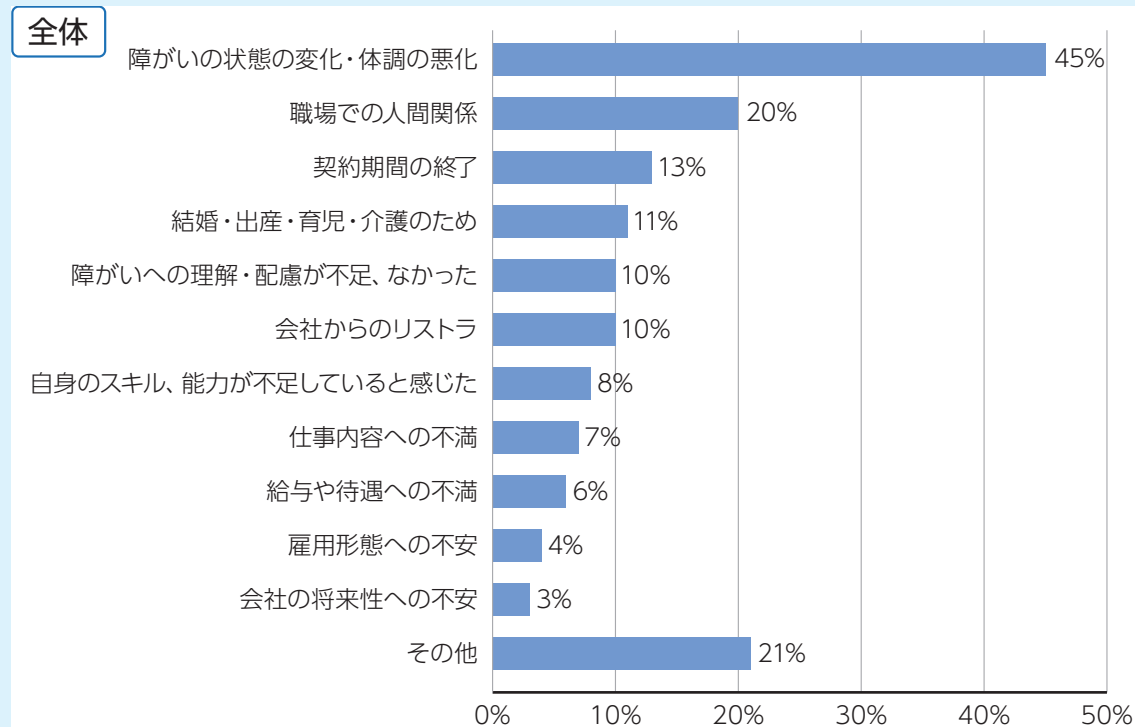
	身体	療育	精神	難病	合計
人数	225	26	51	107	409

	正職員	正職員 (短時間 勤務等の 配慮有)	非常勤 職員・ 派遣職員	自営業 等	その他	無回答
身体	27%	7%	32%	26%	5%	3%
療育	12%	4%	58%	4%	8%	15%
精神	16%	8%	53%	8%	12%	4%
難病	52%	2%	32%	11%	3%	0%
全体	31%	6%	36%	19%	6%	3%

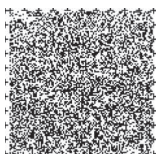
問 10. 仕事をやめた理由は何ですか(複数回答) ※「過去に仕事を辞めたことがある」方

基数 (過去に仕事を辞めたことがある方)

	身体	療育	精神	難病	合計
人数	667	54	193	148	1,062

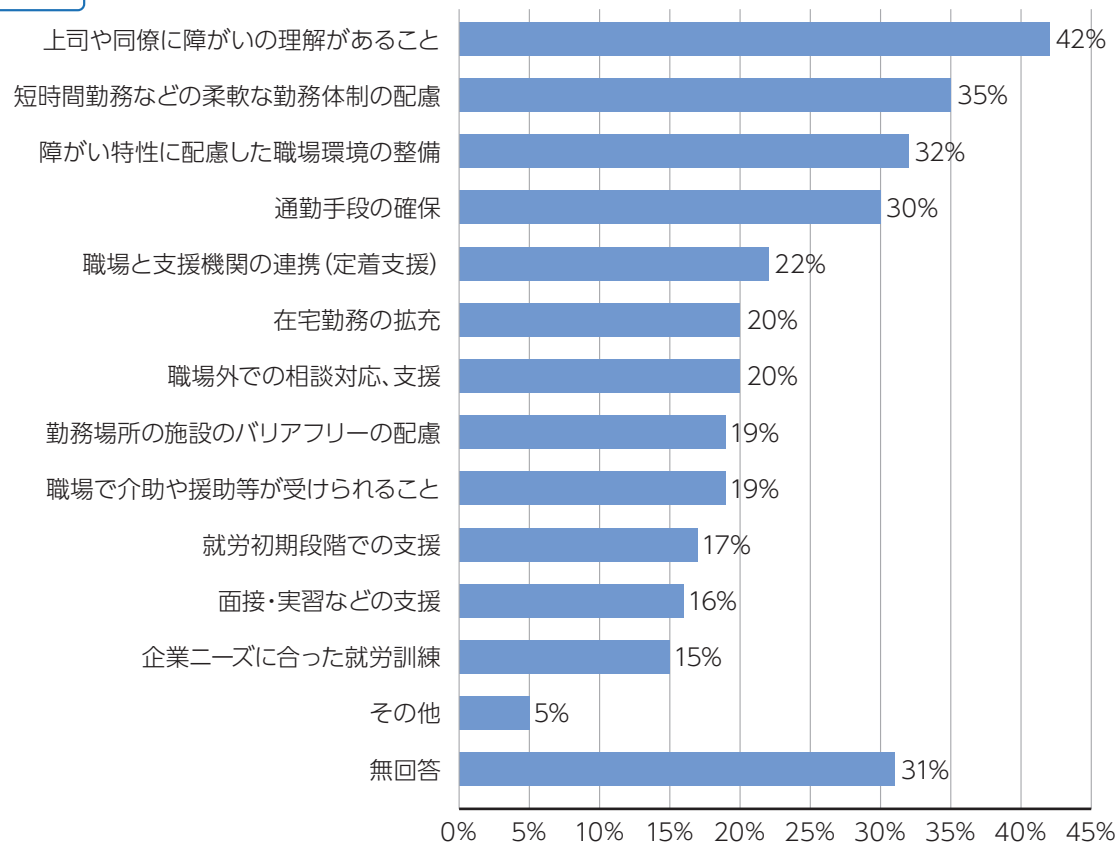


	障がいの状態の変化・体調の悪化	職場での人間関係	会社からのリストラ	自身のスキル、能力が不足していると感じた	障がいへの理解・配慮が不足、なかった	結婚・出産・育児・介護のため	給与や待遇への不満	仕事内容への不満	契約期間の終了	雇用形態への不安	会社の将来性への不安	その他
身体	42%	11%	8%	6%	7%	11%	4%	5%	13%	3%	3%	24%
療育	22%	44%	17%	9%	13%	7%	7%	11%	11%	4%	2%	20%
精神	61%	49%	16%	18%	22%	8%	11%	14%	15%	3%	6%	16%
難病	47%	14%	8%	7%	7%	15%	7%	7%	9%	5%	3%	17%
全体	45%	20%	10%	8%	10%	11%	6%	7%	13%	3%	4%	21%

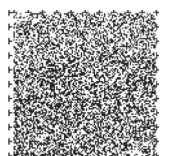


問 11. 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

全体



	通勤手段の確保	勤務場所の施設のバリアフリーの配慮	柔軟な勤務体制の配慮	在宅勤務の拡充	障がい特性に配慮した職場環境の整備	上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	面接・実習などの支援	就労初期段階での支援（ジョブコーチ）	職場と支援機関の連携（定着支援）	企業ニーズに合った就労訓練	職場外での相談対応、支援	その他	無回答
身体	24%	21%	30%	19%	25%	34%	15%	10%	10%	15%	10%	13%	5%	38%
療育	43%	11%	37%	13%	50%	49%	27%	26%	35%	35%	21%	31%	7%	21%
精神	43%	13%	50%	26%	44%	59%	23%	25%	28%	34%	27%	39%	6%	15%
発達	46%	24%	59%	30%	74%	81%	40%	51%	59%	56%	47%	50%	4%	9%
難病	27%	21%	41%	29%	24%	43%	14%	11%	12%	19%	8%	16%	4%	27%
全体	30%	19%	35%	20%	32%	42%	19%	16%	17%	22%	15%	20%	5%	31%



教育について

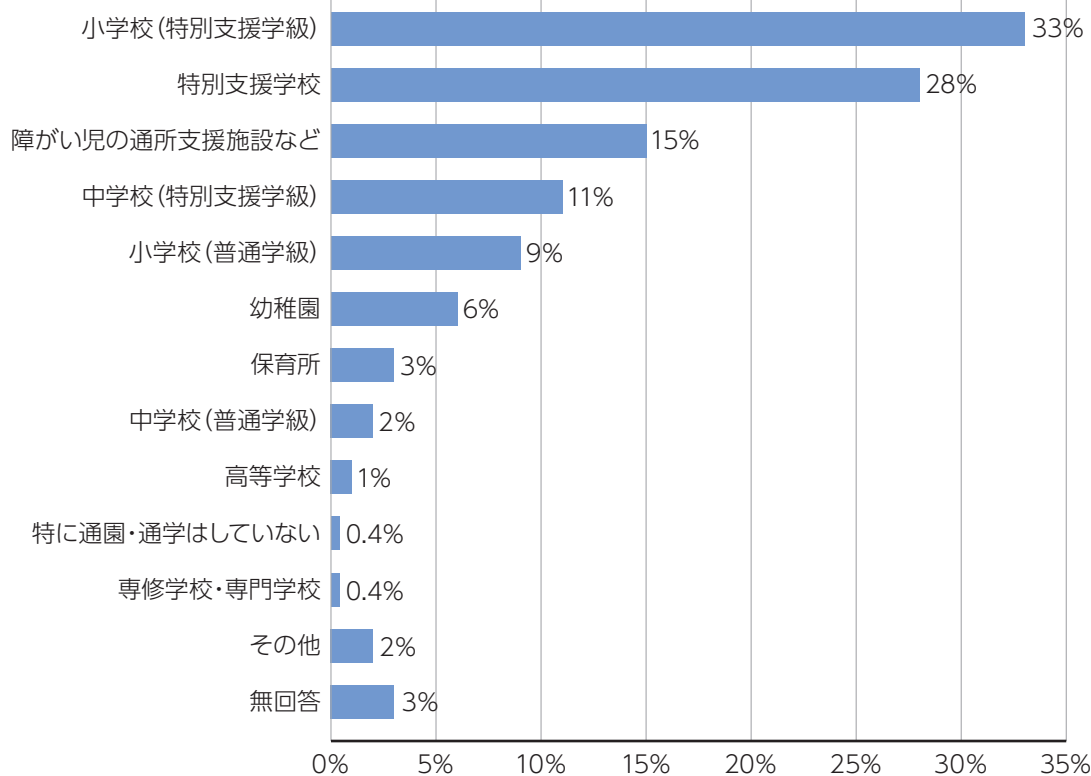
問12. あなたが、現在通園・通学しているところは
どこですか(複数回答)

※18歳未満の方

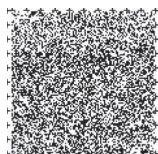
基数 (18歳未満の方)

	身体	療育	精神	発達	合計
人数	22	99	8	94	223

全体

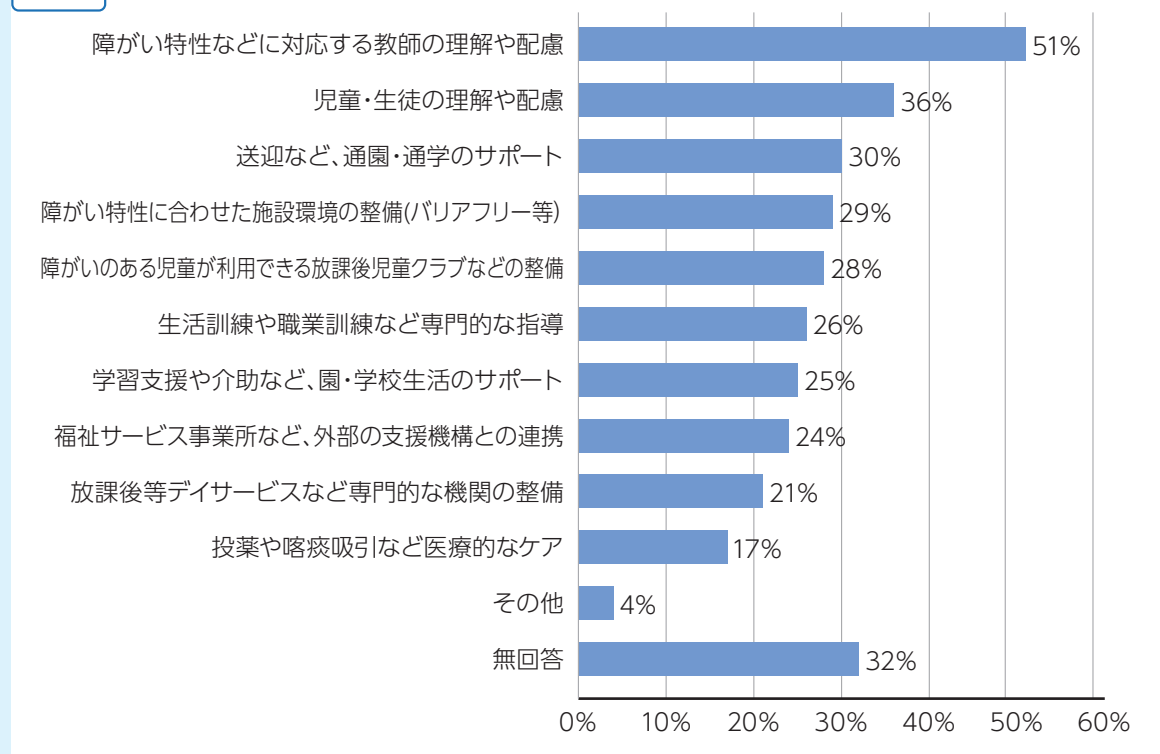


	保育所	幼稚園	認定こども園	障がい児の通所支援施設など	小学校(普通学級)	小学校(特別支援学級)	中学校(普通学級)	中学校(特別支援学級)	高等学校	特別支援学校	専修学校・専門学校	特に通園・通学はしていない	その他
身体	5%	0%	0%	9%	14%	0%	5%	9%	0%	45%	0%	5%	9%
療育	3%	7%	0%	13%	8%	31%	0%	13%	2%	30%	1%	0%	1%
精神	0%	0%	0%	13%	0%	50%	0%	25%	0%	25%	0%	0%	0%
発達	2%	6%	0%	18%	10%	41%	3%	7%	0%	21%	0%	0%	1%
全体	3%	6%	0%	15%	9%	33%	2%	11%	1%	28%	0.4%	0.4%	2%

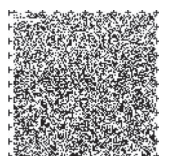


問13. あなたは、保育所・幼稚園・学校でどのような支援が必要だと思いますか
(複数回答)

全体

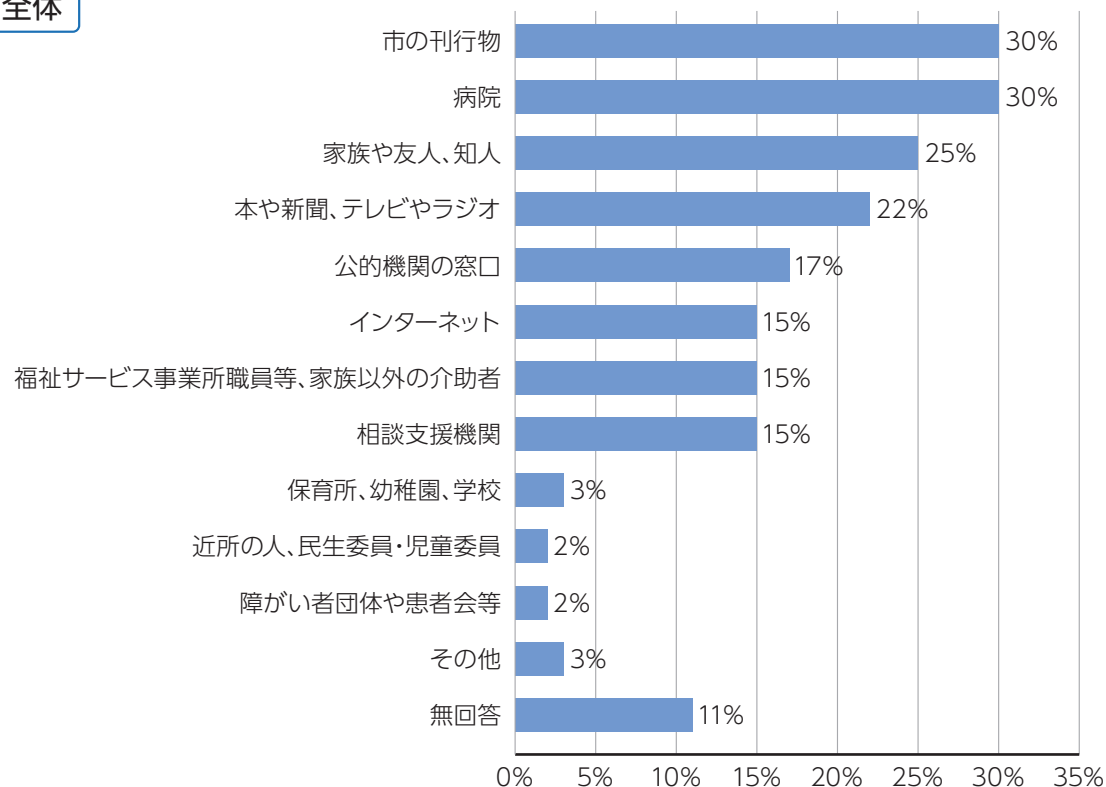


	障がい特性などに対応する教師の理解や配慮	児童・生徒の理解や配慮	送迎など、通園・通学のサポート	障がいのある児童が利用できる放課後児童クラブなどの整備	放課後等デイサービスなど専門的な機関の整備	学習支援や介助など、園・学校生活のサポート	障がい特性に合わせた施設環境の整備(バリアフリー等)	福祉サービス事業所など、外部の支援機構との連携	生活訓練や職業訓練など専門的な指導	投薬や喀痰吸引など医療的なケア	その他
身体	43%	31%	27%	23%	15%	20%	29%	19%	20%	16%	3%
療育	63%	40%	31%	33%	31%	31%	25%	34%	35%	10%	5%
精神	60%	43%	34%	34%	24%	29%	30%	29%	36%	22%	7%
発達	91%	68%	46%	66%	72%	60%	38%	54%	47%	16%	6%
難病	56%	42%	34%	30%	22%	28%	31%	23%	25%	23%	2%
全体	51%	36%	30%	28%	21%	25%	29%	24%	26%	17%	4%

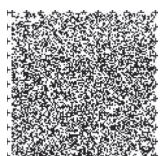


問14. 障がいや福祉サービス等の情報をどこから知ることが多いですか(複数回答)

全体



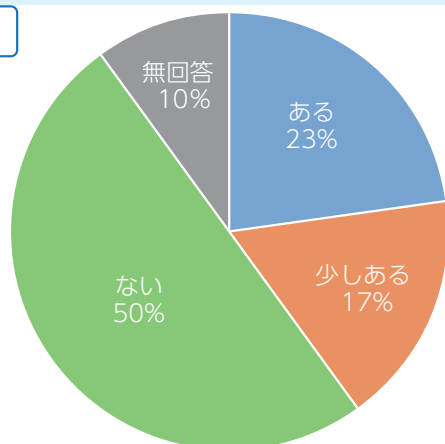
	本や新聞、 テレビやラジオ	市の刊行物	公的機関の窓口	インターネット	家族や友人、 知人	福祉サービス事業所 職員等、家族以外 の介助者	障がい者団体や 患者会等	病院	近所の人、 民生委員・ 児童委員	学校、 保育所、 幼稚園	相談支援機関	その他
身体	23%	35%	15%	10%	24%	13%	2%	27%	2%	1%	13%	2%
療育	11%	14%	13%	14%	30%	29%	3%	15%	1%	11%	21%	4%
精神	21%	21%	20%	21%	23%	18%	2%	49%	3%	1%	18%	3%
発達	18%	19%	16%	40%	38%	22%	1%	27%	0%	34%	38%	2%
難病	28%	36%	24%	30%	20%	5%	1%	42%	1%	1%	5%	4%
全体	22%	30%	17%	15%	25%	15%	2%	30%	2%	3%	15%	3%



権利擁護について

問15. いままで障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか

全体



	ある	少しある	ない	無回答
身体	17%	16%	56%	12%
療育	41%	22%	26%	11%
精神	43%	18%	31%	8%
発達	40%	26%	30%	4%
難病	9%	12%	73%	6%
全体	23%	17%	50%	10%

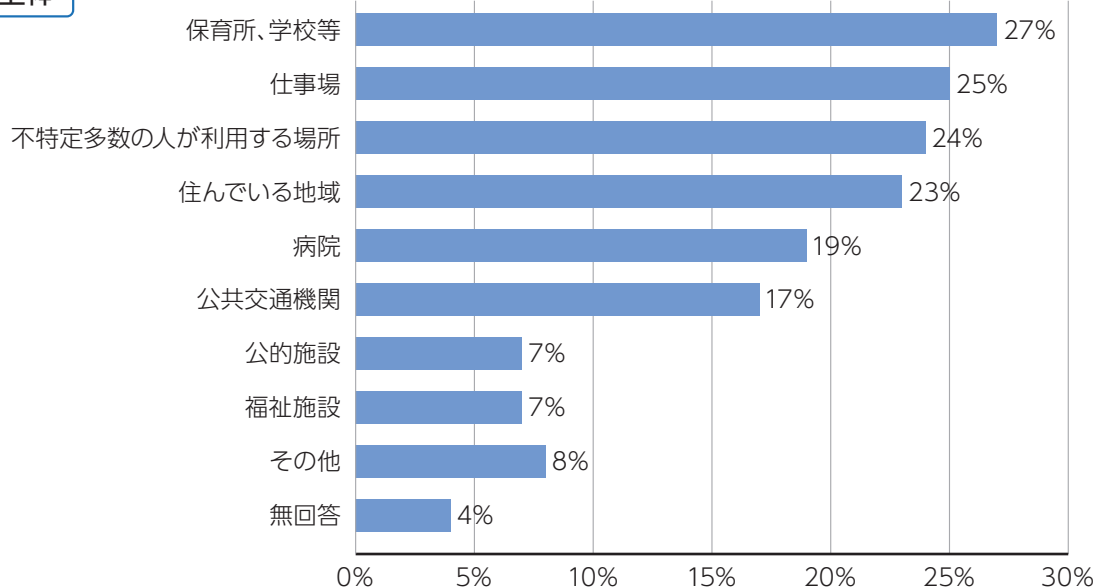
問16. どのような場所で差別やいやな思いをしましたか(複数回答)

※問15で「ある」又は「少しある」と答えた方

基数 (差別や嫌な思いをしたことがある方)

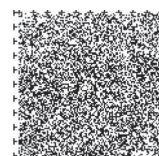
	身体	療育	精神	発達	難病	合計
人数	469	205	159	62	60	955

全体



	保育所、学校等	仕事場	病院	住んでいる地域	公的施設	福祉施設	不特定多数の人が利用する場所	公共交通機関	その他
身体	13%	24%	20%	25%	6%	6%	26%	21%	8%
療育	56%	14%	14%	23%	4%	7%	25%	11%	4%
精神	25%	46%	24%	25%	14%	9%	15%	15%	13%
発達	68%	0%	21%	24%	6%	8%	35%	13%	2%
難病	7%	50%	12%	10%	5%	2%	23%	17%	12%
全体	27%	25%	19%	23%	7%	7%	24%	17%	8%

資料編

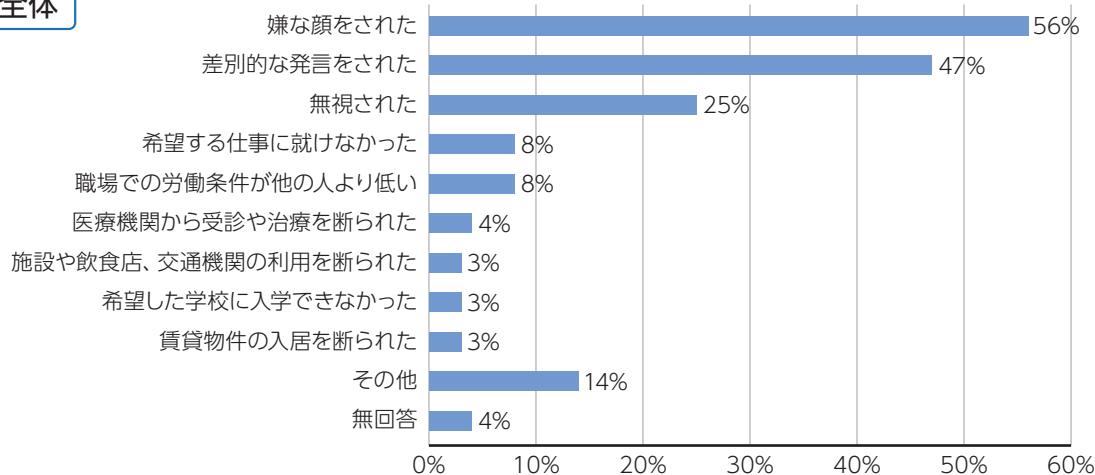


問17. どのようなことで嫌な思いをしましたか。
(複数回答)

基数 (差別や嫌な思いをしたことがある方)

	身体	療育	精神	発達	難病	合計
人数	469	205	159	62	60	955

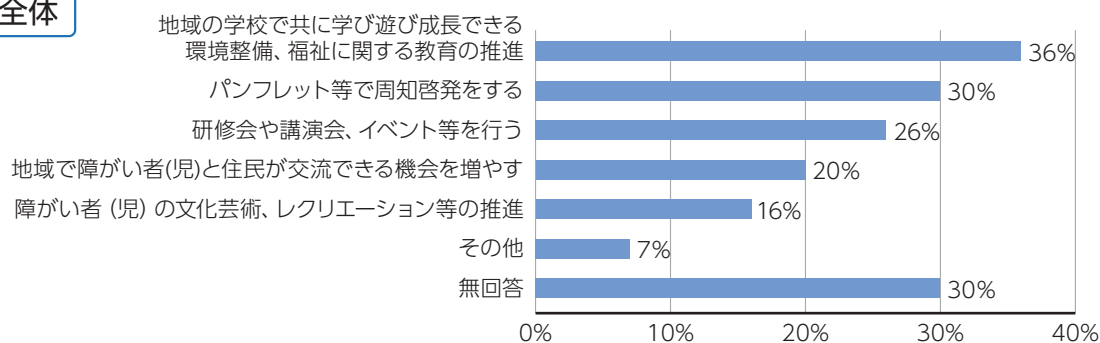
全体



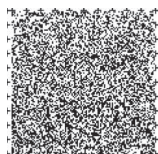
	差別的な発言をされた	嫌な顔をされた	無視された	希望する仕事に就けなかった	職場での労働条件が他の人より低い	施設や飲食店、交通機関の利用を断られた	医療機関から受診や治療を断られた	希望した学校に入学できなかった	賃貸物件の入居を断られた	その他
身体	39%	53%	23%	8%	9%	2%	4%	1%	2%	13%
療育	60%	60%	27%	4%	3%	4%	4%	8%	0%	11%
精神	52%	55%	36%	19%	16%	3%	6%	3%	6%	19%
発達	68%	73%	21%	0%	0%	8%	5%	3%	0%	10%
難病	37%	57%	15%	5%	10%	3%	5%	2%	8%	17%
全体	47%	56%	25%	8%	8%	3%	4%	3%	3%	14%

問18. 障がいのある方への差別を解消するため、取り組んでほしいことは何ですか。(複数回答)

全体

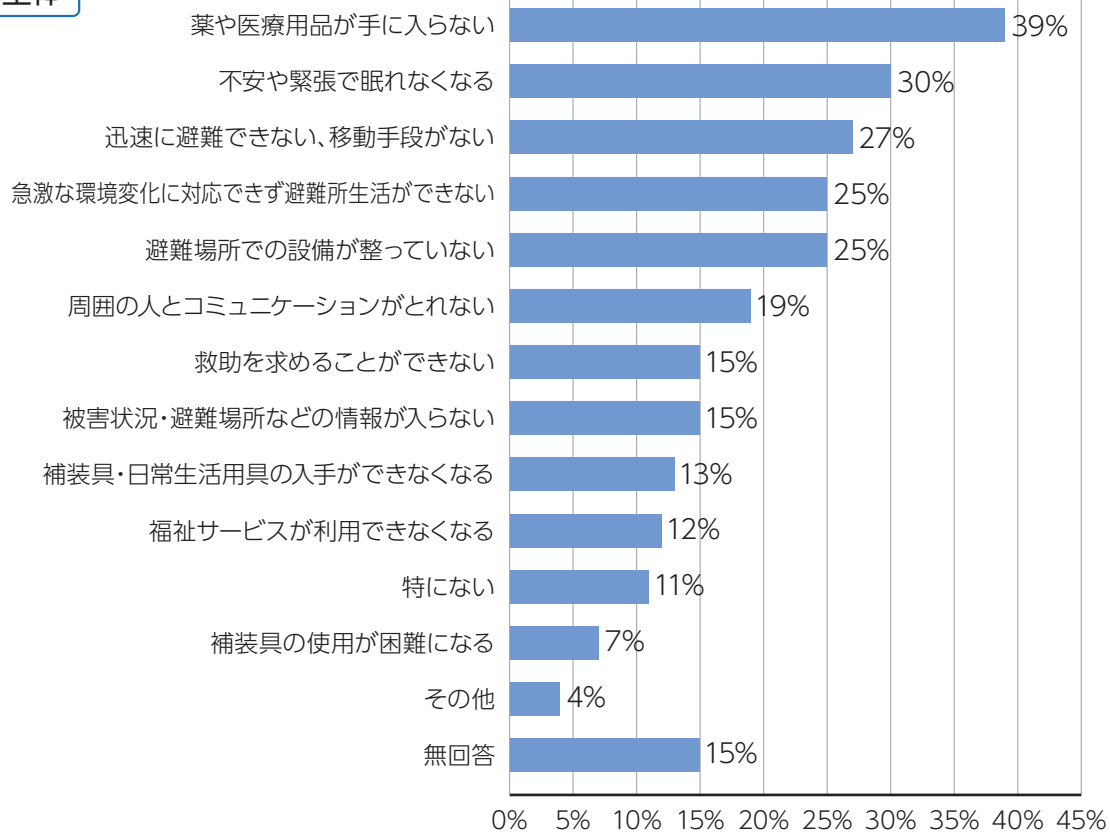


	パンフレット等で周知啓発をする	研修会や講演会、イベント等を行う	地域の学校で共に学び遊び成長できる環境整備、福祉に関する教育の推進	地域で障がい者(児)と住民が交流できる機会を増やす	障がい者(児)の文化芸術、レクリエーション等の推進	その他	無回答
身体	29%	22%	28%	16%	14%	6%	36%
療育	21%	29%	52%	26%	20%	9%	19%
精神	39%	41%	37%	33%	25%	8%	18%
発達	27%	33%	78%	29%	27%	6%	11%
難病	35%	27%	40%	19%	14%	5%	23%
全体	30%	26%	36%	20%	16%	7%	30%

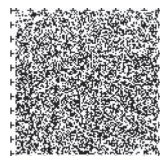


問19. 災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

全体



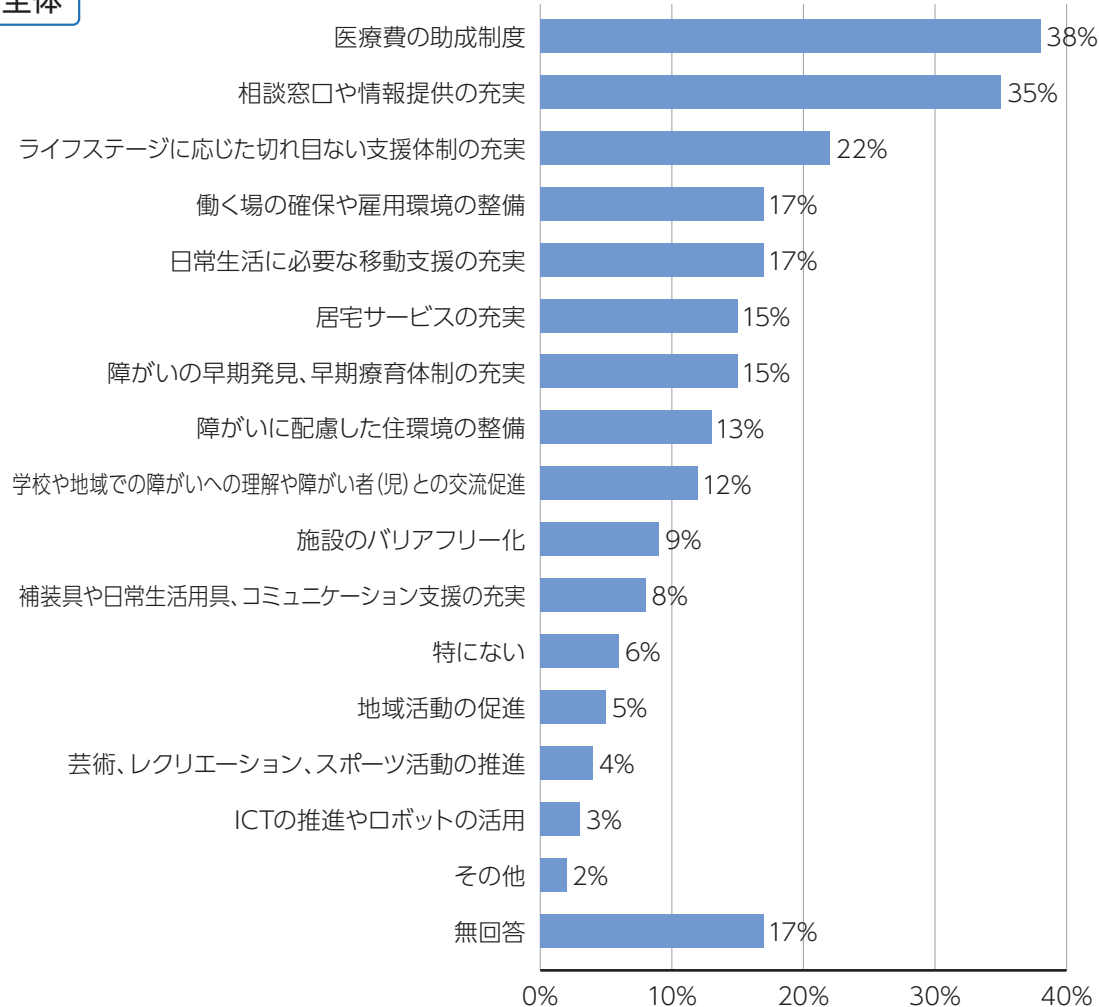
	薬や医療用品 (オムツなどが) 手に入らない	補装具・日常生活 用具の入手がで きなくなる	補装具の使用が 困難になる	救助を求めるこ と ができない	迅速に避難 できない、 移動手段がない	被害状況・避難 場所などの情 報が入らない	周囲の人とコミュ ニケーションがと れない	避難場所での設 備が整っていない	急激な環境変化に 対応できず、避難 所生活ができない	利用している福祉 サービスが利用 できなくなる	不安や緊張で 眠れなくなる	その他	特にない
身体	38%	15%	9%	13%	28%	15%	11%	26%	19%	11%	25%	4%	13%
療育	26%	6%	2%	29%	33%	21%	44%	22%	43%	18%	27%	3%	7%
精神	50%	13%	3%	17%	20%	15%	31%	19%	41%	16%	54%	6%	9%
発達	34%	6%	2%	35%	34%	19%	61%	30%	56%	15%	39%	4%	1%
難病	51%	14%	4%	4%	21%	10%	7%	30%	14%	6%	28%	2%	10%
全体	39%	13%	7%	15%	27%	15%	19%	25%	25%	12%	30%	4%	11%



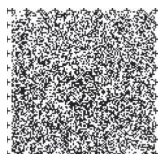
障がい福祉施策について

問20. あなたが必要だと思う障がい福祉施策は何ですか(3つまで回答)

全体



	相談窓口や情報提供の充実	障がいの早期発見、早期療育体制の充実	ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の充実	学校や地域での障がいへの理解や障がい者(児)との交流の促進	居宅サービスの充実	日常生活に必要な移動支援の充実	障がいに配慮した住環境の整備	働く場の確保や雇用環境の整備	施設のバリアフリー化	補装具や日常生活用具、コミュニケーション支援の充実	ICT(情報通信技術)の推進やロボットの活用	地域活動の促進	芸術、レクリエーション、スポーツ活動の推進	医療費の助成制度	その他	特にない
身体	34%	11%	16%	6%	17%	18%	10%	11%	9%	9%	2%	4%	3%	37%	2%	7%
療育	28%	20%	33%	25%	13%	15%	30%	23%	5%	3%	2%	5%	4%	27%	2%	6%
精神	45%	21%	26%	14%	15%	15%	18%	36%	8%	7%	5%	5%	8%	44%	5%	7%
発達	41%	37%	59%	53%	4%	19%	16%	41%	7%	10%	3%	2%	6%	24%	1%	1%
難病	37%	15%	21%	8%	12%	17%	6%	20%	12%	6%	5%	6%	5%	57%	2%	5%
全体	35%	15%	22%	12%	15%	17%	13%	17%	9%	8%	3%	5%	4%	38%	2%	6%



5 関係要綱・規約

第1 郡山市障がい者自立支援協議会規約

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、郡山市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この協議会は、郡山市内に居住する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児（以下「障がい児者」という。）等に関する福祉、保健医療等の各種サービスや就労を総合的に調整、推進するとともに、教育及び経済団体との連携を強化し、もって障がい児者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 関係機関による連携強化のためのネットワーク構築に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (4) 郡山市障がい者計画、郡山市障がい福祉計画の策定又は変更及び評価に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、20人以内で次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 雇用関係機関
- (5) 経済団体
- (6) 障害福祉サービス事業者等
- (7) 障がい者又はその家族等
- (8) 郡山市
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

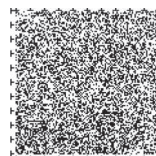
第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第7条 協議会に実務者会議（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、第4条の規定に掲げた団体及び関係行政機関等の実務者とする。
- 3 部会は、会長の指示に従い、特定の事項を調査・研究し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会の構成員は、会長が指名する。



(部会長及び副部会長)

第8条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長又は副部会長は、部会を構成する部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の議長となり、議事を整理し、部会の事務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(部会の開催)

第9条 部会は、部会別に随時開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、部会長が必要と認めるときは、部会を開催することができる。
- 3 部会長は、必要に応じて、専門的知識を有する者を、部会に出席させることができる。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り別に定める。

(運営会議)

第10条 協議会及び各部会間の円滑な運営を目的として、協議会に運営会議を置く。

- 2 運営会議の会員は、各部会長、事務局の代表、障がい福祉課職員、その他会長が必要と認める者とする。
- 3 運営会議に会長及び副会長を置き、運営会議の会員が互選する。
- 4 運営会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 運営会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を協議会に報告する。
 - (1) 各部会間の情報交換及び連絡調整に関する事
 - (2) 部会の新設、存続及び廃止に関する事
 - (3) 協議会の構成員に関する事
 - (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第11条 協議会の事務は、障がい福祉課で処理する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 協議会に係る会議の参加者は、正当な理由なしに、会議に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

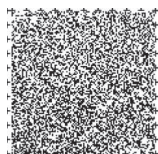
(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

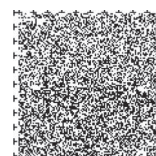
(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年8月21日から施行する。



第2 郡山市障がい者自立支援協議会会員

区 分	会員名	機関・団体名
学識経験者	松 井 壽 則	前日本大学工学部准教授
	平 石 典 生	福島県弁護士会郡山支部
保健・医療 関係者	森 田 浩 之	福島県総合療育センター所長
	太 田 健 二	太田整形外科クリニック院長
	佐久間 啓	あさかホスピタル院長
教育関係者	齋 藤 恵 子	福島県立郡山支援学校長
	西 村 則 昌	福島県立あぶくま支援学校長
	酒 井 勝 弘	郡山市立橘小学校長(特別支援教育研究会 会長)
雇用・経済 団体	高 羽 秀 幸	郡山公共職業安定所長
	内 藤 清 吾	郡山商工会議所顧問
関係機関	佐 藤 早 苗	福島県県中児童相談所長
	高 橋 正 光	郡山市民生児童委員協議会連合会副会長
障害福祉 サービス・ 地域生活 支援事業	高 荒 淳	障がい者支援施設南東北さくら館施設長
	角 田 ミキ子	社会福祉法人ほっと福祉記念会理事長
	石 塚 澄 江	社会福祉法人郡山コスモス会副理事長
当事者団体	佐 藤 邦 子	郡山市聴力障害者協会
	國 井 剛	郡山市手をつなぐ親の会会長
	朝 生 裕 之	県中地域精神保健福祉団体連絡会副会長
郡山市	本 田 文 男	保健福祉部長



第3 郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市障がい者計画、郡山市障がい福祉計画及び郡山市障がい児福祉計画（以下「郡山市障がい者福祉プラン」という。）の改訂について調査及び検討を行うため、郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郡山市障がい者計画 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3号に規定する市町村障害者計画をいう。
- (2) 郡山市障がい福祉計画 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画をいう。
- (3) 郡山市障がい児福祉計画 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 郡山市障がい者福祉プランの改訂等に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事務に関すること。

(組織)

第4条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には、保健福祉部次長、副会長には障がい福祉課長及び保健所地域保健課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

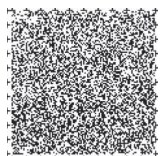
第6条 検討会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

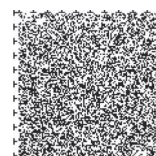
附 則

- この要綱は、平成26年5月14日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



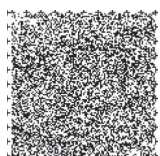
別表（第4条関係）

部 局 名		職 名
総 務 部		人事課長、防災危機管理課長
政策開発部		ソーシャルメディア推進課長、広聴広報課長、 雇用政策課長
市 民 部		市民・NPO活動推進課長、男女共同参画課長 セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部		スポーツ振興課長、国際政策課長
生活環境部		3 R 推進課長
保健福祉部		保健福祉総務課長、生活支援課長、健康長寿課長 地域包括ケア推進課長、介護保険課長 保健所総務課長、保健所放射線健康管理課長
こ ども 部		こども未来課長、こども支援課長、こども育成課長
農 林 部		農業政策課長、園芸畜産振興課長
建設交通部		道路建設課長、道路維持課長、総合交通政策課長、建築課長、 住宅政策課長
都市整備部		都市政策課長、区画整理課長、公園緑地課長、 開発建築指導課長
教育委員会	教育総務部	総務課長、生涯学習課長、中央公民館長、中央図書館長
	学校教育部	学校教育推進課長、教育研修センター所長、 総合教育支援センター所長
選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局次長



6 策定経過

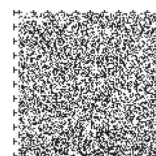
年 月 日	会 議 名 等	備 考
2019年7月24日	アンケート調査(7月24日～9月30日)	抽出人数 4,781人
2020年6月17日	第1回 郡山市障がい者自立支援協議会全体会	策定概要(書面開催)
2020年6月19日	第1回 郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会	(書面開催)
2020年6月30日	第1回 郡山市障がい者自立支援協議会運営会議	
2020年7月28日	第2回 郡山市障がい者自立支援協議会運営会議	
2020年8月18日	第2回 郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会	(書面開催)
2020年8月19日	第2回 郡山市障がい者自立支援協議会全体会	骨子案審議(書面開催)
2020年8月31日	障がい者団体との意見交換会(8団体)	
2020年9月29日	第3回 郡山市障がい者自立支援協議会運営会議	
2020年10月23日	第3回 郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会	(書面開催)
2020年10月27日	第4回 郡山市障がい者自立支援協議会運営会議	
2020年11月18日	第3回 郡山市障がい者自立支援協議会全体会	素案審議
2020年11月27日	第5回 郡山市障がい者自立支援協議会運営会議	
2020年12月15日から 2021年1月15日まで	パブリックコメント	
2021年1月26日	第4回 郡山市障がい者福祉プラン策定庁内検討会	(書面開催)
2021年1月29日	第6回 郡山市障がい者自立支援協議会運営会議	
2021年2月10日	第4回 郡山市障がい者自立支援協議会全体会	最終案審議(書面開催)



7 用語解説

【あ行】

あ	アール・ブリュット	フランスの画家ジャン・デュビュッフェによって考案された言葉で、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から沸き上がる衝動のままに表現した芸術を指す。加工されていない生（き）の芸術という意味で、英語ではアウトサイダー・アートと称されている。
	ICT	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術。コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
	アクセシビリティ	誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	新しい生活様式	長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。
い	一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。そこでは、障がい者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、合理的配慮が提供されること等が必要とされている。
う	ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
え	SDGs (エスディーゼーズ)	Sustainable Development Goals の略語。持続可能な開発目標。2015年9月に国連で採択され、2030年までに達成を目指す17の目標と169のターゲット（具体目標）からなる世界共通課題解決のための目標。
お	オストメイト	病気や事故などで消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ）を造設した人のこと。

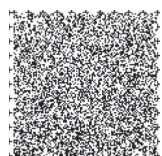


【か行】

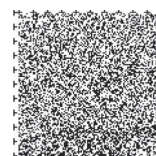
き	ギャンブル等依存症対策基本法	(平成30年法律第74号) ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策等を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図ることを目的とした法律。 (2018 (平成30) 年7月公布、10月施行)
け	権利擁護	自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。
こ	こおりやま広域連携中枢都市圏	住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し、郡山市を含む近隣の16市町村で形成する連携中枢都市圏。 【構成自治体】(5市7町4村) 郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
	郡山市障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。
	郡山市障がい者自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、地域の相談支援体制の強化及び障がい福祉システムづくり等について中核的な協議を行う場として設置される。

【さ行】

し	児童福祉法	(昭和22年法律第164号) 児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。 (1948 (昭和23) 年1月施行)
	障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)。 障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図るための法律。(1960 (昭和35) 年7月施行)
	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)。 障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい等を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がい等を理由とする差別の解消を推進するための法律。 (2013 (平成25) 年6月公布、2016 (平成28) 年4月施行)



し	障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）。 障害者自立支援法に代わって制定された新たな法律。障がい者の定義に難病等を追加し、2014（平成26）年4月からはケアホームのグループホームの一元化、重度訪問介護の対象者の拡大などが実施された。 （2012（平成24）年6月公布、2013（平成25）年4月施行）
	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的としている。この条約は批准国に対し、障がい者の権利を確保するための取り組みを求めている。
	障害者の文化芸術活動の推進に関する法律	（平成30年法律第47号） 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律。 （2018（平成30）年6月公布、施行）
	障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）。 障がい者就労施設等からの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資するものとした法律。 （2012（平成24）年6月公布、2013（平成25）年4月施行）
す	スペシャルオリンピックス	知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。
せ	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任する他、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、不利益から守る制度。
	セーフコミュニティ	「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域住民、地域の団体、組織、関係機関、行政などが力をあわせて「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のことをいう。



【た行】

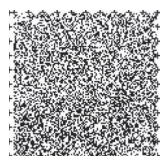
た	ダブルケア	育児期にある者（世帯）において、子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状況。
ち	地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づく市町村における地域生活支援事業の一つ。障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行うセンター。
て	DX (デジタルトランスフォーメーション)	Digital Transformation の略語。 「IT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

【な行】

な	難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって長期の療養を必要とするもの。難病のうち、医療費助成の対象疾病を「指定難病」と呼び、患者が置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、以下の要件の全てを満たすものを、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定する。 〈指定難病の要件〉 ①患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しないこと。 ②客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること。
の	ノーマライゼーション	「障害者基本計画（2002（平成14）年12月24日閣議決定）」では、「障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」とされている。

【は行】

は	8050（はちまるごーまる）問題	ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。
	発達障害者支援法	（平成16年法律第167号） 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害や、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能障害で、その症状が低年齢に発現する発達障害に対して、早期発見と早期療育や学校教育・就労・地域生活に必要な支援と家族への助言、発達障害の啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置など、その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定した法律。（2005（平成17）年4月施行）



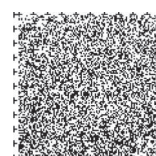
は	パラリンピック	4年に一度、オリンピック終了後に同じ開催地で行われる、障がい者のスポーツの世界大会。
	バリアフリー	障がい者等の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。また、物理的な障壁を取り除くだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がいを取り巻く生活全般に関連している障壁を取り除くことをいう。
ひ	PDCAサイクル	さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。
ふ	福祉的就労	一般就労が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、労働者としての権利や最低賃金は保障されず、あくまでも施設の利用者という立場であり、自立更生を促進する意味あいがある。
	福祉避難所	障がい者や高齢者等のために特別な配慮がされた避難所。
へ	ヘルプマーク  ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得られやすくなるよう作成されたマーク。このマークを模った樹脂性のタグを鞆などに付け、裏面にシールを張り必要な支援を記載することができる。

【ら行】

り	リハビリテーション	心身に障がいのある者の人間的復権を理念とし、障がい者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的、教育的分野等がある。
---	-----------	--

【や行】

よ	要約筆記者	話の内容をその場で要約し、文字にして聴覚障がい者に伝える作業に従事する者。
---	-------	---------------------------------------

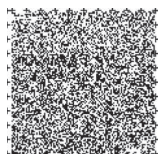




令和2年度郡山市障がい者作品展展示作品
「花たちの夏休み」
福島県立聴覚支援学校 中学部 阿部 亜衣 さん



令和2年度郡山市障がい者作品展展示作品
NPO法人こんぺいとうの会 あどばんす
ほがしゆんいち
穂刈 駿一 さん



第5期郡山市障がい者福祉プラン

2021(令和3)年3月

発 行 郡 山 市

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号

☐ 郡山市保健福祉部障がい福祉課

電 話：024-924-2381

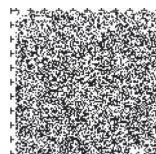
FAX：024-933-2290

E-mail：shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp

☐ 郡山市保健所地域保健課

電 話：024-924-2163

FAX：024-934-2960





表紙・裏表紙は、令和2年度郡山市障がい者作品展
において展示された作品の一部です。

表紙「私・・・みんなに伝えたい・・・」

福島県立聴覚支援学校 中学部 ^{よしだ なぎさ} 吉田 凧沙さん

裏表紙「みんなが集まる正門前の桜の樹」

福島県立聴覚支援学校 高等部 ^{すずき つばさ} 鈴木 翼颯さん

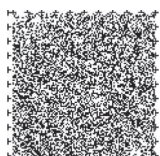


郡山市イメージキャラクター がくとくん おんぶちゃん

[携帯電話対応音声コード]

この中に、文字情報が記録されています。

専用の読み取り装置、音声コード対応携帯電話又はスマートフォンアプリ
(uni-voice)を使って音声で出力できます。



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と
植物油インキ、UDフォントを使用しています。

紙へリサイクル可

